

第5編 資料編

第1章 資料

1 社会福祉施設（要配慮者利用施設）の状況表

（令和8年2月1日現在）

・養護老人ホーム

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
平沼寮	(福)平沼寮	西坊城73-1	52-1540	50

・特別養護老人ホーム

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
慈光園	(福)慈光園	池田444	52-5001	134
和里（にこり）	(福)太樹会	野口325-3	52-0125	110
あまがし苑 高田	(福)甘樫会	神楽3-11-13	21-1666	29

・有料老人ホーム

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
こころぷらす 高田	(株)ティー・ブレーション	材木町7-1	21-5230	36
ベルライフ 大和高田	(株)日本ベルアーヂュ	西町2-30	25-4165	80
れい	(株)奈良ケアセンター はる	磯野北町8-8	25-2086	38
ソレイユの丘 築山駅前	(株)ソレイユ・メディ カルケアグループ	大谷448-4	52-3061	33
れんげハイツ 大和高田	(福)慈傳会	日之出町15-12	51-0745	50
ピア高田	(NPO)れんげ メディカルグループ	片塩町8-16	51-0137	55

さくらグレイス 大和高田	(株)エスポワール	西三倉堂1-7-12	43-5783	40
チェリー・ワン 大和高田	(株)日本介護医療 センター	神楽2-13-25	24-7608	48
寿福の郷 大和高田	(株)ケントメディカル センター	南今里町1-30	51-0900	50

・介護老人保健施設

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
光陽	(医)西井会	根成柿321-1	53-1115	85
ふれあい	(社医)健生会	日之出町13-15	23-5530	88

・小規模多機能型居宅介護施設

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
菴楽路	(有)ソフト	大谷349-1	22-8500	29
あすならホーム高田 多機能型ケアホーム	(福)協同福祉会	礪野南町5-15	21-1165	29

・看護小規模多機能型居宅介護施設

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
ももの家	(社医)健生会	日之出町17-22	21-1180	29

・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
社会福祉法人甘樫会 あまがし苑高田	(福)甘樫会	神楽3-11-13	21-1666	18
グループホーム ゆかりの里苑	(有)サン企画 コーポレーション	松塚850-3	52-2942	16
グループホーム いまざと元気村2	(有)かもん	今里町19-36	53-7017	18
大和高田グループ ホームまほろば	(株)アップワード	曾大根2-9-18	25-1600	18
グループホーム ベルライフ築山	(株)日本ベルアーヂュ	築山696	21-0021	18
グループホーム 未草の郷	(有)サン企画 コーポレーション	奥田33-1	24-5222	18

・指定障害福祉サービス（その他福祉入所施設）

施設名称	設置主体	所在地	電話番号	入所定員
愛の集い学園	(福)愛の集い学園	根成柿340-1	52-5174	30
指定障害者支援施設 青垣園	(福)青垣園	藤森94-1	53-2700	90
救護施設 青垣園	(福)青垣園	藤森86-2	53-2525	100

2 国籍・地域別外国人登録状況表

(令和7年8月1日現在)

国籍・地域	区分	男	女	計
ブラジル		8	5	13
中国		75	96	171
台湾		2	20	22
朝鮮		6	7	13
韓国		65	100	165
フィリピン		14	66	80
タイ		2	22	24
英国		2	0	2
米国		7	3	10
オーストラリア		1	1	2
カナダ		1	0	1
インド		2	2	4
インドネシア		51	23	74
イタリア		1	0	1
スペイン		0	1	1
シンガポール		0	1	1
ミャンマー		24	84	108
バングラデシュ		11	3	14
カンボジア		5	2	7
スリランカ		16	37	53
ドイツ		0	1	1
ラトビア		0	1	1
ネパール		41	92	133
パキスタン		3	1	4
ペルー		6	4	10
トルコ		1	0	1
南アフリカ共和国		0	1	1
ウズベキスタン		5	0	5
ベトナム		173	102	275
合 計		522	675	1,197

3 市内各学校一覧表

(令和7年5月1日現在)

学校名	所在地	電話番号	生徒・児童数
片塩小学校	旭北町 2-1	22-0151	298
高田小学校	大中東町 5-15	22-0251	402
土庫小学校	土庫 3-2-61	22-0351	63
浮孔小学校	中三倉堂 2-5-43	22-0451	324
磐園小学校	有井 1	22-0551	314
陵西小学校	池田 3	22-0651	274
菅原小学校	根成柿 436	22-0751	318
浮孔西小学校	曾大根 1-5-1	53-0313	268
高田中学校	大中東町 5-48	22-0851	325
片塩中学校	中三倉堂 2-9-28	22-0951	532
高田西中学校	池田 330	22-7851	304
市立高田商業高等学校	材木町 8-3	22-2251	
県立高田高等学校	礪野東町 6-6	22-0123	
私立奈良文化高等学校	東中 127	22-8315	

4 市内各保育所一覧表

(令和7年8月1日現在)

保 育 所 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
高 田 こ ど も 園	内本町 11-22	4 3 - 5 0 0 1	園児 1 4 3
土 庫 こ ど も 園	土 庫 1-10-19	4 3 - 7 8 0 1	園児 1 2 5
片 塩 保 育 所	旭北町 4-34	2 2 - 3 1 9 0	園児 8 1
天 満 保 育 所	吉 井 74-2	5 3 - 3 4 0 0	園児 8 1
み ど り 保 育 所	曙 町 20-35	5 2 - 4 8 9 1	園児 5 9
浮 孔 保 育 所	西三倉堂 1-13-14	2 2 - 3 0 0 8	園児 1 0 6
磐 園 保 育 所	有 井 108-2	5 3 - 3 0 0 0	園児 9 6
高 田 西 保 育 所	市 場 535-1	2 2 - 6 7 7 5	園児 7 1
つぼみ認定こども園	片塩町 15-33	5 2 - 2 7 8 1	園児 1 4 7
三 倉 堂 保 育 園	中三倉堂 1-9-3	5 2 - 5 1 2 3	園児 4 0
よ の も と 保 育 園	出 154-1	5 2 - 1 5 4 1	園児 9 2
か な え 保 育 園	築 山 440-10	2 2 - 7 1 2 3	園児 9 9
トナリのかなえ保育園	幸 町 3-18	2 3 - 1 0 7 0	園児 2 0
高田こどりの保育園	高砂町 2-1	2 3 - 5 1 0 5	園児 2 0
スクールドエンジェル保育園 高田園	幸町 2-18-212	5 1 - 5 5 2 5	園児 1 7

5 備蓄倉庫備蓄品目一覧表（基準）

（令和7年8月1日現在）

総合福祉会館（ゆうゆうセンター）、武道館、葛城コミュニティセンター、市内8小学校、市内3中学校、市立高田商業高等学校、県立高田高等学校、文化会館（さざんかホール）、総合公園コミュニティプール、菅原公民館

品名	数量	品名	数量
発電機	3	大ハンマー	10
投光機	3	大バール	10
チェーンソー	2	大なた	10
ジャッキ	1	担架	10
救命ロープ	3	リヤカー	3
ろ水機	1	延長コード	2
簡易トイレ	10	ランタンライト	5
防水シート	100	毛布	200
スコップ	10	非常食（アルファ化米）	200
つるはし	10	保存水（500ml）	200

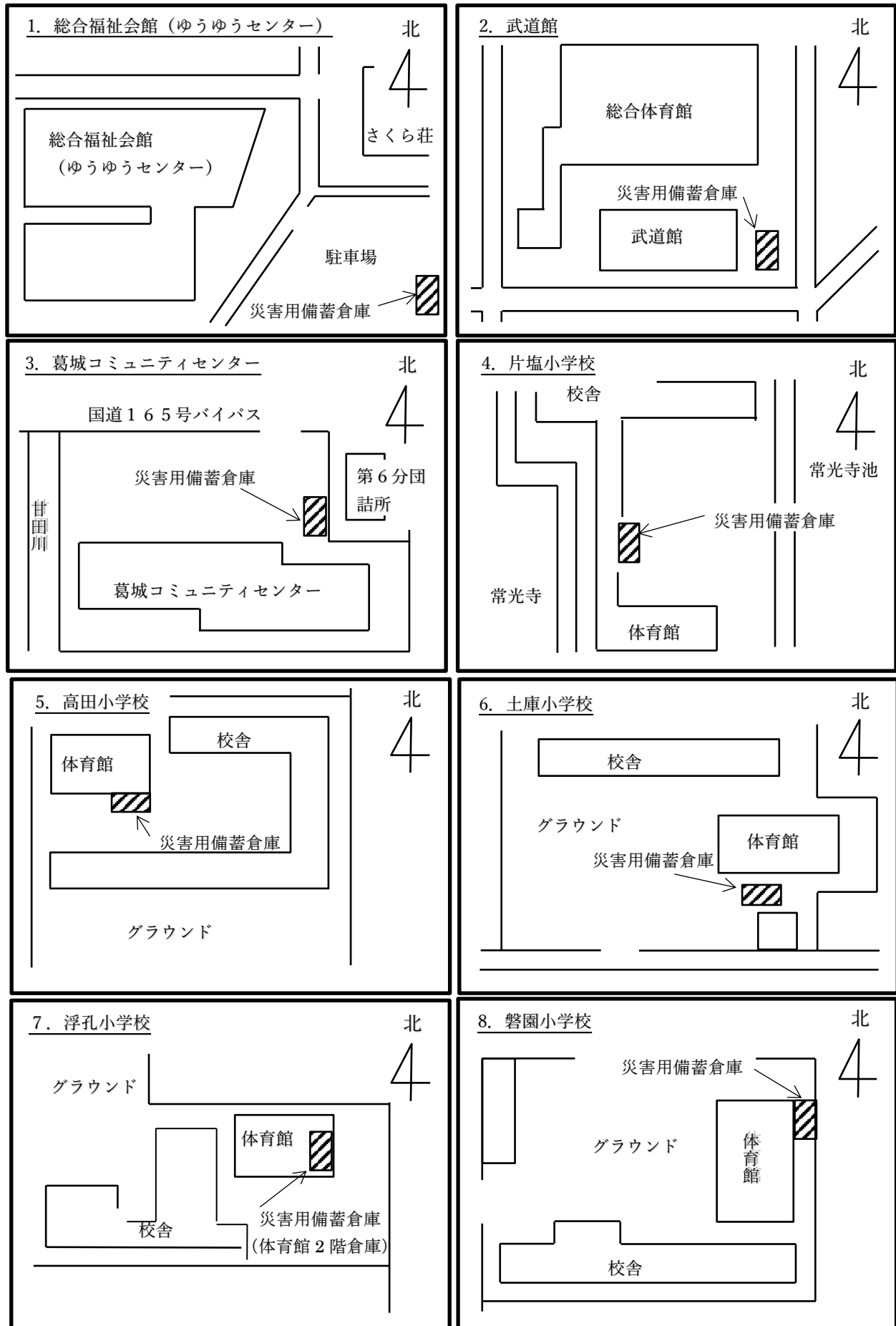
市民交流センター

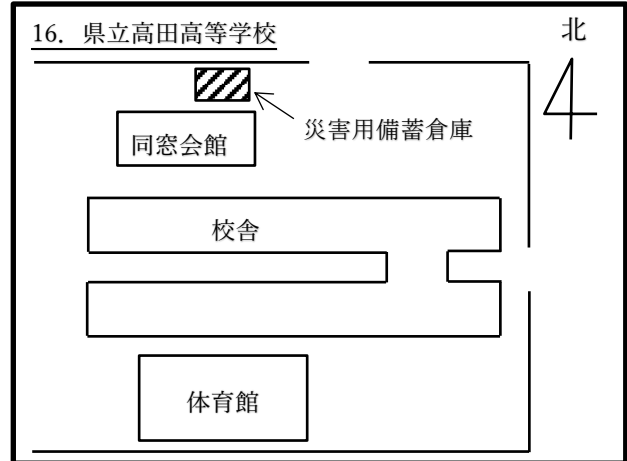
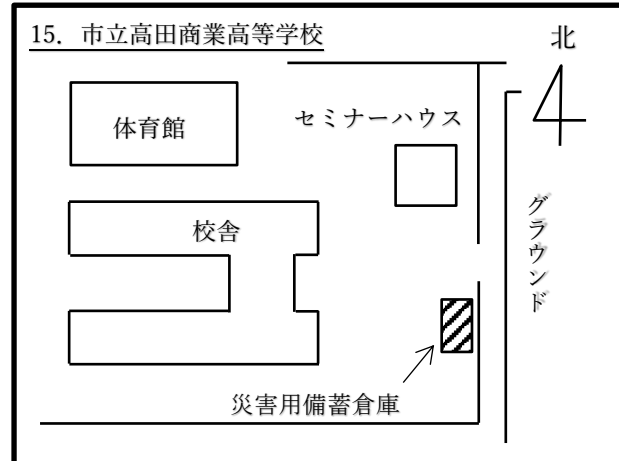
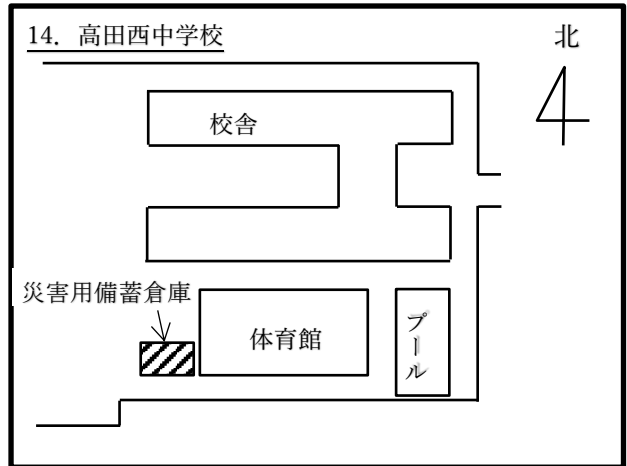
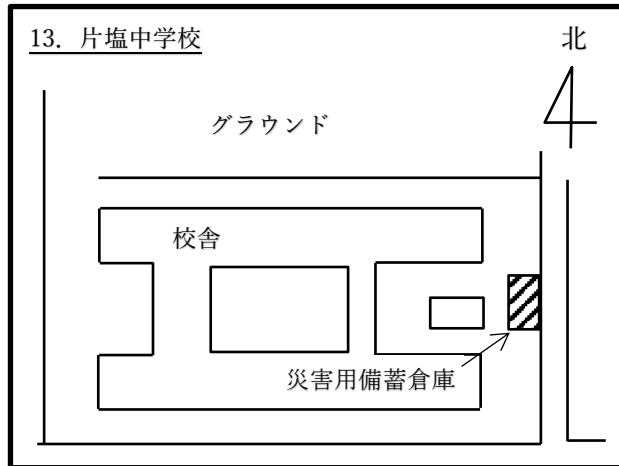
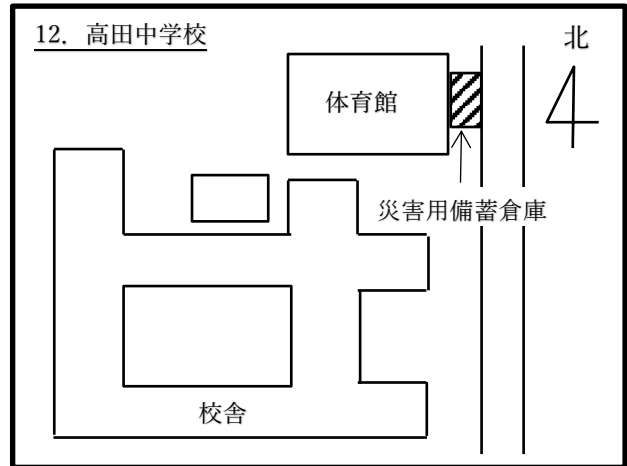
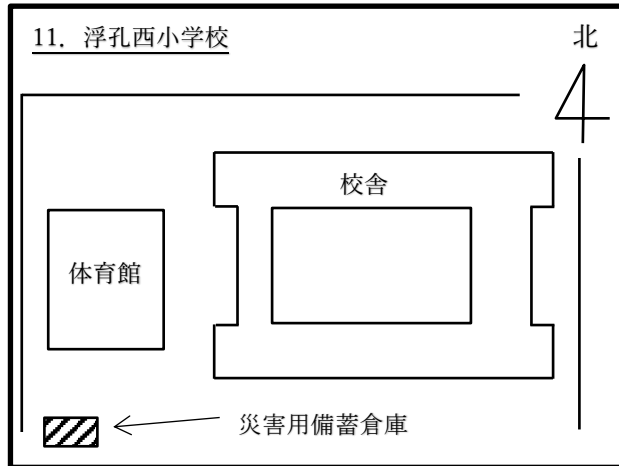
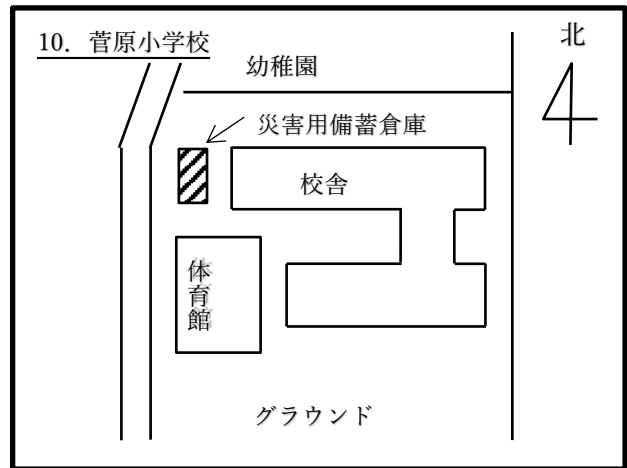
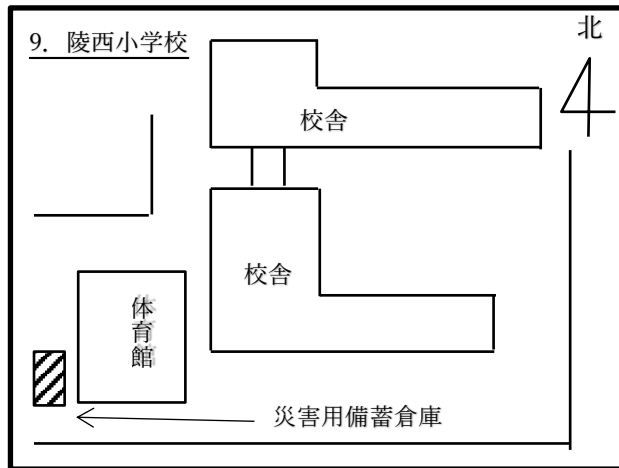
（令和7年8月1日現在）

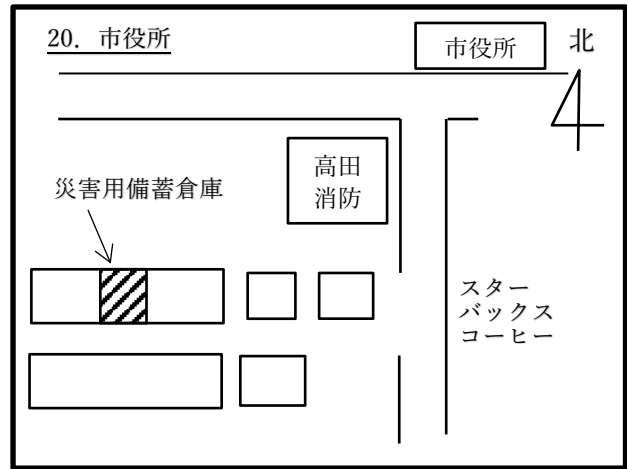
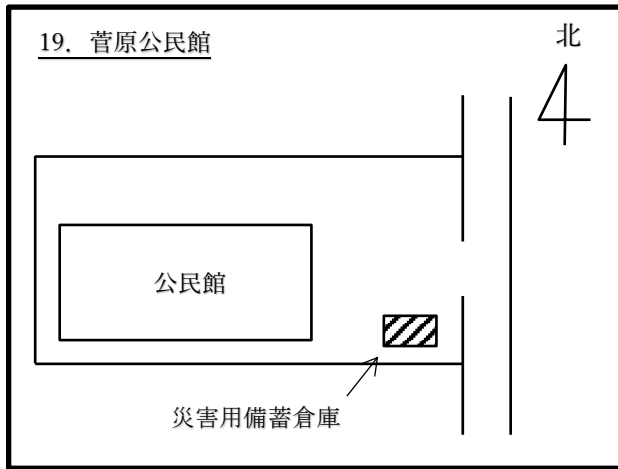
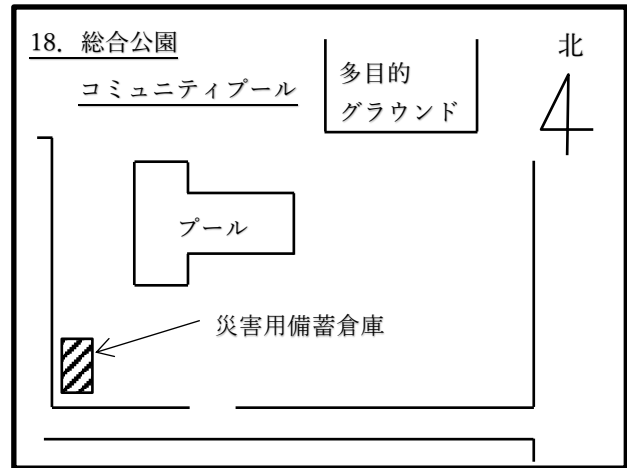
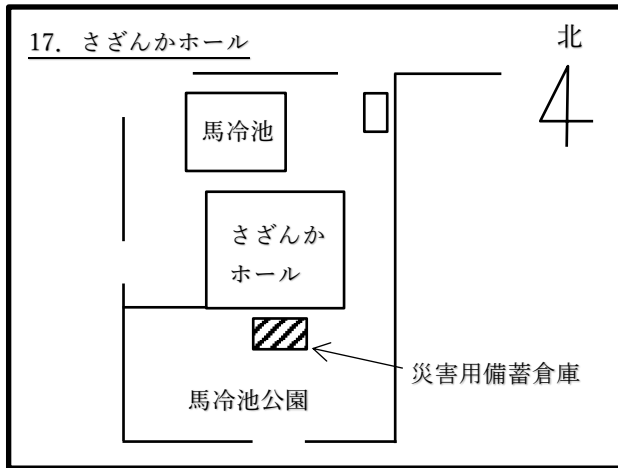
品名	数量	品名	数量
非常食（アルファ化米）	56,850	保存水（500ml）	15,000

6 災害用備蓄倉庫設置位置図

(令和8年1月1日現在)







7 通信施設状況

(1) 防災行政無線装置及び携帯型無線機

(令和7年4月1日現在)

設置名	施設の種類	無線種別		設置場所
市役所	同報系 MCA	親局	2W	市庁舎
片塩小学校	〃	拡声子局	〃	片塩小学校
菅原小学校	〃	〃	〃	菅原小学校
土庫小学校	〃	〃	〃	土庫小学校
高田小学校	〃	〃	〃	高田小学校
磐園小学校	〃	〃	〃	磐園小学校
陵西小学校	〃	〃	〃	陵西小学校
浮孔小学校	〃	〃	〃	浮孔小学校
浮孔西小学校	〃	〃	〃	浮孔西小学校
市営住宅市場団地	〃	〃	〃	市営住宅市場団地
市営住宅西坊城団地	〃	〃	〃	市営住宅西坊城団地
市役所 1	移動系 MCA	携帯型	〃	市庁舎
市役所 2	〃	〃	〃	市庁舎
市民交流センター	〃	〃	〃	市民交流センター
土木管理課	〃	〃	〃	市庁舎
下水道課	〃	〃	〃	市庁舎
高田消防署	〃	〃	〃	高田消防署
団本部 1	〃	〃	〃	団長
団本部 2	〃	〃	〃	副団長
本分団	〃	〃	〃	本分団詰所
第 1 分団	〃	〃	〃	1 分団詰所
第 2 分団	〃	〃	〃	2 分団詰所
第 3 分団	〃	〃	〃	3 分団詰所
第 4 分団	〃	〃	〃	4 分団詰所
第 5 分団	〃	〃	〃	5 分団詰所
第 6 分団	〃	〃	〃	6 分団詰所
第 7 分団	〃	〃	〃	7 分団詰所
第 8 分団	〃	〃	〃	8 分団詰所
第 9 分団	〃	〃	〃	9 分団詰所
第 10 分団	〃	〃	〃	10 分団詰所
水道	〃	〃	〃	奈良県広域水道企業団大和高田事務所庁舎
市立病院	〃	〃	〃	大和高田市立病院

関西電力(株)高田営業所	〃	〃	〃	
大和ガス(株)	〃	〃	〃	
高田警察署	〃	〃	〃	
総合福祉会館	〃	〃	〃	
武道館	〃	〃	〃	

(2) 消防及び救急無線施設

使用周波数 移動局送信 (F L) 263MHz~266MHz

(デジタル) 移動局受信 (F H) 272MHz~275MHz

移動局直接受信 (F L) 263MHz~266MHz

上記使用周波数内で活動波 14 波、主運用波 7 波、統制波 1 波を実装

使用周波数 移動局 (卓上型)、移動局 (可搬型)、移動局 (車載型) については、
(アナログ) 防災相互波 (158.35MHz) を実装

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

設置場所	施設の種類	局の区分		装置車名等	呼出名称 (識別信号)
高田消防署	消防救急 デジタル無線	移動局 (卓上型)	10W	本署受付	たかだ 2
〃	〃	移動局 (可搬型)	〃	本署指揮車	たかだ 1
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	本署指揮車	たかだ 101
〃	〃	〃	〃	本署ポンプ車	たかだ 201
〃	〃	〃	〃	本署タンク車	たかだ 301
〃	〃	〃	〃	本署救助工作車	たかだ 401
〃	〃	〃	〃	本署資機材搬送車	たかだ 601
〃	〃	〃	〃	本署資機材搬送車 (軽)	たかだ 603
〃	〃	〃	〃	本署人員搬送車	たかだ 701
〃	〃	〃	〃	本署屈折はしご車	たかだ 801
〃	〃	〃	〃	本署高規格救急車	たかだ 901
南出張所	〃	移動局 (卓上型)	〃	南出張所受付	たかだみなみ 2
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	南出張所ポンプ車	たかだ 202
〃	〃	〃	〃	南出張所高規格救急車	たかだ 902
東出張所	〃	移動局 (卓上型)	〃	東出張所受付	たかだひがし 2
〃	〃	移動局 (車載型)	〃	東出張所ポンプ車	たかだ 203

設置場所	施設の種類	局の区分		装置車名等	呼出名称 (識別信号)
〃	〃	〃	〃	東出張所高規格救急車	たかだ 903
高田消防署	〃	移動局 (携帯型)	2W	本署	たかだ 11
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 12
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 13
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 14
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 15
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 16
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 17
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 18
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 19
南出張所	〃	〃	〃	南出張所	たかだ 20
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 21
東出張所	〃	〃	〃	東出張所	たかだ 22
〃	〃	〃	〃	〃	たかだ 23

8 市内有線放送施設表

(令和6年4月1日現在)

	管理者	設置場所	電話番号	その他
1	本町振興組合	本町商店街振興組合		屋外スピーカー
2	天神橋(本郷町)	今徳青果店・森田時計店		屋外スピーカー
3	日之出二	公民館内		屋外スピーカー
4	日之出町	隣保館・光輪寺内	52-2244	家庭内スピーカー
5		光輪寺内	53-3358	
6	幸町ネオハイツ	管理事務所	23-2460	屋外スピーカー
7	曙町	東部こども会館	52-0495	家庭内スピーカー
8	昭和町イーストウイング [※]	管理事務所内		館内スピーカー
9	昭和町ウェストウイング [※]	管理事務所内	23-6224(管理人)	館内スピーカー
10	昭和町ノースウイング [※]	管理事務所内	25-1373	館内スピーカー
11	北市場	北市場防災倉庫	22-8844(総代)	家庭内スピーカー
12	市場	隣保館内	52-2898	家庭内スピーカー
13	新田	公民館内		屋外及び 家庭内スピーカー
14	野口	公民館内・副総代宅		家庭内スピーカー
15	西代	西蓮寺内	52-7290	家庭内スピーカー
16	出屋敷	浄善寺内	53-0127	家庭内スピーカー
17	池田	公民館内	53-6820(総代)	家庭内スピーカー
18	領家	公民館内		家庭内スピーカー
19	大谷	公民館内		家庭内スピーカー
20	北角	公民館内		家庭内スピーカー
21	中町	公民館内		屋外スピーカー
22	敷島町	公民館内		屋外スピーカー
23	北敷島町	公民館内		屋外スピーカー
24	神楽	公民館内		屋外スピーカー
25	池尻	公民館内		家庭内スピーカー
26	築山赤坂町	築山公民館内		屋外スピーカー
27	築山西之町			

	管理者	設置場所	電話番号	その他
28	築山北之町	築山公民館内		屋外スピーカー
29	田井	善行寺内	52-8991	屋外スピーカー
30	勝目	公民館内		屋外スピーカー
31	蔵之宮町	公民館内		屋外スピーカー
32	甘田町	公民館内		公民館内
33	田井新町	公民館内		屋外スピーカー
34	曾大根	公民館内		屋外スピーカー
35	南陽町	公民館内		家庭用スピーカー
36	東中	公民館内		家庭内スピーカー
37	春日町	公民館内		屋外スピーカー
38	根成柿	公民館内	22-5155	家庭内スピーカー
39	吉井	公民館内		家庭内スピーカー
40	奥田	公民館内		屋外スピーカー
41	新緑町	第二集会場内		屋外スピーカー
42	西新緑町	集会所(22号)		屋外スピーカー
43	出	公民館内	22-5954	家庭内スピーカー
44	根成柿ネオシティ	管理事務所内	23-2190	屋外スピーカー
45	土庫二丁目	公民館内		家庭内スピーカー
46	松塚	公民館内	22-8465(総代)	戸別受信機
47	藤森	公民館内		家庭内スピーカー
48	東雲団地	公民館内		家庭内スピーカー

9 非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法 52 条の 4 及び同法第 74 条の規定に基づく非常無線通信の利用は、この計画による。

(1) 非常無線通信実施の時期

非常無線通信は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生する恐れがある場合において、有線放送の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合実施することができる。

(2) 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、おおむね次の内容のものとする。

- ア. 人命救助に関すること。
- イ. 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害状況に関するもの
- ウ. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- エ. 電波法第 74 条による非常の場合の総務大臣の通信実施命令
- オ. 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ. 暴動に関する情報連絡とこれに必要な緊急措置に関するもの
- キ. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク. 遭難者の救護に関するもの
- ケ. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- コ. 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害状況およびその修理、復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- サ. 災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- シ. 災害対策基本法第 79 条の規定に基づき、指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
- ス. 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および賃金の調達、配分等に関するもの
- セ. 災害救助法第 7 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(3) 非常通報を利用できる者

非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- ア. 官庁（公共企業体を含む）及び自治体
- イ. 災害対策基本法に基づく各防災会議
- ウ. 日本赤十字社
- エ. 全国都市消防長連絡協議会
- オ. 電力会社

カ. 地方鉄道会社

キ. その他人命救助および急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(4) 非常通報の依頼事項

発信を希望する場合、電報頼信紙電報書体（カタカナ）又は通常の記事体（漢字をまじえてもよい）で次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

ア. あて先の住所、氏名（なるべく括弧をもって電話番号を付記する。）

イ. 本文（末尾の機関の名称を記入すること。）

ウ. 発信人の住所、氏名（なるべく括弧をもって電話番号を付記する。）

エ. 頼信紙の記事欄に「非常」と朱書きする。

10 予・警報等の関係組織電話番号表

(令和7年8月1日現在)

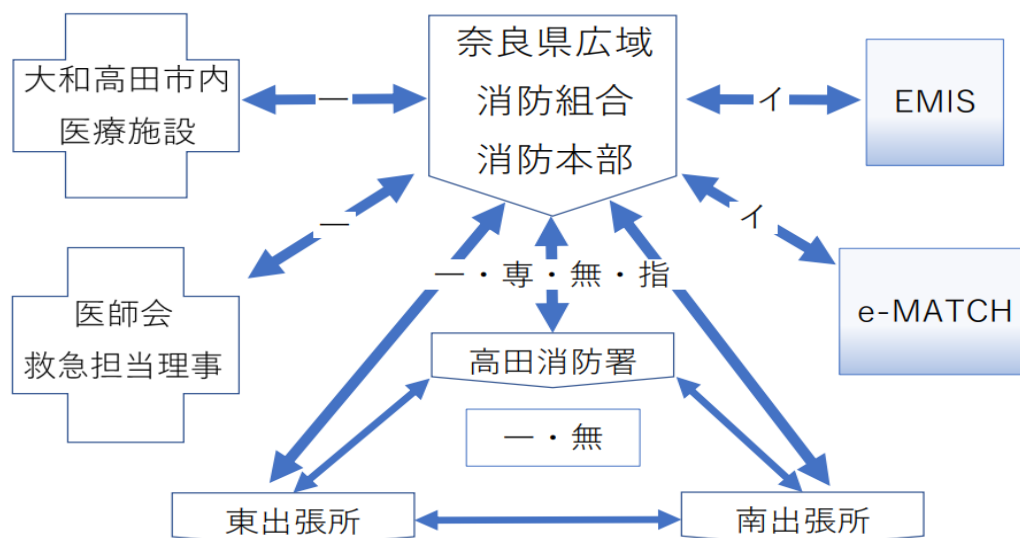
	伝達先	電話番号	備考
奈良 県	奈良県災害対策本部	0742-22-1101 内線(2288)	本部長知事
	防災統括室	0742-27-8425	総務情報班
	河川課	0742-27-7507	水防班
	奈良県高田土木事務所	52-6144	水防室
警察	奈良県警察本部	0742-23-0110	警備課
	高田警察署	22-0110	警備課
消防	高田消防署	22-0119	警防課
奈良地方気象台		0742-22-2555	
近畿地方整備局 大和川河川事務所		072-971-1381	

1.1 医療機関通信態勢

(1) 大規模事故発生時の医療関係等連絡組織

	組 織	電話番号
	高田警察署	22-0110
	市災害対策本部	22-1101
	高田消防署	25-0119
	奈良県広域消防組合 消防本部	0744-26-0119
	市立病院	53-2901
	土庫病院	53-5471
	中井記念病院	21-1100
	大和高田市医師会	23-6791
	奈良県救急安心センター	0744-20-0119
	奈良県立医科大学附属病院	0744-22-3051

(2) 通信連絡手段



一：一般電話 専：専用電話
 無：無線電話 指：指令電送出力装置 イ：インターネット回線

EMIS：広域災害救急医療システム（厚生労働省）

e-MATCH：救急医療管制・意思決定支援システム（消防庁 消防救急課）

12 市内医療機関

(令和7年8月1日現在)

診療機関名	住 所	診療科目	電話番号
大和高田市立病院	礪野北町1-1	内・循環・呼・消内・糖・脳内・外・消外・乳・整・小・産・泌・脳外・麻・眼・皮・耳鼻・放・放治・リハ・病理・臨床	53-2901
葛城メディカルセンター	西町1-45 大和高田保健センター 3F	人・健診	22-1408
葛城地区休日診療所	西町1-45 大和高田保健センター 1F	内・小・歯	22-7003
池田眼科医院	南本町2-8	眼	52-2202
石川耳鼻咽喉科医院	高砂町4-22	耳鼻	52-4355
上田医院	礪野東1-10	内・神内	52-3672
上田医院	内本町7-29	内・小	52-2067
うえだクリニック	内本町758-80 コープなんごう内	内・胃腸・放・肛	22-2701
おおはた耳鼻咽喉科	大谷758-80 コープなんごう内	耳鼻・アレルギー	49-0331
岡本耳鼻咽喉科医院	北本町2-24	耳鼻	22-3387
奥野クリニック	日之出東本町20-1 8	脳・脳内・リハ ・MRI	43-9700
尾崎整形外科医院	神楽190-5	整・リハ・リウ	52-6458
春日医院	東中2-4-1	内・小・呼	23-8010
かわにしクリニック	春日町1-8-36	整・リウ・内・リハ・スポ	52-1617
きむクリニック	土庫1-3-22	内・循・呼・小	24-7070
黄クリニック	神楽2-12-34	内・胃腸・循・呼・小・ 肛	24-3535
こどもとかぞくの診療所	市場699	小・内・皮・漢方	22-1515
酒本医院	北片塩町6-16	内・循・小	52-3603
阪本整形外科医院	神楽2-13-8	整	22-0024
下河辺医院	片塩町11-28	消内・胃腸	52-3391
翠悠会高田診療所	西町1-26	循・内・透析	23-1553
田中医院	幸町2-18 大和高田アーバンコン フォート1F	内・外・泌・皮・小・ リハ	23-7117
たむら眼科クリニック	幸町3-18 トナリエ3F	眼	25-2288
天満診療所	吉井40-1	内・小	52-5357
土庫こども診療所	日之出町13-3	小	23-1682
土庫病院	日之出町12-3	内・外・消・内・整・救 急・病理・肛・リハ	53-5471
中井記念病院	根成柿151-1	内・外・整・眼・循内・ 糖・消外・肛外・リハ・ 脳外・認	21-1100

診療機関名	住 所	診 療 科 目	電 話 番 号
なかえ耳鼻咽喉科	吉井350-1	耳鼻	24-3311
中 谷 医 院	礪野東町3-5	内・循内・消内	52-2191
中 谷 診 療 所	春日町2-1-60	内・小	52-2166
中 村 医 院	大谷600	内・小・放	52-1575
中 家 医 院	有井59-10	内・皮・小	52-5386
西 澤 医 院	内本町13-13	内・外・小	52-2266
にのみや整形外科	本郷町2-3	整・リハ	52-8208
はしもと婦人科クリニック	片塩町16-9 コトブキ2F	婦・内	24-2030
東 辻 医 院	永和町11-15	耳鼻・気	52-2866
日 の 出 診 療 所	日之出町11-6	内・眼	23-4321
前 之 園 診 療 所	土庫1-13-13	内・小・放・精	53-0201
ましたに内科クリニック	幸町3-18 トナリエ3F	糖・内泌	21-0266
松 田 医 院	本郷町10-27	内・小	52-6680
ま つ だ 眼 科	神楽2-1-23-4	眼	25-4146
松本クリニック	神楽2-1-23-2	精神・心内	23-6667
吉 田 医 院	礪野北町13-1	内・外・泌	23-0223
よねだクリニック	大中南町3-69	整・リハ	43-6868

1 3 中高層建築物

(令和7年4月1日現在)

建築物の階数	施設数
4階建	131
5階建	65
6階建	19
7階建	17
8階建	3
9階建	1
10階建	10
11階建	2
計	248

1 4 危険物施設・圧縮アセチレンガス等施設・液化石油ガス施設の数

(令和7年4月1日現在)

区分		危険物施設	施設数	
危険物施設	貯蔵所	屋内貯蔵所	13	67
		屋内タンク貯蔵所	8	
		屋外タンク貯蔵所	5	
		地下タンク貯蔵所	11	
		移動タンク貯蔵所	5	
	取扱所	給油取扱所	8	
		自家用給油取扱所	5	
		一般取扱所	10	
		第一種販売取扱所	2	
		圧縮アセチレンガス等施設		
液化石油ガス施設			70	

15 水防団体待機(通報)水位、氾濫注意(警戒)水位

(令和7年4月1日現在)

	河川名	観測所名	所在地 (量水標)	水 位 (m)			
				水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
1	高田川	磐築橋	大和高田市 築山	1.80	2.60	2.60	3.00
2	葛城川	広瀬	広陵町 広瀬	2.10	2.50	2.50	3.50
		曲川	橿原市 曲川町	1.90	2.40	2.50	2.90
		御所	御所市 旭町	1.30	1.80	1.80	2.30
3	葛下川	薬井	河合町 薬井	2.00	3.10	4.00	4.50
		上中	香芝市 高	1.50	2.50	3.60	4.10
		瓦口	香芝市 瓦口	0.60	1.10	1.20	1.70
4	曾我川	曾我	橿原市 曾我町	1.30	2.60	2.90	3.60
		車木	高取町 車木	1.10	1.30	1.50	2.00
		古瀬	御所市 古瀬	1.10	1.80	2.00	2.50

16 井堰一覧表

(令和7年8月1日現在)

井堰名	河川名	所在地	構造形式	寸法		管理者
				W (m)	H (m)	
田井池取水	葛城川	田井	鋼製起伏ゲート	7.0	0.6	田井水利組合
秋吉池取水	〃	秋吉	〃	22.0	1.7	秋吉水利組合
奥田	〃	葛城市新村	ゴム起伏ゲート	7.0	1.7	奥田水利組合
神楽	高田川	神楽	鋼製起伏ゲート	10.3	0.9	神楽水利組合
有井	〃	有井	〃	8.7	1.0	有井水利組合
三角池取入	〃	東中	〃	9.2	0.8	東中水利組合
東中大	〃	〃	〃	5.5	0.4	〃
松塚	曾我川	松塚	ゴム起伏ゲート	17.6	1.7	松塚水利組合
大谷池取水	葛下川	大谷	スライドゲート	5.0	1.5	大谷水利組合
ヨブ	〃	野口	ゴム起伏ゲート	4.0	1.5	野口水利組合
箱	〃	〃	スライドゲート	4.0	1.2	〃
一丁目	〃	市場	ゴム起伏ゲート	5.6	0.9	市場土地改良区
味噌ノ前	〃	〃	〃	2.8	0.4	〃
馬冷池取水	甘田川	日之出	スライドゲート	1.5	1.0	日之出水利組合
三倉堂上	〃	西三倉堂	鋼製起伏ゲート	5.0	0.8	三倉堂水利組合
水庫	〃	曾大根	ゴム起伏ゲート	3.4	1.0	曾大根水利組合
堂土脇	住吉川	西坊城	〃	7.0	1.0	西坊城水利組合
吉井大	〃	吉井	スライドゲート	2.7	1.5	吉井水利組合
藤森	土庫川	藤森	ゴム起伏ゲート	2.6	1.0	藤森水利組合
下ゴザ	小柳川	礪野	鋼製起伏ゲート	4.6	0.9	礪野水利組合
大	〃	〃	〃	4.5	0.9	〃

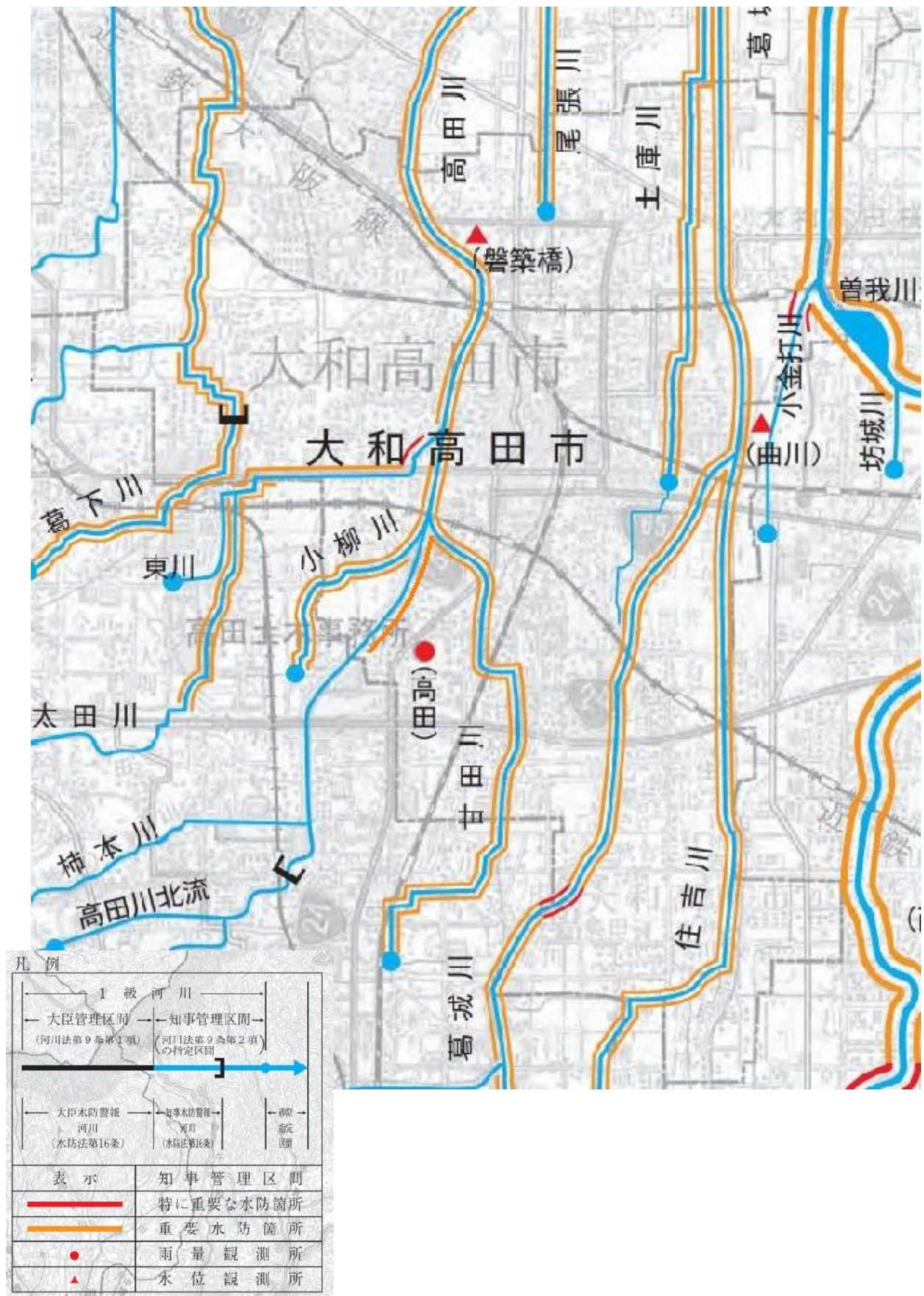
井堰名	河川名	所在地	構造形式	寸法		管理者
				W (m)	H (m)	
礪野新西池取水	小柳川	礪野	鋼製起伏ゲート	4.0	0.9	礪野水利組合
大	土庫川	土庫	〃	7.7	1.6	土庫北水利組合
外ヶ坪	〃	東雲	〃	6.3	1.1	土庫水利組合
大中池取水	太田川	大中	〃	3.7	0.8	大中水利組合
上ノ	〃	市場	〃	4.0	0.6	市場土地改良区
松塚水門	小金打川	松塚	スライドゲート	3.5	1.4	松塚水利組合
小金打川0号	〃	〃	ゴム起伏ゲート	8.0	2.0	松塚水利組合

17 重要水防区域及び危険区域

(令和7年8月1日現在)

	河川名	岸	重要水防区域		特に重要な区域	
			位置	延長 (m)	位置	延長 (m)
水防警報指定河川	葛城川	左	自：御所市御所～至：葛城市笛堂	4,200	自：葛城市笛堂～至：市内奥田	500
		左	自：市内奥田～至：曾我川合流点	10,100		
		右	自：御所市蛇穴～至：市内奥田	4,400	自：市内奥田～至：市内奥田	300
		右	自：市内奥田～至：曾我川合流点	10,100		
	高田川	左	自：市内磯野～至：広陵町大字沢	7,830		
		右	自：市内東中1丁目～至：広陵町大字南	7,430		
		右	自：市内磯野～至：広陵町・広陵町大字南	6,730		
	曾我川	左	自：樞原市曾我町～至：広陵町大字百済	3,600		
	葛下川	左	自：市内野口～至：香芝市尼寺1丁目	7,650		
		右	自：市内野口～至：王寺町本町1丁目	9,950		
指定外の河川	葛下川	左	自：葛城市南今市～至：市内野口	2,750		
		右	自：葛城市南今市～至：市内野口	2,750		
	小柳川	左	自：葛城市疋田～至：高田川合流点	1,370		
		右	自：葛城市西室～至：高田川合流点	1,370		
	甘田川	左	自：葛城市新町～至：市内栄町	3,140		
		右	自：葛城市新町～至：市内西三倉堂	3,140		
	住吉川	左	自：葛城市新村～至：葛城川合流点	4,830		
		右	自：葛城市新村～至：葛城川合流点	4,830		
	土庫川	左	自：市内今里町～至：葛城川合流点	4,220		
		右	自：市内今里町～至：葛城川合流点	4,220		
	太田川	左	自：葛城市疋田～至：市内市場	900	自：市内大中～至：高田川合流点	280
		右	自：葛城市疋田～至：葛城市尺土	900		
	尾張川	左	自：市内神楽～至：広陵町平尾	900		
		右	自：市内神楽～至：広陵町平尾	900		
	小金打川	左	自：樞原・高田市境界～至：曾我川合流点	750		
		右	自：樞原・高田市境界～至：曾我川合流点	750		

重要水防区域图



18 市内ため池表

(令和7年8月1日現在)

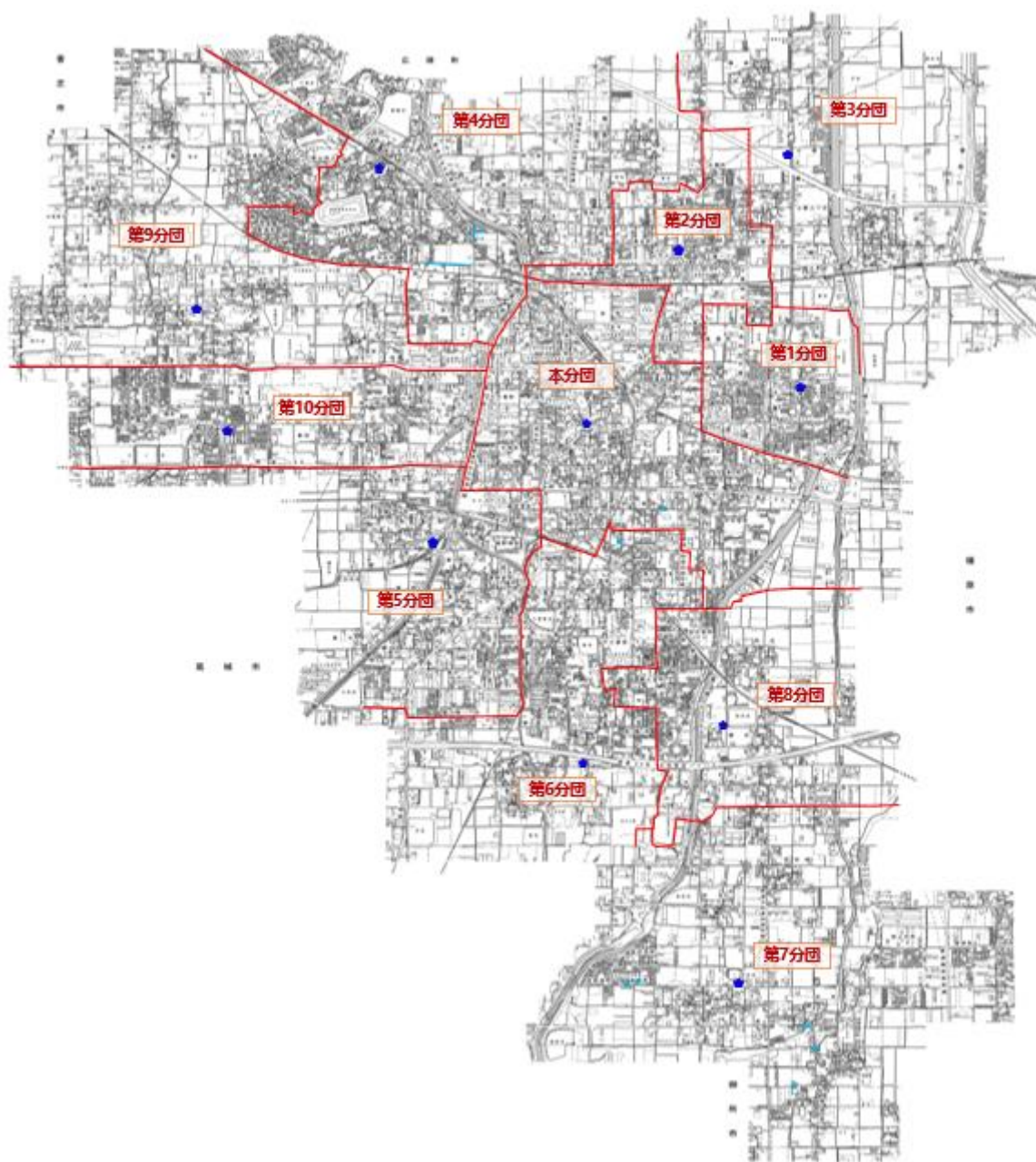
ため池等名称	所在地	貯水量 (m ³)
馬冷池	本郷町	760
新池	材木町	10,070
古池	東雲町	16,540
松塚池	松塚	45,300
常光寺池	旭北町	30,800
古池	有井	2,400
下池	有井	6,030
大中池	大 中	8,830
礪野池	礪野西	20,960
神楽池	神 楽	11,500
梅池	築 山	1,840
南郷池	築山北	46,000
新池	三倉堂	5,540
古池	三倉堂	7,610
田井池	田 井	13,850
三角池	東 中	37,700
古池	曾大根	29,410
三ッ池	市 場	21,250
西代池	西 代	27,400
野口南池	野 口	7,890
出屋敷池	出屋敷	4,800
名倉北池	池 田	14,600
池田池	池 田	1,110
北口池	池 田	710
六道池	大 谷	5,520
新池南	大 谷	23,200
奥田池	奥 田	31,490
弁天池	奥 田	2,040
箱ダブ池	奥 田	270
秋吉池	秋 吉	21,550
大池	藤 森	52,000
西池	池 尻	3,210
東池	池 尻	3,630
六反田池	日之出 東本町	310
勝目池	勝 目	570
西垣内池	田 井	150

19 防火対象物数

(令和7年4月1日現在)

項	区分	政令別表に定める防火対象物	数
1項	イ	映画館関係	1
	ロ	公会堂、集会場関係	37
2項	イ	キャバレー、カフェ関係	0
	ロ	遊技場関係	5
	ハ	風俗営業関係	0
	ニ	個室ビデオ店関係	1
3項	イ	待合、料理店関係	0
	ロ	飲食店関係	58
4項		百貨店、マーケット関係	81
5項	イ	旅館、宿泊所関係	12
	ロ	寄宿舎、共同住宅関係	397
6項	イ	病院、診療所関係	31
	ロ	養護施設関係	27
	ハ	デイサービス、軽費老人ホーム関係	71
	ニ	幼稚園、特別支援学校関係	9
7項		学校関係	23
8項		図書館	0
9項	イ	特殊浴場関係	0
	ロ	公衆浴場関係	4
10項		車両の停車場	5
11項		神社、寺院、教会	27
12項	イ	工場又は作業場関係	195
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	42
14項		倉庫等	82
15項		前各項に該当しない事業所	178
16項	イ	複合用途防火対象物	201
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	127
17項		重要文化財関係	5
18項		延長50メートル以上のアーケード	2
合 計			1,621

20 消防分团区域图



2 1 常備消防力・非常備消防力の現況表

(令和7年4月1日現在)

署所・分団別	区分	人員	消防車両				その他の車両						基地局	移動局	携帯無線	
			ポンプ車	タンク車	屈折はしご車	可搬式	高規格救急車	救助工作車	作業車	指揮車	広報車	資機材搬送車				人員搬送車
高田署		39	1	1	1		1	1		1		3	1		11	9
南出張所		12	1				1					1			3	2
東出張所		12	1				1								3	2
団本部		3														
本分団		13	1													1
第1分団		14	1													1
第2分団		9	1													1
第3分団		15	1													1
第4分団		15	1													1
第5分団		10	1													1
第6分団		15	1													1
第7分団		13	1													1
第8分団		15	1													1
第9分団		11	1													1
第10分団		14	1													1
女性消防団		12														
合計		222	14	1	1	0	3	1	0	1	0	4	1	0	17	24

2.2. 市内消防水利施設状況表

(1) 消防水利一覧表

(令和7年4月1日現在)

No	町名	目標位置	容量	管理
1	出屋敷	介護老人福祉施設「和里」	40 m ³	私
2	市場	大和高田リパティ壺番館	40 m ³	私
3	市場	市場児童公園東側	40 m ³	公
4	市場	松村宅北西側	40 m ³	公
5	市場	第10分団車庫	60 m ³	公
6	市場	第10分団車庫南側50m付近	40 m ³	公
7	市場	龍光院東側	40 m ³	公
8	市場	井生酒店南側 市営住宅市場団地前	40 m ³	公
9	市場	オークワ大和高田店	40 m ³	私
10	大谷	大和大谷別院東側路上	40 m ³	公
11	大谷	集会場西側(公園内)	40 m ³	公
12	築山	第4分団車庫	60 m ³	公
13	築山	飯田燃料店舗	120 m ³	公
14	池田	老人ホーム慈光園	40 m ³	私
15	大中	ライオンズ大和高田セントハウス	40 m ³	私
16	礪野北町	大和高田市立病院敷地内北東側	40 m ³	公
17	礪野町	パラツィーナ大和高田アネックス	40 m ³	私
18	礪野町	畑中産業株式会社内	40 m ³	私
19	神楽1丁目	エンゼルロワール大和高田内(Pゲート横0119)	40 m ³	私
20	神楽2丁目	志野義治宅前(神楽公園北側・開放型)	54 m ³	公
21	神楽3丁目	サンプラザ神楽	40 m ³	私
22	神楽3丁目	ディオフェルティ大和高田	40 m ³	私
23	池尻	スーパーおくやま	40 m ³	私
24	池尻	コーナン	40 m ³	私
25	日之出町	コスモ大和高田北側植込み内	40 m ³	私
26	日之出町	老人保健施設ふれあい北側	40 m ³	私
27	日之出町	土庫病院救急入口横	40 m ³	私
28	日之出町	第2分団車庫北側壁面	60 m ³	公
29	幸町	ライオンズマンション大和高田エントランス横(採水口)	40 m ³	私
30	幸町	ユニライフ大和高田東棟南東角	40 m ³	私
31	幸町	ネオハイツ大和高田B棟	40 m ³	私
32	幸町	大和高田アーバンコンフォート	40 m ³	私
33	幸町	シティヴィラ大和高田	40 m ³	私
34	北本町	東急ドエル・アルス	40 m ³	私
35	大中東町	ブランズ大和高田	40 m ³	私
36	本郷町	シャルマンコーポ大和高田北側	40 m ³	私
37	大中東町	大中東マンション南側	40 m ³	私
38	大中東町	F e l i c e 内	40 m ³	私
39	永和町	本分団車庫前	60 m ³	公
40	本郷町	さざんかホール南側公園内	40 m ³	公
41	南本町	竹寿司前	40 m ³	公

No	町名	目標位置	容量	管理
42	北片塩町	当麻寛宅西側	40m ³	公
43	大中南町	ルミエール老番館	40m ³	私
44	大中南町	ルミエール式番館	40m ³	私
45	片塩町	近商ストア敷地内(建物北側)	40m ³	私
46	春日町1丁目	セレナ大和高田南東側(高田川河川道路沿い)	40m ³	私
47	磯野新町	ワシントンアヴェニュー北側(玄関右側コンテナ前)	40m ³	私
48	西三倉堂1丁目	ベルコ高田市駅前ホール(南西角駐車場入口)	40m ³	私
49	片塩町	高田市駅前アーバンコンフォート北側	40m ³	私
50	東中	奈良学園高校校舎	40m ³	私
51	東中2丁目	グローバル高田	40m ³	私
52	三和町	ユニライフ大和高田Ⅱ	40m ³	私
53	旭北町	カルム大和高田	40m ³	私
54	旭南町	リヴェール大和高田	40m ³	私
55	曾大根1丁目	サントウン曾大根公園内	40m ³	公
56	曾大根1丁目	プリンスコート高田	40m ³	私
57	藤森	青垣更生園内新棟西側	40m ³	私
58	土庫1丁目	米田宅東側	40m ³	公
59	土庫1丁目	光輪寺東側	40m ³	公
60	土庫2丁目	リバティ八番館	40m ³	私
61	土庫1丁目	ヤヨイ文化住宅北側	40m ³	公
62	大東町	エクセランス大和高田内	40m ³	私
63	材木町	サンライズ内	60m ³	公
64	材木町	フラワーショップ山口東側	40m ³	公
65	材木町	川東貞行宅東側	40m ³	公
66	曙町	消防第1分団コミュニティーセンター	60m ³	公
67	昭和町	昭和町公園内	40m ³	公
68	昭和町	朝日プラザCITY南大和ウエストウイング北側	40m ³	私
69	昭和町	朝日プラザCITY南大和イーストウイングB棟北側	40m ³	私
70	昭和町	朝日プラザCITY南大和イーストウイングC棟北側	40m ³	私
71	曙町	巽智宅北東側	40m ³	公
72	昭和町	朝日プラザCITY南大和ノースウイング北側	40m ³	私
73	曙町	松田勲宅東側	40m ³	公
74	曙町	市立みどり保育所北西角	40m ³	公
75	旭南町	株式会社アピラス北側	40m ³	私
76	中今里町	パラツィーナ・セシリア	40m ³	私
77	南今里町	ニューエスト・タカダ	40m ³	私
78	今里町	ホテル24の森の物語前	40m ³	私
79	田井新町	グリーンコーポ大和高田	40m ³	私
80	曾大根	パチンコスーパードーム	40m ³	私
81	曾大根	ハーモニープラザ(ダイキ新庄高田店)	40m ³	私
82	甘田町	雇用促進住宅曾大根宿舍内	40m ³	公
83	西坊城	東高田県営住宅2棟南側	40m ³	公
84	奥田西町	森川文具店西側	40m ³	公
85	根成柿	高田ビックゴルフ駐車場	40m ³	私
86	根成柿	ネオシティA棟東側	40m ³	私
87	根成柿	ネオシティB棟南側	40m ³	私
88	根成柿	介護老人保健施設「光陽」	40m ³	私

No	町名	目標位置	容量	管理
89	根成柿	中井記念病院駐車場	40 m ³	私
90	大谷	フィットネスクラブ北東角	40 m ³	私
91	大谷	テナント店舗棟 南東角	40 m ³	私
92	大谷	コープ店舗棟 西側	40 m ³	私
93	幸町	トナリエ北側	80 m ³	私
94	幸町	トナリエ東側	40 m ³	私
95	大和	大和高田市役所北東側（東側駐車場入口）	40 m ³	公
96	幸町	レ・ジェイド大和高田駅前北西側	80 m ³	私
97	秋吉	緑地公園	40 m ³	公

公設	34
私設	63

(2)大和高田市内指定消防水利外(40m³未満)一覧表

(令和7年4月1日現在)

No	町名	目標位置	容量
1	西代	竹村敏彦宅西側（地蔵さん東側）	20 m ³
2	橘町	橘町公園北西角路上	20 m ³
3	橘町	橘町集会所公園内北西角	20 m ³
4	市場	セイコー社北側	20 m ³
5	礪野町	大円寺東側	20 m ³
6	高砂町	JR 高田駅西側駅前ロータリー出口	20 m ³
7	大中南町	県立高田高校正門北側100m	20 m ³
8	片塩町	サニータン片塩北側	20 m ³
9	今里町	国道センタービル西側	20 m ³
10	土庫	藤森団地児童公園内	20 m ³
11	花園町	花園町公民館北側	20 m ³
12	松塚	名願寺北東側	20 m ³
13	曙町	堀口保宅西側	20 m ³
14	今里川合方	大和高田市クリーンセンター内	30 m ³

(3) 大和高田市内プール一覧表

(令和7年4月1日現在)

No	対象物名	容量
1	磐園小学校プール	275 m ³
2	浮孔小学校プール	315 m ³
3	高田小学校プール	350 m ³
4	土庫小学校プール	275 m ³
5	菅原小学校プール	400 m ³
6	片塩小学校プール	400 m ³
7	陵西小学校プール	275 m ³
8	浮孔西小学校プール	390 m ³
9	高田中学校プール	375 m ³
10	高田西中学校プール	405 m ³
11	片塩中学校プール	405 m ³
12	県立高田高校プール	600 m ³
13	総合公園コミュニティプール	470 m ³

(4) 消火栓一覧表

(令和7年4月1日現在)

管口径	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm 以上	計
消火栓数	376	531	314	38	125	36	19	37	1,476

2 3 消防機械配置状況

(令和7年4月1日現在)

機器名称	形 式	車 令 等	備 考
指揮車 101	QDF-GDH206V	平成 31 年 3 月登	奈良 800 す 5887
ポンプ車 201	TKG-XZU640M	平成 28 年 1 月登	奈良 830 す 201
ポンプ車 202	TKG-XZU685M	平成 30 年 2 月登	奈良 830 ち 202
ポンプ車 203	SKG-XZU640M	平成 23 年 12 月登	奈良 830 た 102
タンク車 301	TKG-XZU685M	令和元年 6 月登	奈良 830 と 301
屈折梯子車 801	QPR-FH1ALDA 改	平成 29 年 2 月登	奈良 830 ち 801
救助工作車 401	BDG-GX7JGWA 改	平成 22 年 1 月登	奈良 830 す 9119
高規格救急車 901	3BF-TRH226S	令和 4 年 2 月登	奈良 830 ち 901
高規格救急車 902	CBF-FPWGE50 改	平成 30 年 1 月登	奈良 830 に 373
高規格救急車 903	CBF-FPWGE50 改	平成 29 年 3 月登	奈良 830 そ 903
人員搬送車 701	5BA-NC28	令和 5 年 12 月登	奈良 830 セ 701
資機材搬送車 601	TKG-XZU675M	平成 31 年 3 月登	奈良 800 す 5912
資機材搬送車 603	3BD-S510P	平成 5 年 12 月登	奈良 883 い 603
本署作業車	GD-S210P	平成 12 年 6 月登	奈良 80 あ 944
南作業車	EBD-S201P	平成 22 年 8 月登	奈良 880 あ 729
本 分 団	BDG-XZU304E	平成 22 年 5 月登	奈良 831 に 119
1 分 団	TKG-XZU600E	平成 28 年 12 月登	奈良 830 つ 1119
2 分 団	XZU600-0039437	令和 4 年 9 月登	奈良 830 ち 2119
3 分 団	TDG-NMS85AN	平成 27 年 1 月登	奈良 830 す 3119
4 分 団	TKG-XZU600E	平成 30 年 10 月登	奈良 830 セ 4119
5 分 団	XZU600-0034085	令和 3 年 9 月登	奈良 830 す 5119
6 分 団	XZU600-0028985	令和 3 年 3 月登	奈良 830 す 6119
7 分 団	2RG-XZU600E	令和元年 10 月登	奈良 830 す 7119
8 分 団	XZU600-0045882	令和 5 年 9 月登	奈良 830 セ 8119
9 分 団	TKG-XZU600E	平成 24 年 10 月登	奈良 830 す 9119
1 0 分 団	XZU600-0049861	令和 6 年 9 月登	奈良 830 す 1019

2 4 大和高田市地域婦人会連絡協議会・大和高田市赤十字奉仕団の組織規模

- (1) 大和高田市地域婦人会連絡協議会：135名（令和7年8月1日現在）
- (2) 大和高田市赤十字奉仕団：284名（令和7年8月1日現在）

25 災害救助法を適用された場合の基準

(根拠：「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」)

平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 令和7年6月24日号外内閣府告示第101号)

令和7年6月24日現在

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するもの。	<ol style="list-style-type: none"> 支出できる費用 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 加算額 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 避難に当たっての輸送費は別途計上 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて供与することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に供与するもの。	【建設型応急住宅】 <ol style="list-style-type: none"> 支出できる費用 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 	供与期間は、建築基準法第85条第3項及び第4項に規定する期間	<ol style="list-style-type: none"> 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる) 複数の高齢者等要配慮者等に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 災害発生の日から20日以内着工し、速やかに設置すること。 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費である。
		【賃貸型応急住宅】 <ol style="list-style-type: none"> 支出できる費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの 規模 世帯人数に応じ、建設型仮設住宅に準ずる 基本額 		
炊き出しその他による食品の給与	下記の者に対して行うもの <ol style="list-style-type: none"> 避難所に避難している者 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 	<ol style="list-style-type: none"> 支出できる費用 主食、副食及び燃料等の経費 基準額 1人1日当たり 1,390円以内 	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 被災者が直ちに食することができる現物によるものであること。 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備考																																								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者に対して行うもの（飲料水及び炊事のための水であること。）	1 支出できる費用 水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は危機の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用（輸送費、人件費は別途計上） 2 基準額 当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うもの	支出できる費用と金額 季別及び世帯区分により位置季別及び世帯区分により位置内とする。 （季別は、夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）とし、災害発生の日をもって決定する。）	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。	1 被害の実情に応じ、下記品目の範囲内において現物をもって行うこと ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・高熱材料 2 備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとの加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>20,300</td> <td>26,100</td> <td>38,700</td> <td>46,200</td> <td>58,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>						区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算額	全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとの加算額																																						
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																					
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																					
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																					
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																					
医療	1 災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置するもの 2 処置の範囲 下記の範囲内において行うこと ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	1 支出できる費用 ・救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 ・病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 ・施術者による場合 協定料金の額以内	医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内	1 救護班において行うこと 但し、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、業印又は診療所において医療を行うことができる。 2 患者等の移送費は、別途計上																																								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うもの	○支出できる費用 ・救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ・助産師による場合 慣行料金の80%以内の額	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内	・妊婦等の移送費は、別途計上																																								
被災者の救出	災害のために現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの	○支出できる費用 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																								

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備考
福祉サービスの提供	<p>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対して、応急的に処置するもの</p> <p>都道府県知事等又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うもの</p> <p>次の範囲内において行うこと。</p> <p>イ 災害時要配慮者に関する情報の把握</p> <p>ロ 災害時要配慮者からの相談対応</p> <p>ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</p> <p>ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導</p> <p>ホ 福祉避難所の設置</p>	<p>福祉サービスの提供のため支出できる費用は、イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費</p>	<p>福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内</p>	<p>・輸送費、人件費は、別途計上</p>
被災した住宅の応急修理	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うもの</p> <p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者に対して行うもの</p>	<p>支出できる費用</p> <p>一世帯あたり下記の額以内</p> <p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、53,900円以内</p> <p>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、</p> <p>(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円以内</p> <p>(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内完了すること</p> <p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内</p>	
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもの</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること</p>	<p>貸与できる額</p> <p>・生業費 1件当たり30,000円以内</p> <p>・就職支度費 1件当たり15,000円以内</p>	<p>資金の貸与は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない。</p>	

救助の種類	対象	支出できる費用と限度額等	期間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等に対して行うもの	1 支出できる費用・金額 ○教科書代 ・小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ○文房具費及び通学用品費 1人当たり次の金額以内 ・小学生児童 5,500 円 ・中学生生徒 5,800 円 ・高等学校等生徒 6,300 円	学用品の給与は、災害発生日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	支出できる費用 1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	埋葬は、災害発生日から10日以内に完了しなければならない	1 災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、下記の範囲内において行う ・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うもの	○支出できる費用 舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	死体の搜索は、災害発生日から10日以内に完了しなければならない。	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うもの。	支出できる費用 1 死体の洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,700円以内 2 死体の一時保存 ・既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 ・既存建物を利用できない場合 1体当たり5,900円以内 この場合、死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする	死体の処理は、災害発生日から10日以内に完了しなければならない。	1 下記の範囲内において行うこと。 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・死体の一時保存 ・検 案 2 検案は原則として救護班において行う。 3 輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	災害によって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うもの	1 支出できる費用 他除去のため必要な機械、器具等の借上費又な購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 2 限度額 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が143,900円以内とすること。	障害物の除去は、災害発生日から10日以内に完了しなければならない	

<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>災害救助法第4条第1項各号の救助を実施するに当たり必要な輸送及び賃金職員等雇用のための費用を支給するもの</p>	<p>1 支出できる費用の範囲 ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・福祉サービスの提供 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分</p> <p>2 限度額 当該地域における通常の実費</p>	<p>輸送及び雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内</p>	
<p>実費弁償</p>	<p>災害救法施行令第4条に規定する者に支給するもの</p>	<p>1 医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、指定障害児相談支援に従事する者等、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 日当、時間外勤務手当及び旅費（細部省略）</p> <p>2 土木業者、建築業者、鉄道事業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送業者、港湾運送業者及びこれらの従業者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3%の額を加算した額以内</p>		
<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>災害救助法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに要した下記の費用 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>(略)</p>		<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2.6 避難所及び収容人員一覧

(令和7年8月1日現在)

	指 定 避 難 所	建物延面積 (㎡)	収容可能面積 (㎡)	避難者最大 収容人員(人)	災害 種別	
					地 震	洪 水
1	片 塩 小 学 校	7, 2 5 2	1, 3 6 0	6 5 0	○	—
2	菅 原 小 学 校	6, 0 0 0	1, 1 3 5	5 6 0	○	—
3	土 庫 小 学 校	4, 6 3 1	7 3 1	3 5 0	○	—
4	高 田 小 学 校	8, 0 7 6	1, 3 9 0	6 8 0	○	—
5	磐 園 小 学 校	5, 1 9 3	1, 0 9 4	5 3 0	○	—
6	陵 西 小 学 校	7, 5 3 4	1, 2 7 4	6 3 0	○	○*
7	浮 孔 小 学 校	6, 8 3 6	1, 1 4 0	5 6 0	○	—
8	浮 孔 西 小 学 校	7, 9 0 7	1, 3 4 8	5 6 0	○	—
9	片 塩 中 学 校	9, 1 0 0	2, 2 8 0	1, 0 7 0	○	—
10	高 田 中 学 校	9, 8 0 5	1, 9 4 4	9 7 0	○	—
11	高 田 西 中 学 校	1 2, 5 7 2	2, 0 8 0	9 5 0	○	○*
12	県立高田高等学校	7, 4 5 7	1, 0 0 1	5 0 0	○	—
13	市立高田商業高等学校	1 3, 4 7 8	2, 5 6 8	1, 2 8 0	○	—
14	菅 原 公 民 館	3 3 0	9 2	4 0	○	—
15	武 道 館	1, 4 5 6	7 7 6	3 8 0	○	○*
16	文 化 会 館 (さざんかホール)	1 0, 5 0 1	9 0 8	4 3 0	○	○*
17	葛城コミュニティセンター	1, 0 3 1	3 8 6	1 9 0	○	○*
18	総合公園プール	2, 4 8 0	3 5 6	1 7 0	○	—
19	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	4, 7 9 5	6 1 5	3 0 0	○	○*
合 計		1 2 6, 4 3 4	2 2, 4 7 8	1 0, 8 0 0		

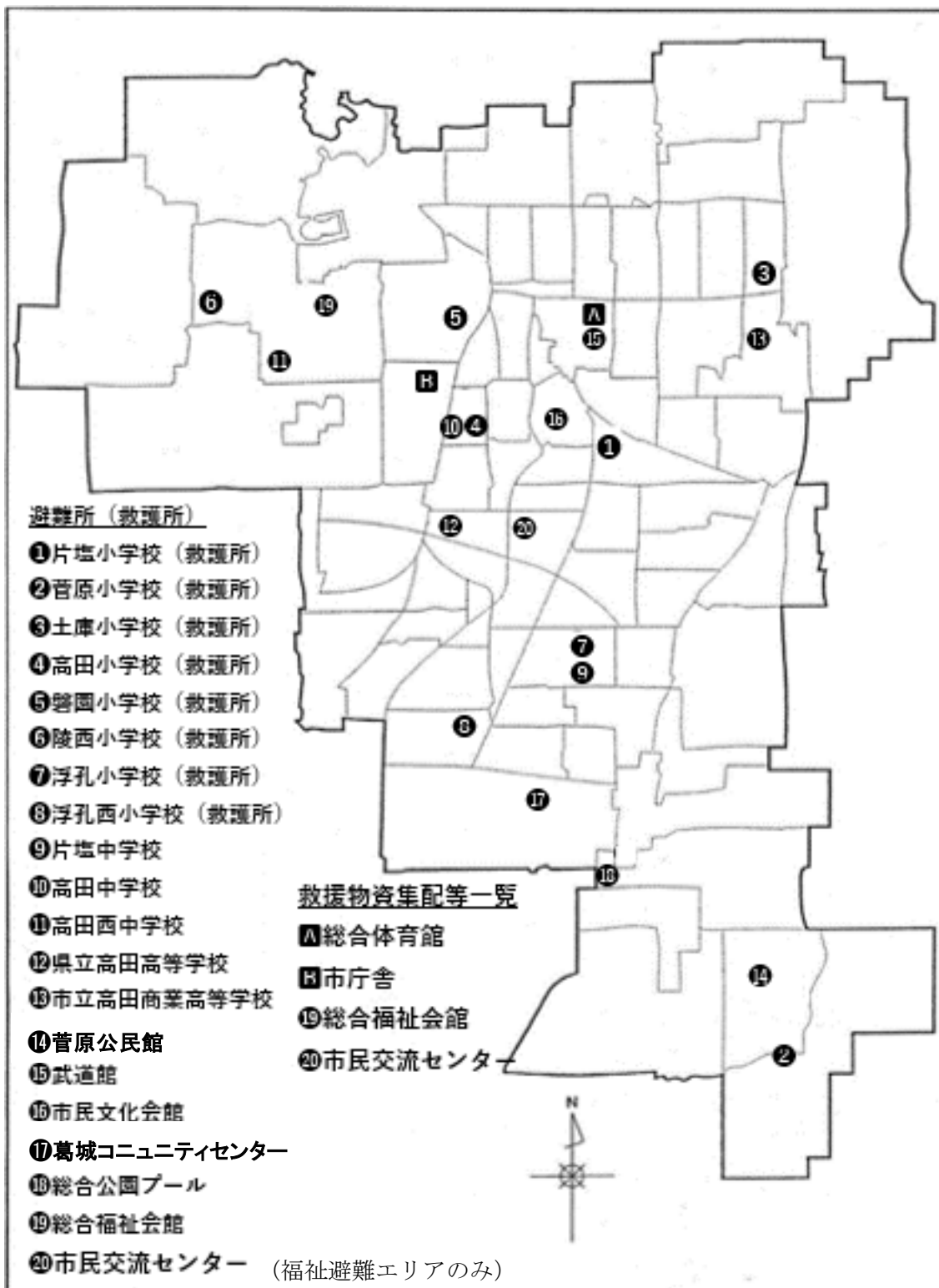
※ 計画規模降雨での洪水時において、想定浸水深 0.5m未滿に立地する施設である。

(令和7年8月1日現在)

	福祉避難エリア	建物延面積 (㎡)	収容可能面積 (㎡)	避難者最大 収容人員 (人)	災害 種別	
					地震	洪水
1	片塩小学校	7,252	256	80	○	—
2	菅原小学校	6,000	324	90	○	—
3	土庫小学校	4,631	252	80	○	—
4	高田小学校	8,076	262	80	○	—
5	磐園小学校	5,193	252	80	○	—
6	陵西小学校	7,534	309	90	○	○*
7	浮孔小学校	6,836	256	80	○	—
8	浮孔西小学校	7,907	235	70	○	—
9	片塩中学校	9,100	452	90	○	—
10	高田中学校	9,805	246	80	○	—
11	高田西中学校	12,572	330	70	○	○*
13	市立高田商業高等学校	13,478	273	90	○	—
20	市民交流センター	4,474	720	230	○	○*
合計		102,858	4,167	1,210		

※ 計画規模降雨での洪水時において、想定浸水深0.5m未満に立地する施設である。

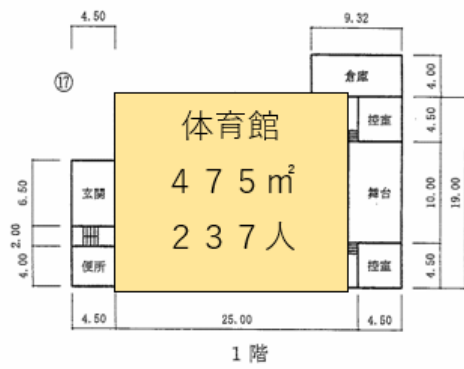
■避難所位置図



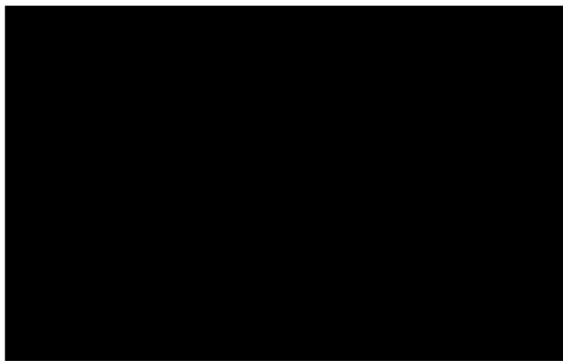
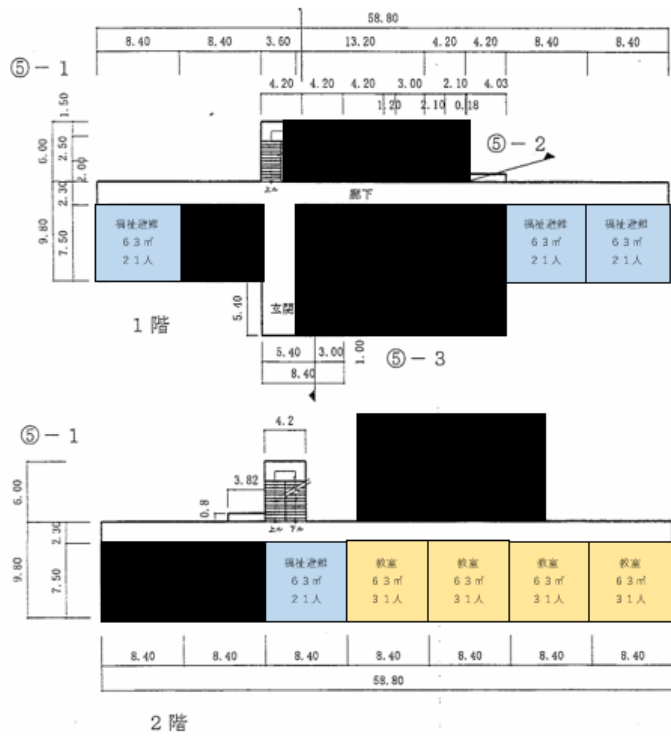
② 菅原小学校



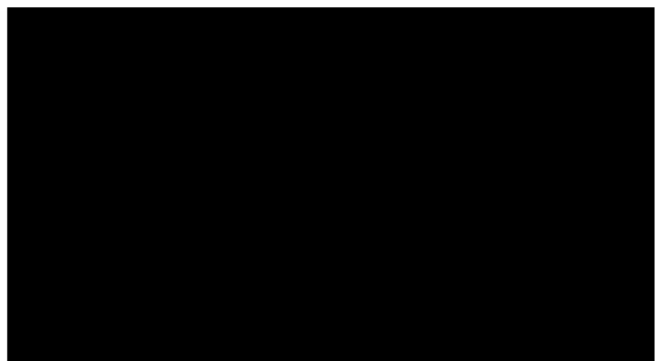
③土庫小学校



- = 指定避難所収容想定場所
- = 福祉避難エリア
- = 学校占有エリア

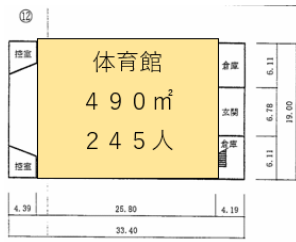


1階



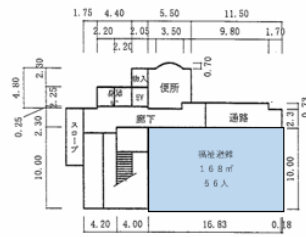
2階

⑤ 磐園小学校

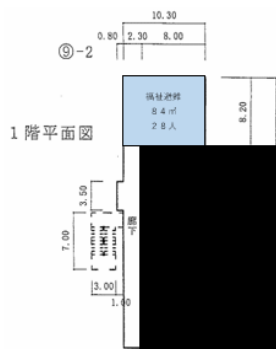


1階平面図

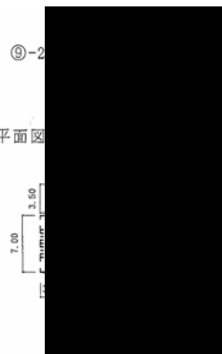
22



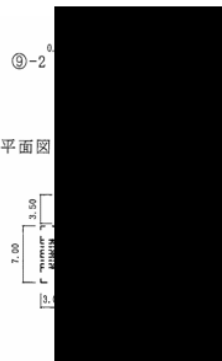
1階平面図



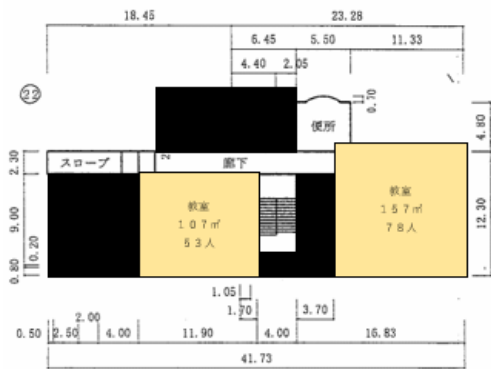
1階平面図



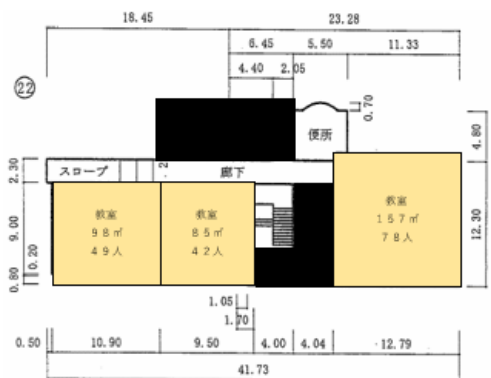
2階平面図



3階平面図



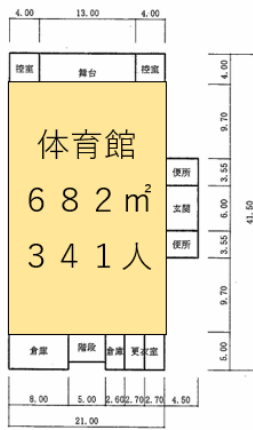
2階平面図



3階平面図

⑥ 陵西小学校

⑩

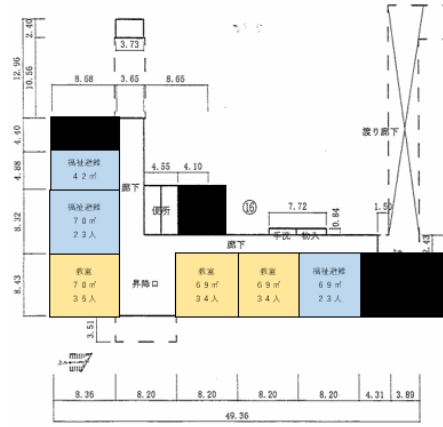


1階平面図

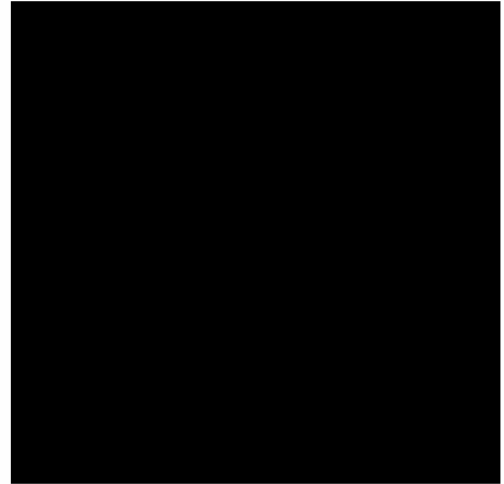
■ = 指定避難所収容想定場所

■ = 福祉避難エリア

■ = 学校占有エリア



1階平面図



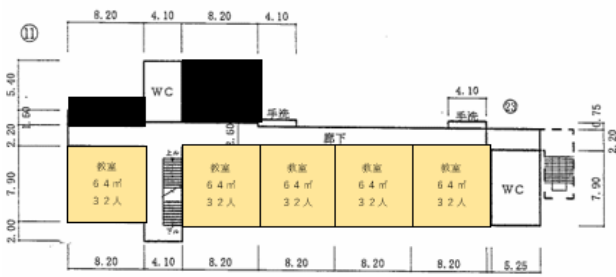
2階平面図



1階平面図

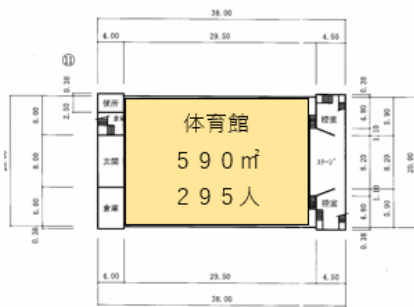


3階平面図



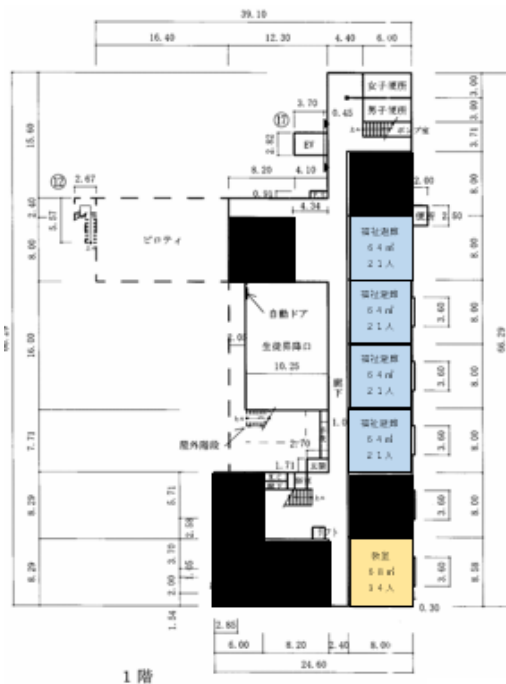
2階平面図

⑦ 浮孔小学校

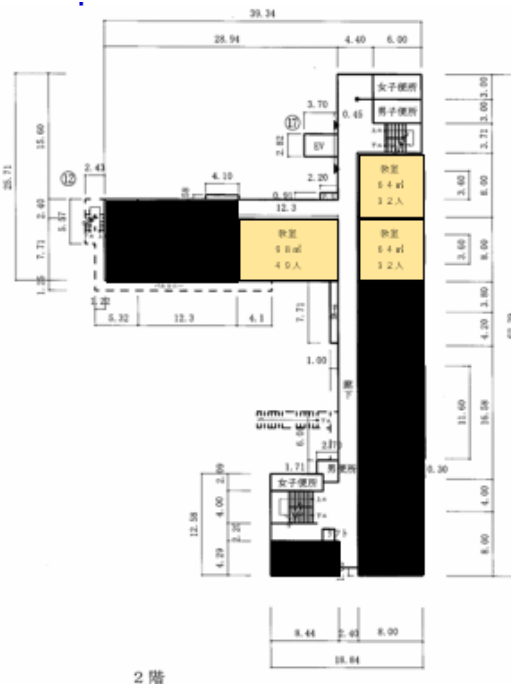


1階

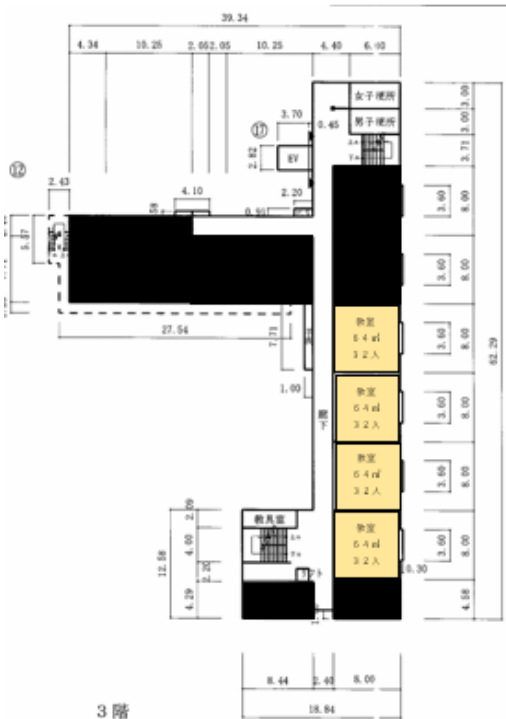
- = 指定避難所収容想定場所
- = 福祉避難エリア
- = 学校占有エリア



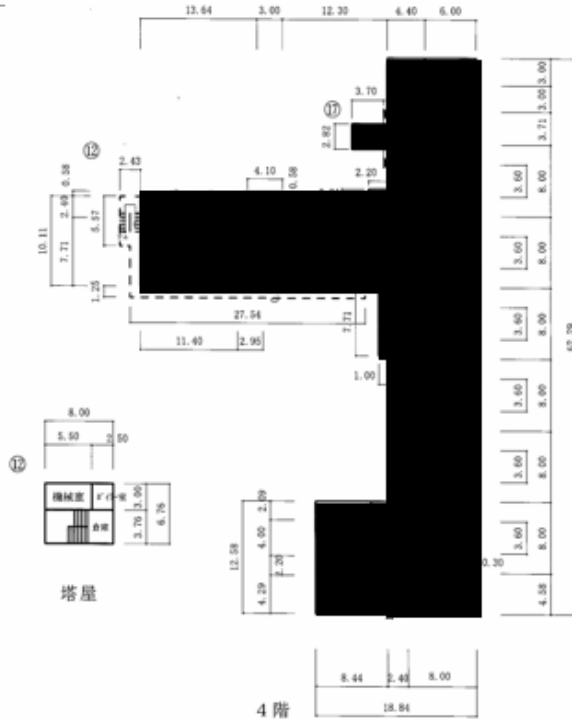
1階



2階

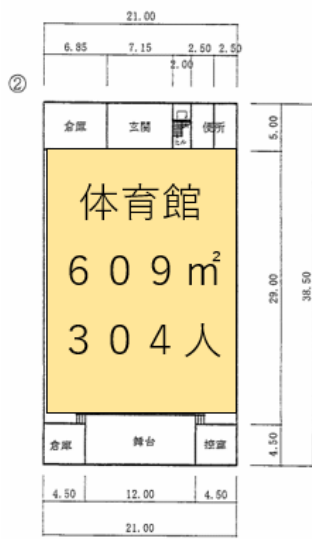


3階



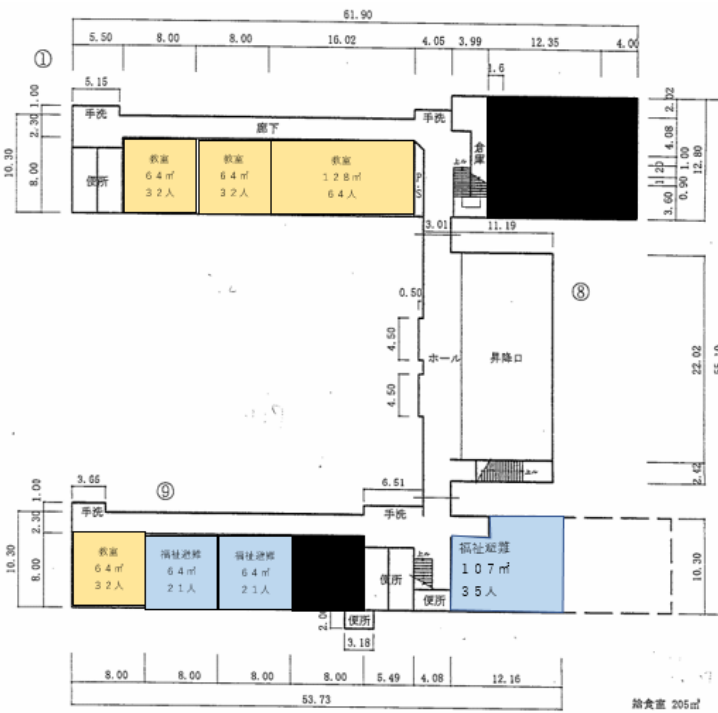
4階

⑧ 浮孔西小学校

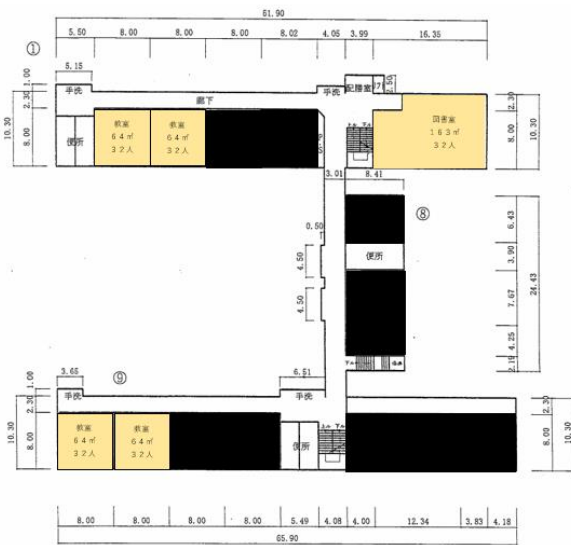


1階平面図

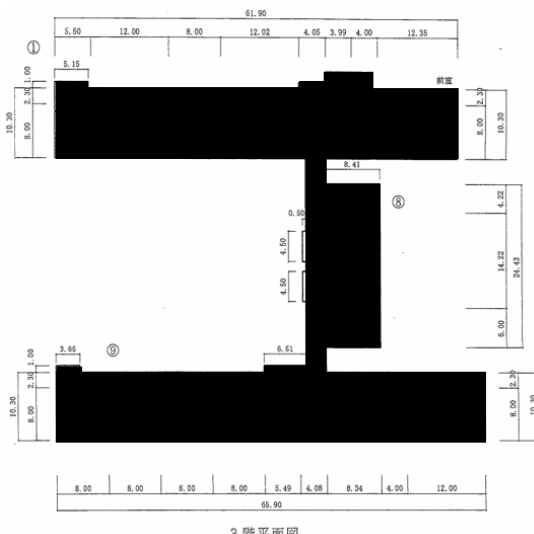
- = 指定避難所収容想定場所
- = 福祉避難エリア



1階平面図

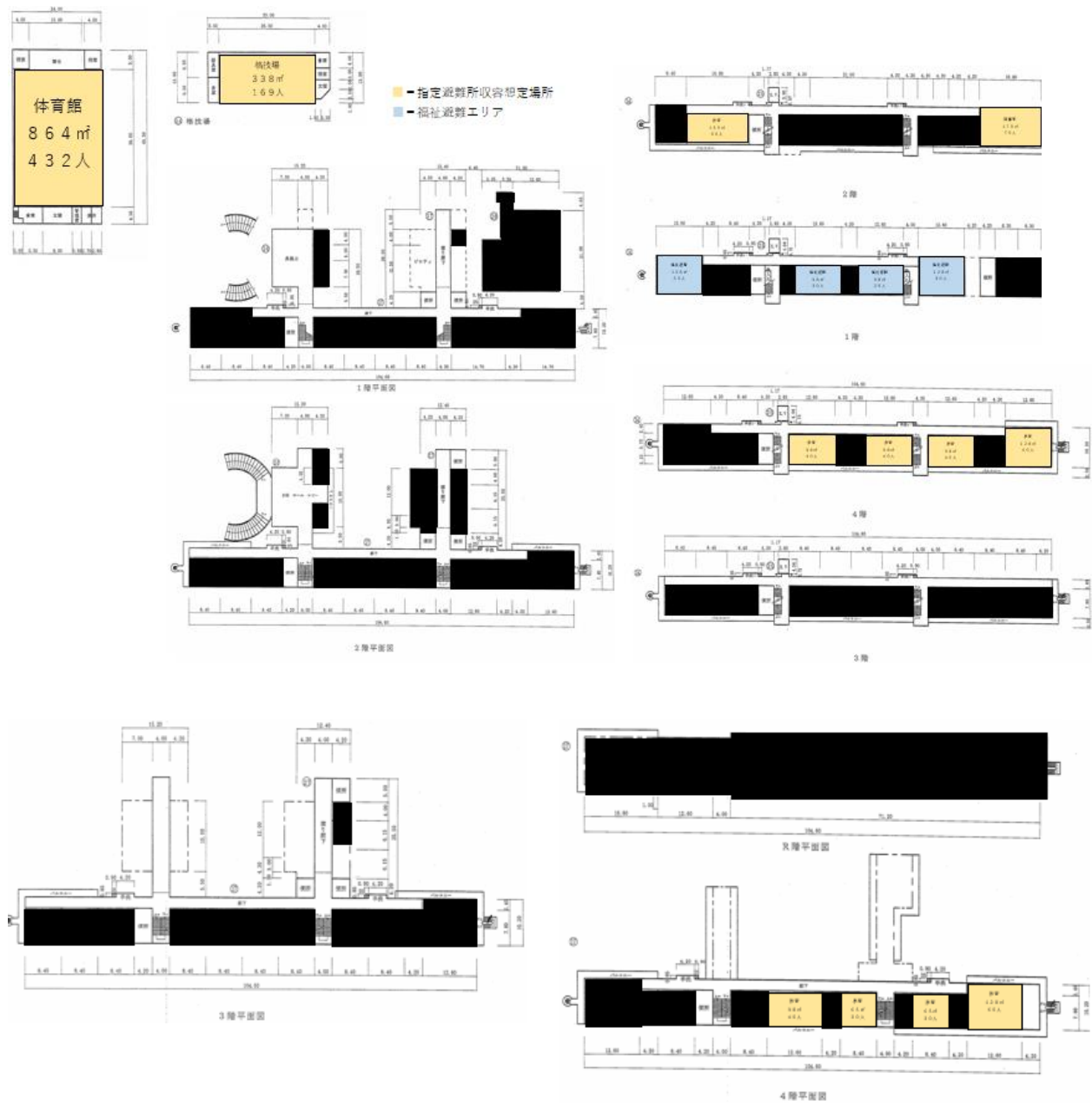


2階平面図

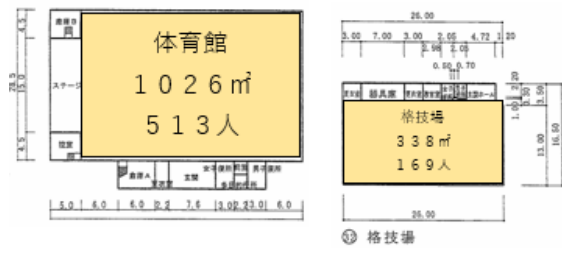


3階平面図

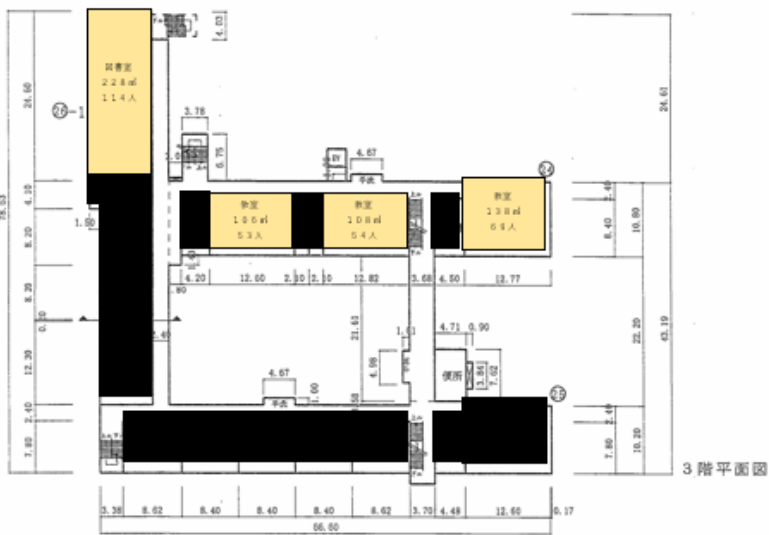
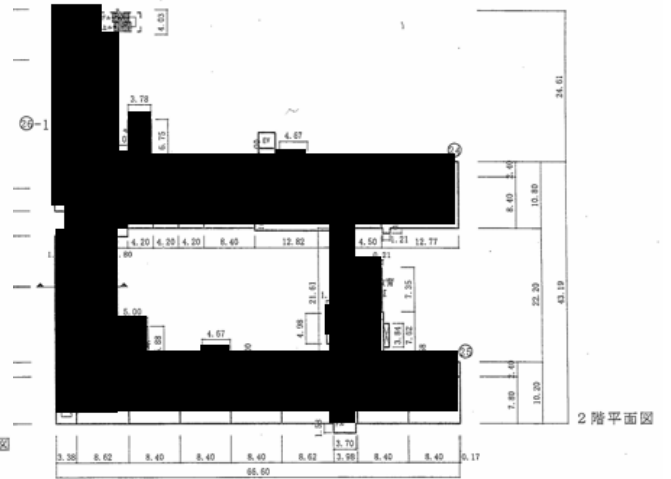
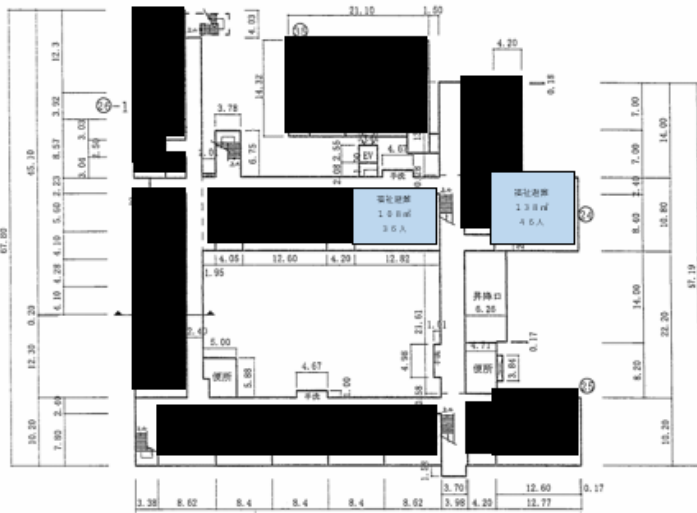
⑨片塩中学校



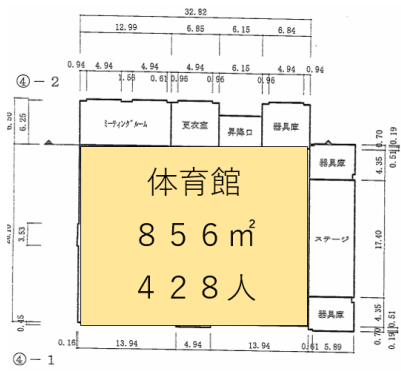
⑩ 高田中学校



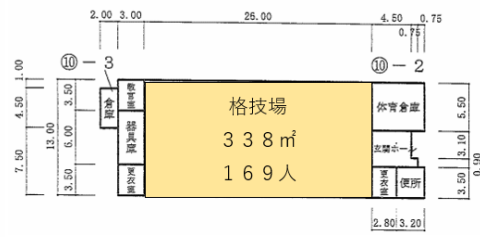
- = 指定避難所収容想定場所
- = 福祉避難エリア



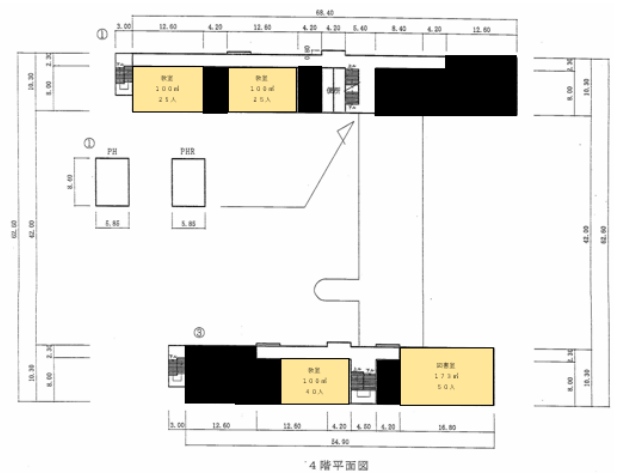
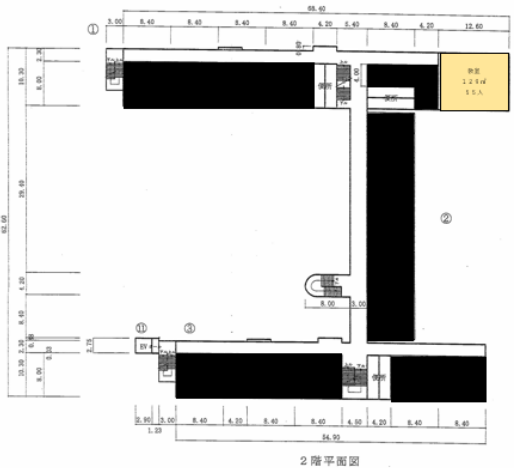
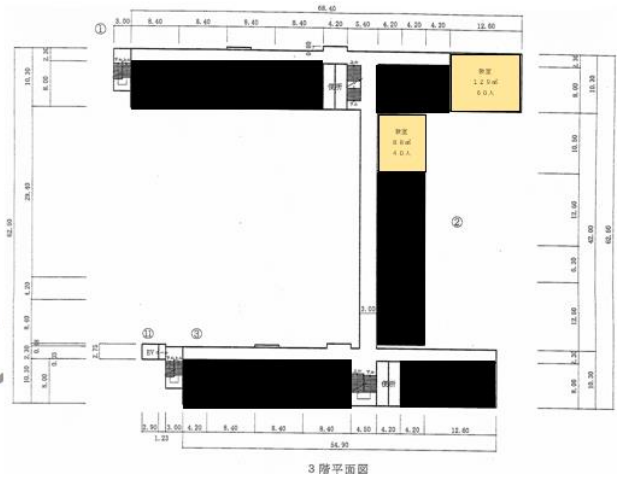
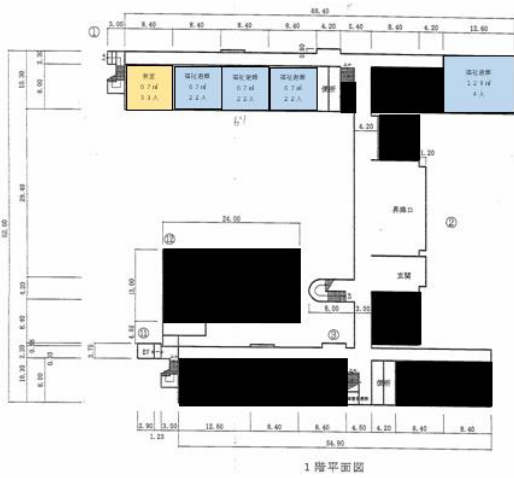
⑪ 高田西中学校



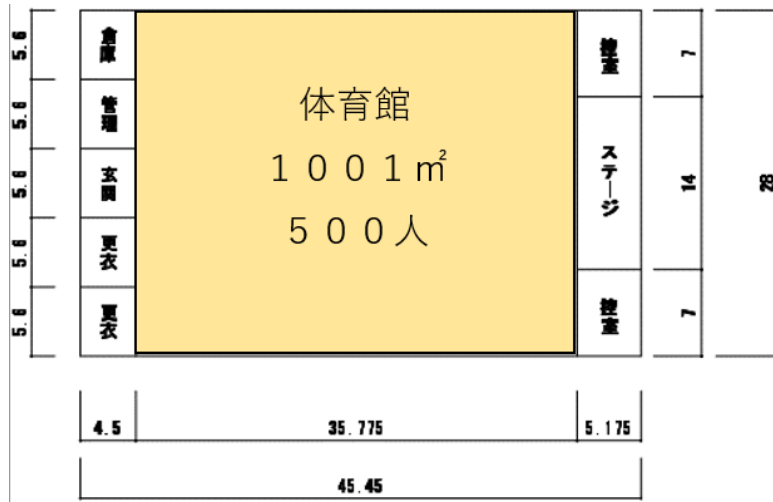
⑩ 格技場



- = 指定避難所収容想定場所
- = 福祉避難エリア

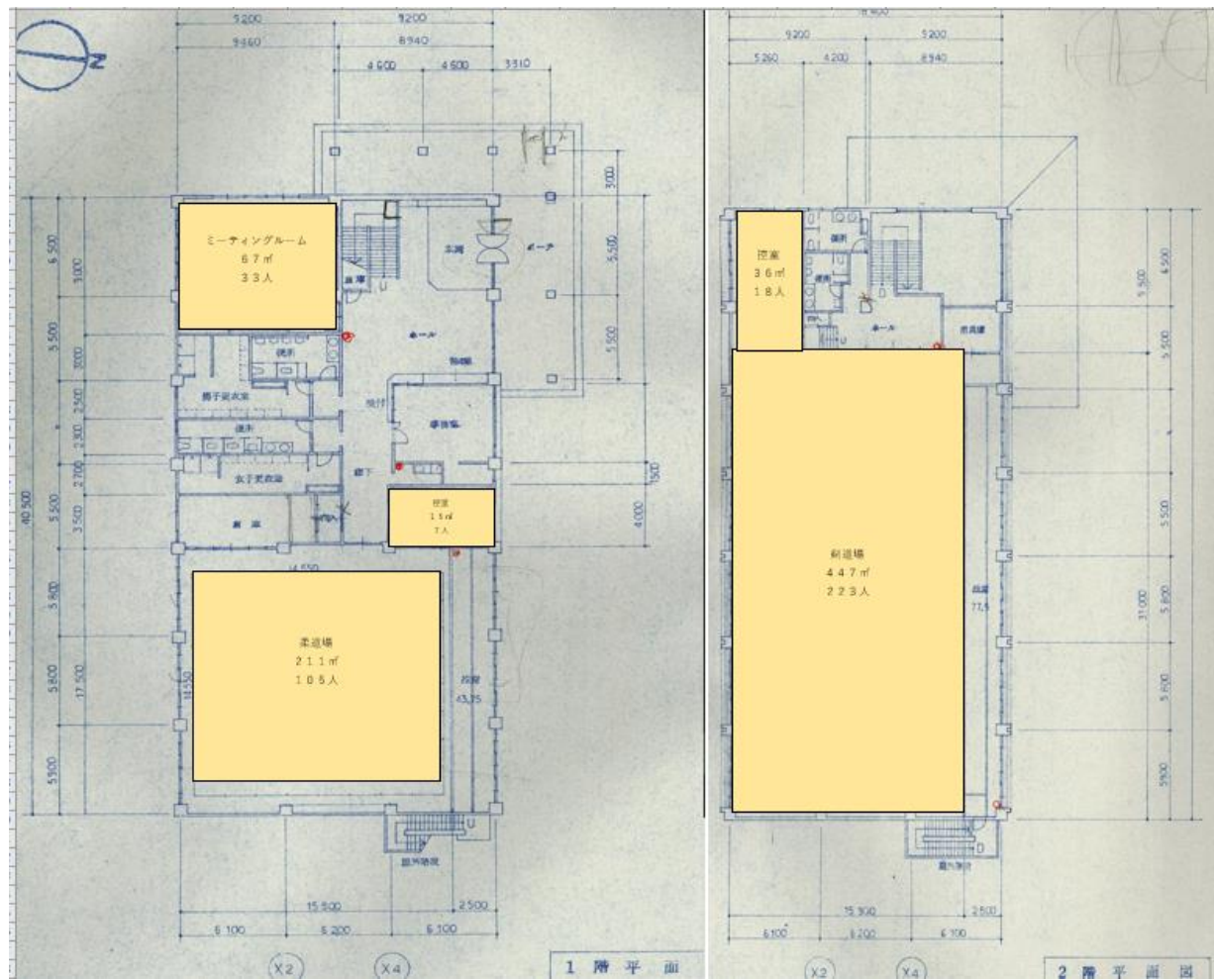


⑫ 県立高田高等学校

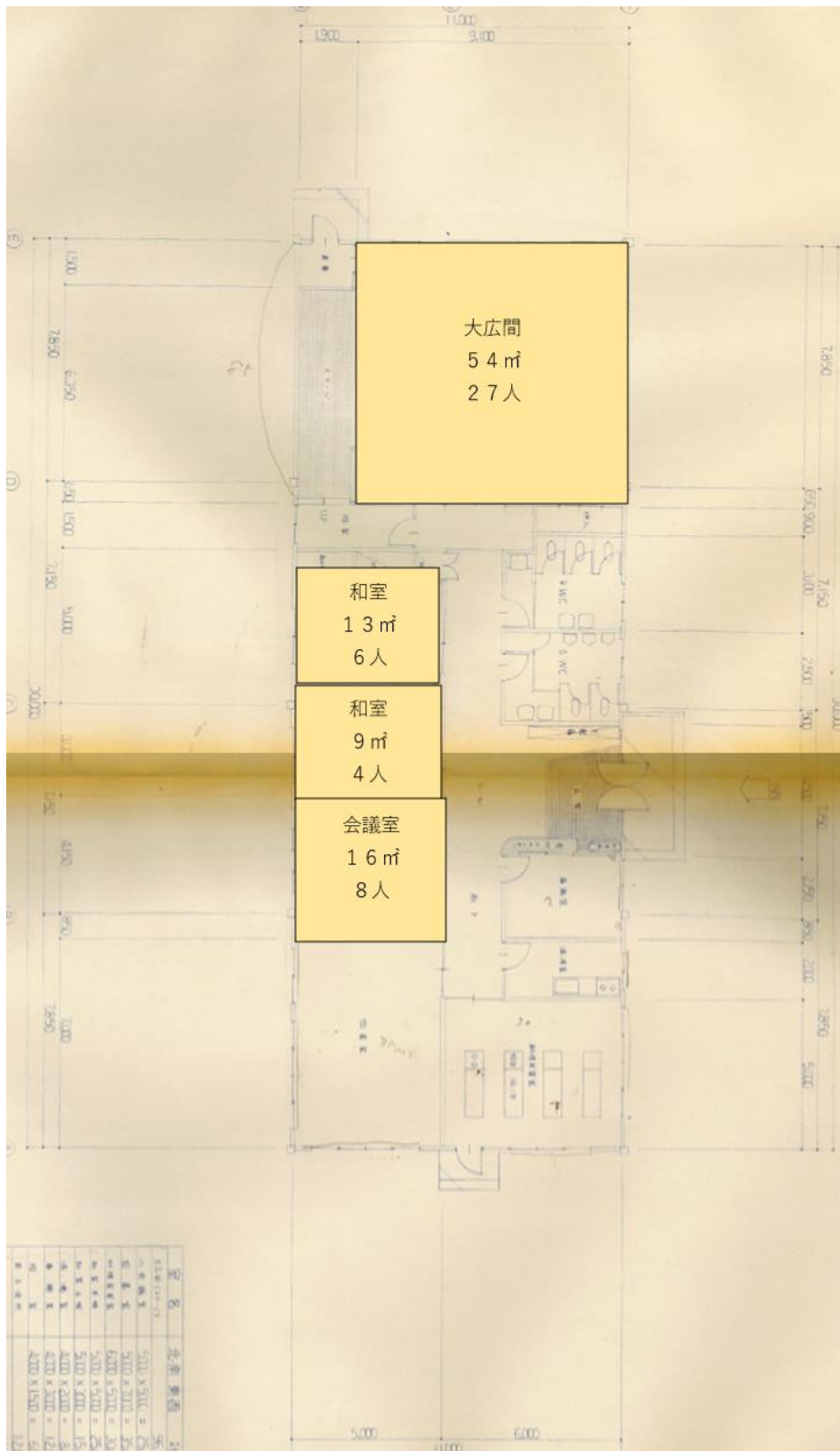


■ = 指定避難所収容想定場所

⑭ 武道館

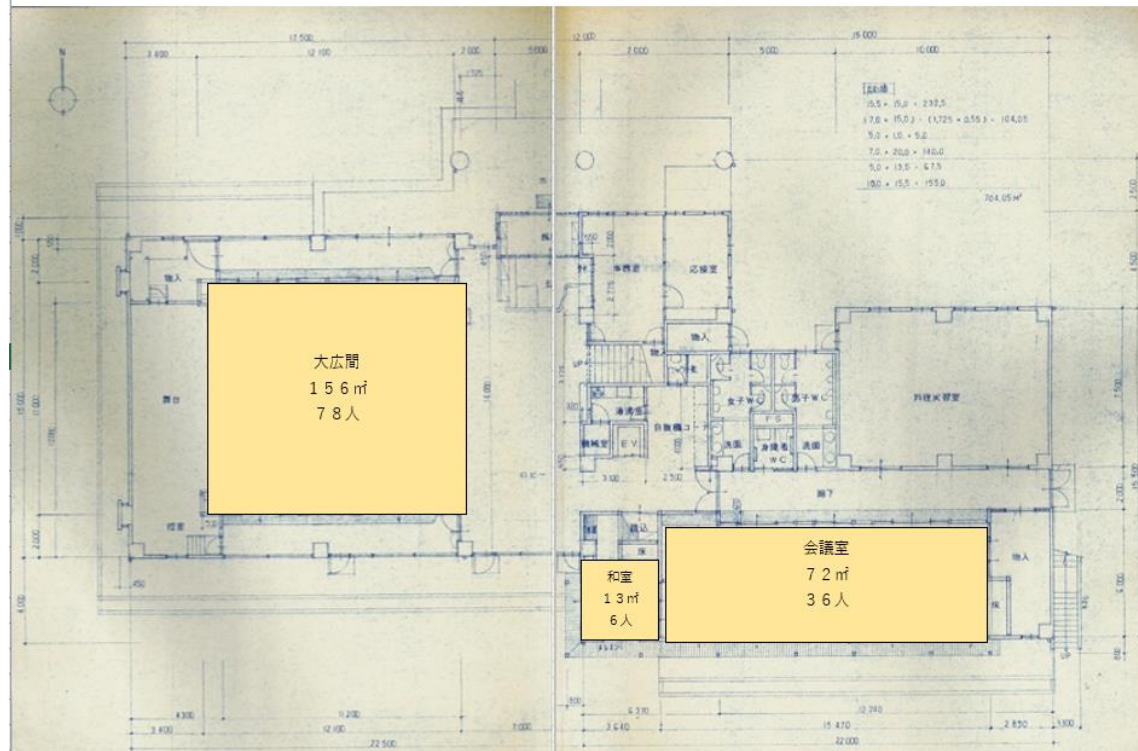


■ = 指定避難所収容想定場所

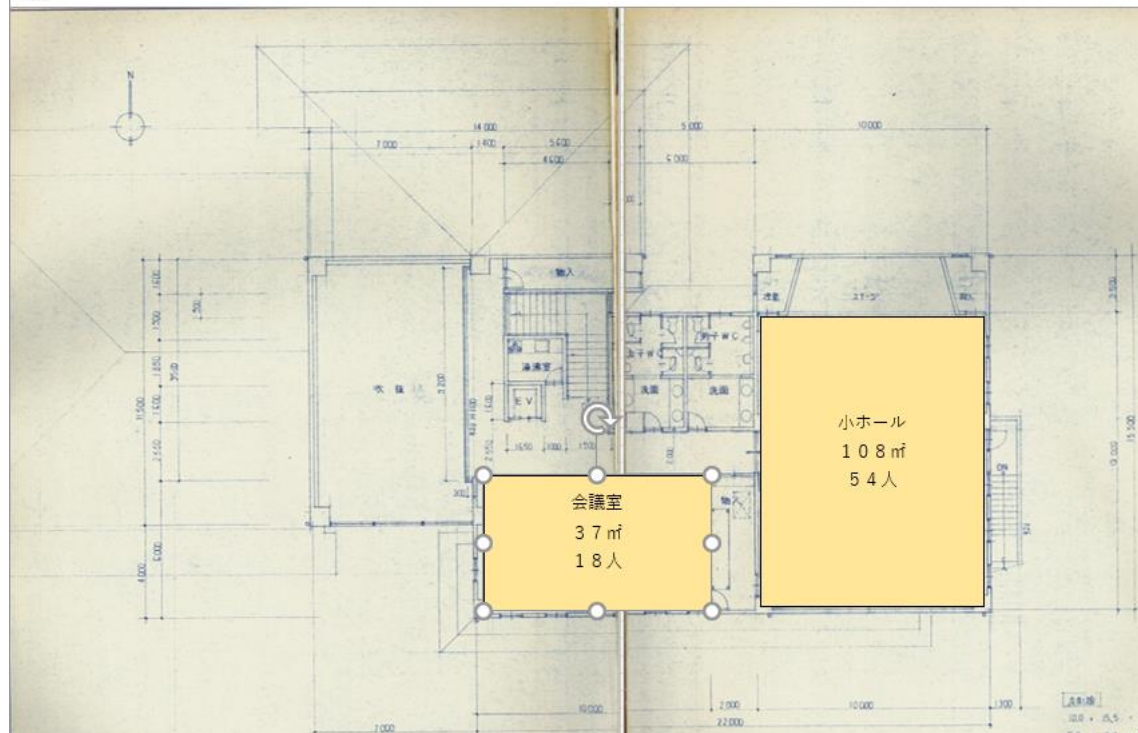


⑩ 葛城コミュニティセンター

一階



二階

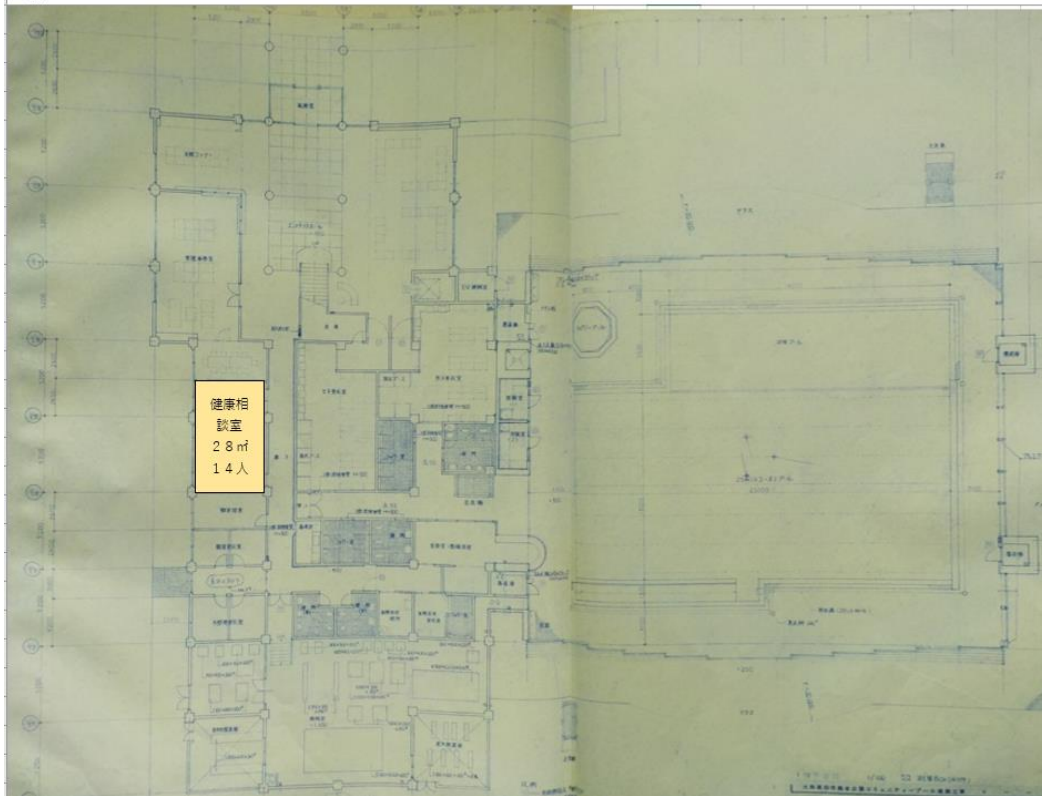


■ = 指定避難所収容想定場所

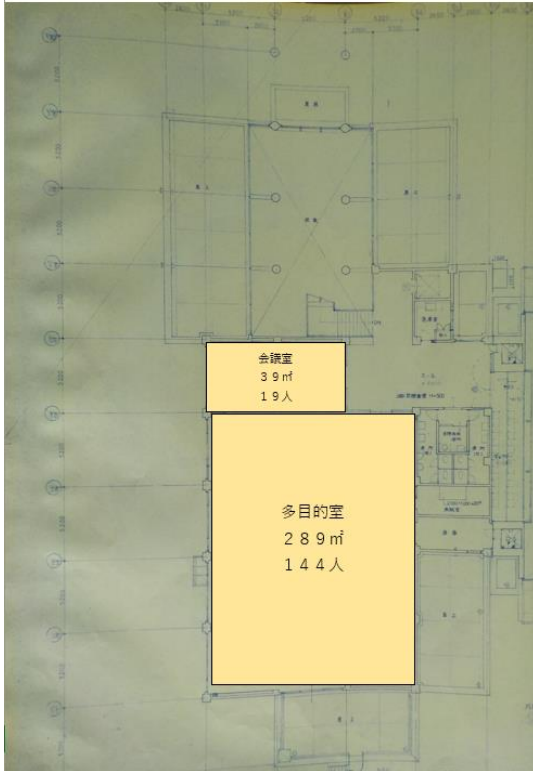
⑩ 総合公園プール

■ = 指定避難所収容想定場所

一階

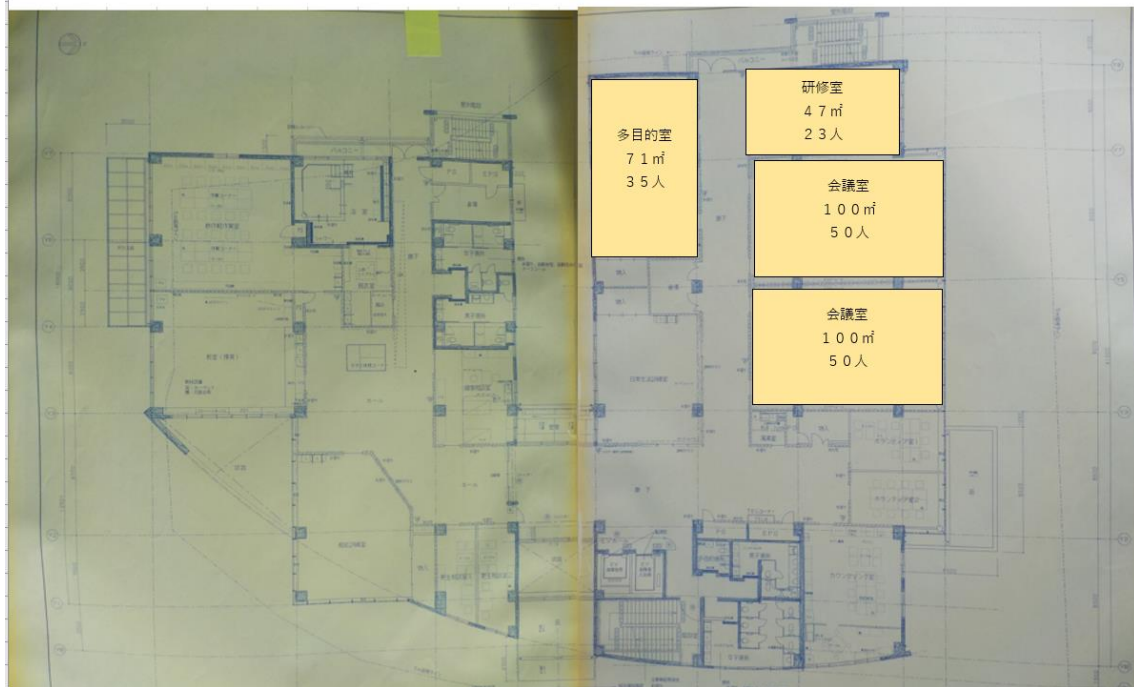


二階

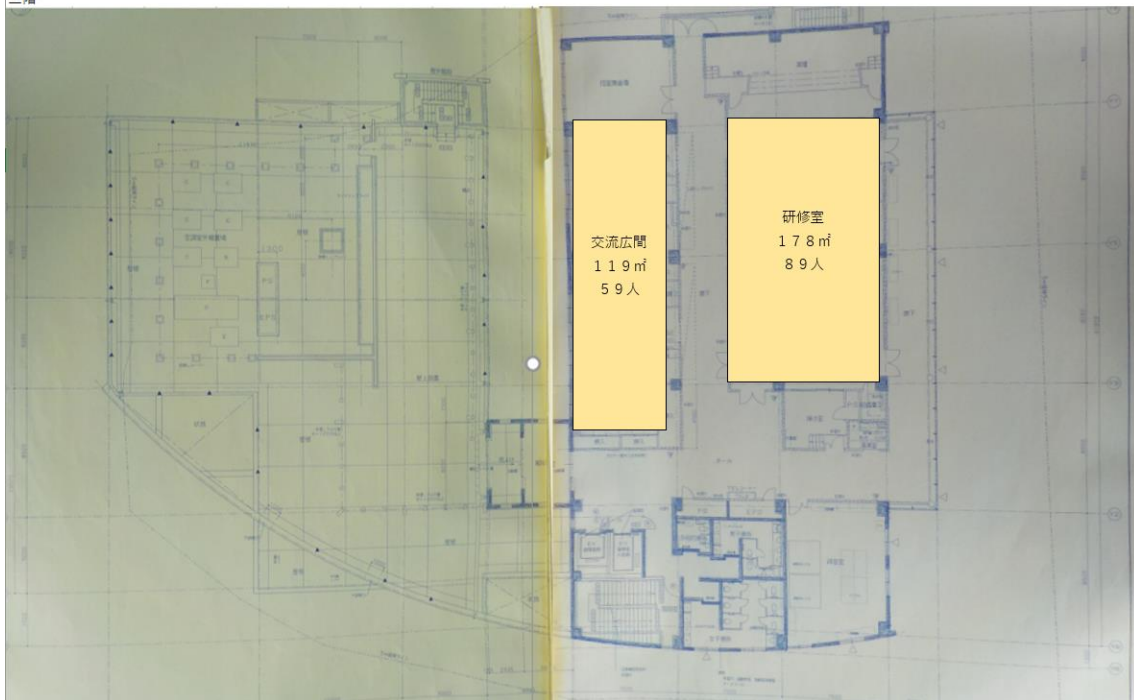


18 総合福祉会館

二階

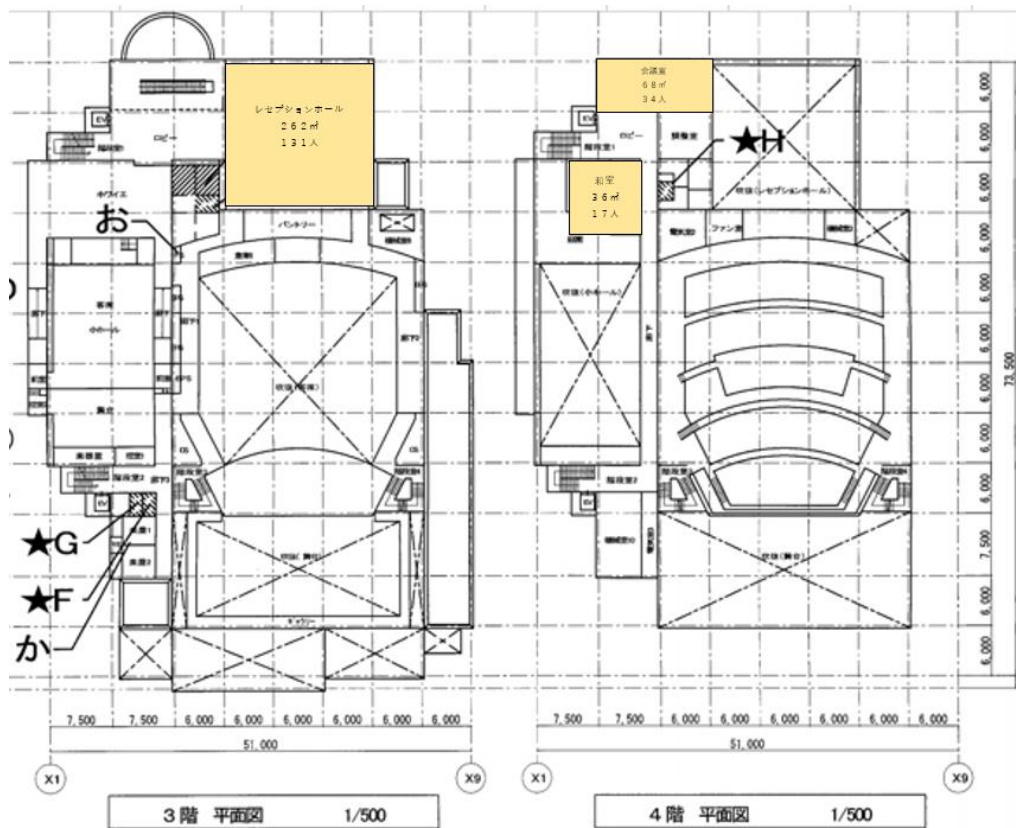
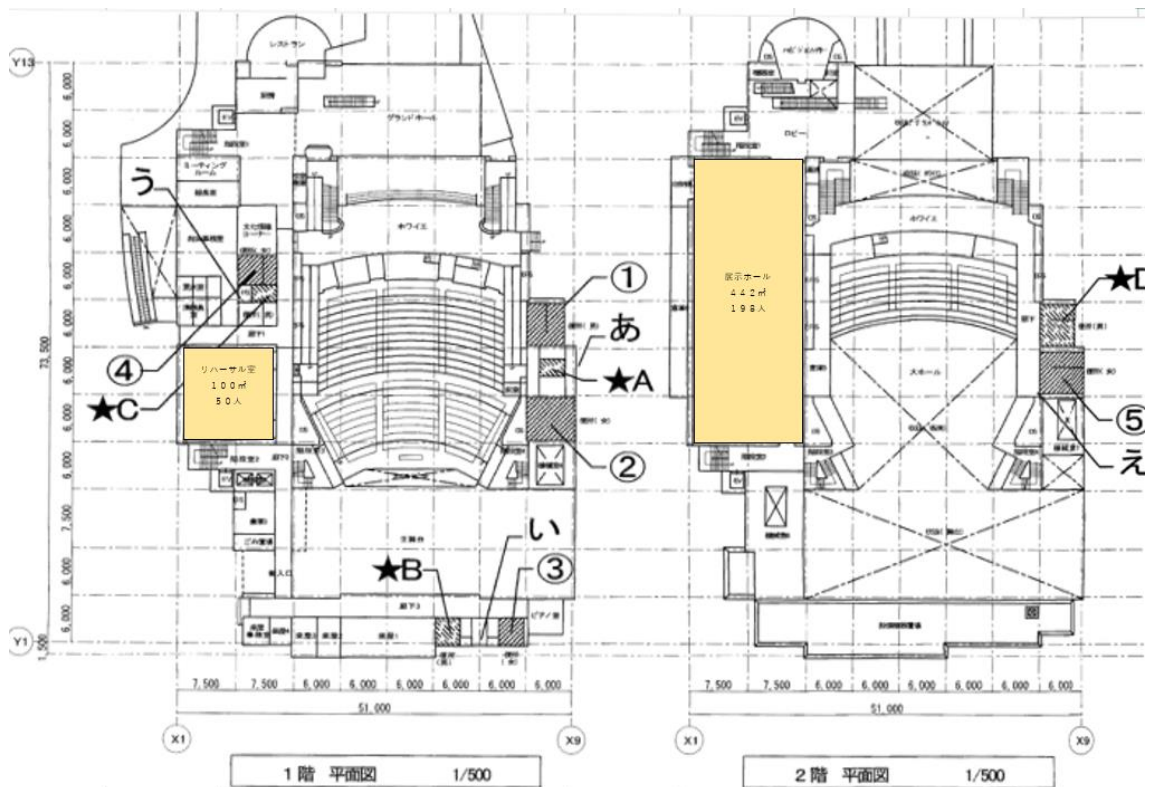


三階



■ = 指定避難所収容想定場所

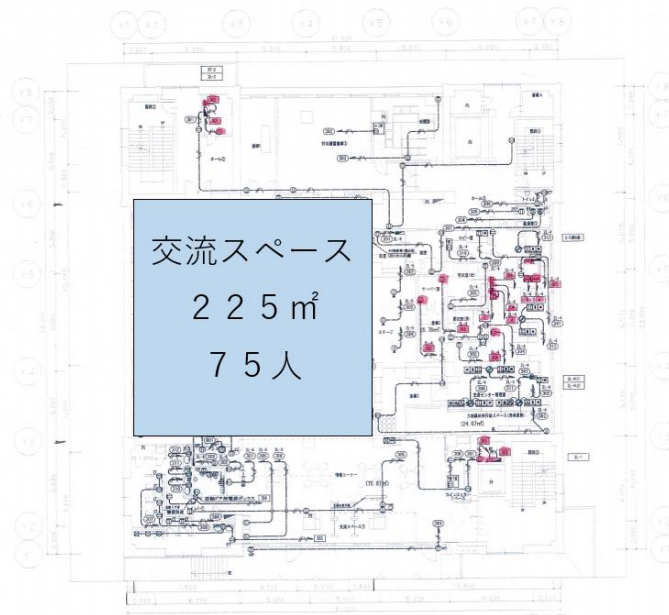
19 文化会館（さざんかホール）



■ = 指定避難所収容想定場所

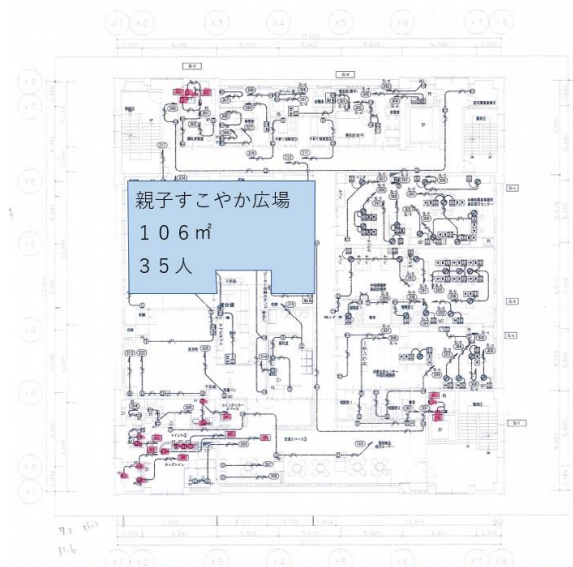
20 市民交流センター

二階

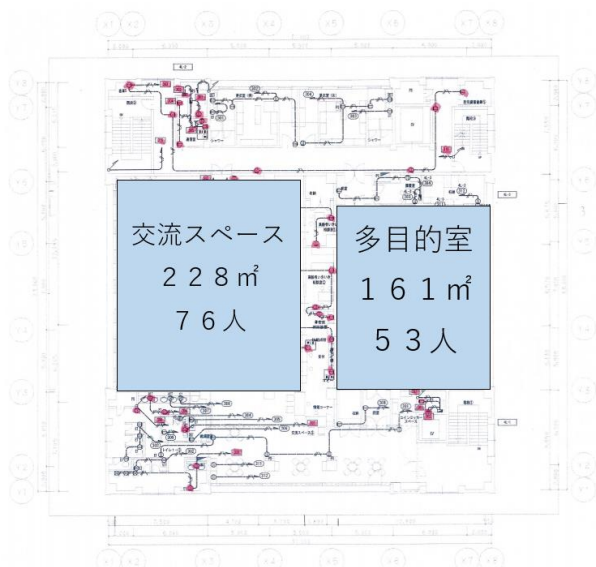


■ =福祉避難エリア

三階



四階



27 救援物資集配所等一覧

(令和7年8月1日現在)

	施設名	建物延面積 (㎡)	総敷地面積 (㎡)	用途
A	総合体育館	5,299	8,920	救援物資集配所
B	市庁舎	10,252	6,477	〃
19	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	4,795	12,993	〃
20	市民交流センター	4,474	2,884	〃
合計		24,820	31,274	〃

28 非常炊き出し場所

(令和7年8月1日現在)

名称	所在地	1回当たり 炊き出し可能食数	電話番号
市民交流センター (LP)	片塩町12-5	700人分	44-3210
高田小学校給食場 (都市)	大中東5-15	1,000人分	22-0251
菅原 〃 (LP)	根成柿436	400人分	22-0751
片塩 〃 (都市)	旭北町2-1	1,000人分	22-0151
陵西 〃 〃	池田3	500人分	22-0651
磐園 〃 〃	有井1	500人分	22-0551
土庫 〃 〃	土庫3-2-6	400人分	22-0351
浮孔 〃 〃	中三倉堂2-5-43	500人分	22-0451
浮孔西 〃 〃	曾大根1-5-1	600人分	53-0313
高田中学校給食場 〃	大東町5-48	1,000人分	22-0851
片塩 〃 〃	中三倉堂2-9-28	1,300人分	22-0951
高田西 〃 〃	池田330	1,000人分	22-7851
高田商業高校 〃	材木町8-3	400人分	22-2251
合計		9,300人分	

2 9 避難生活運営計画書作成例

〇〇町自主防災組織

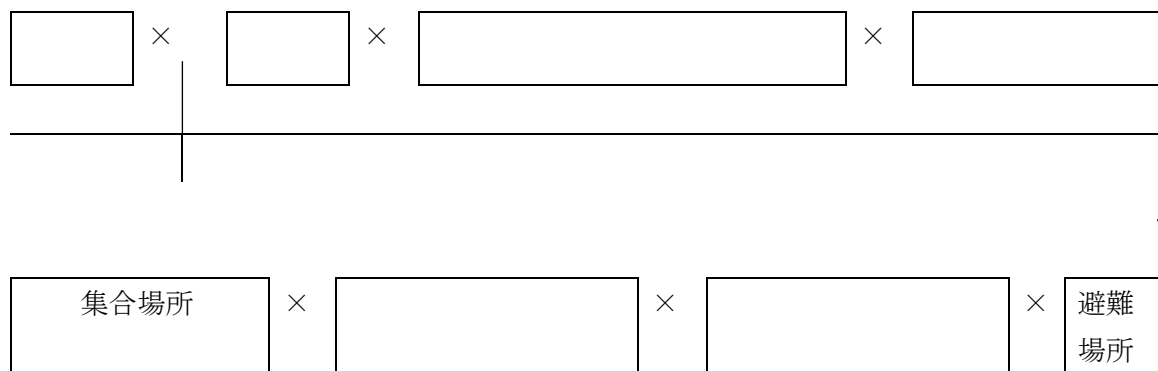
① 組織の概要

自主防災組織名	構成人数	災害弱者数	屋内避難者数	屋外避難者数
〇〇町自主防災組織	人	人	人	人

② 避難所の概要

避難所名	延床面積	空地面積	収容人数	電話番号	施設概要
	m ²	m ²	人		

③ 避難経路



複数の避難経路を定め、避難誘導は早く安全に避難できるよう繰り返し行う。

④ 避難所台帳

世帯主名	世帯人数	要配慮者人数 (左記の内数)	電話番号	備考 (担当班等)
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		
	人	人		

⑤ 組織及び運営

役 職 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
会 長			
副 会 長			
配置市職員			

各班の編制人数については、それぞれの自主防災組織の実情にあわせ編成すること。
 また、避難生活に入った場合の指揮・命令系統の確立及び組織内の各班の応援協力体制についても明確にしておくこと。

⑥ 備蓄資器材等の状況

用途別資器材	資 機 材 名 と 数 量
情報収集伝達	・拡声器 () ・無線機 () ・ラジオ ()
医療救護資材	・救急セット () ・ちり紙 () ・生理用品 ()
給食炊出し機材	・卓上コンロ () ・プロパン () ・ポリタンク ()
照明機材等	・投光機 () ・強力ライト () ・ろうそく ()
災害時要配慮者資機材	・リヤカー () ・車いす () ・タンカ ()
寝具(毛布)等	・防災毛布 () ・タオル () ・シート ()
救出器具	・つるはし () ・のこぎり () ・スコップ () ・ロープ () ・ハンマー () ・発電機 ()
消火器具	・消火器 () ・バケツ () ・可搬ポンプ ()
その他	・テント () ・石けん () ・洗剤 () ・軍手 () ・ライター () ・下着類 ()

⑦ 医療施設

医療救護施設	住 所	電話番号	派遣医師名等

⑧ 被害状況の報告について

自主防災組織の会長は、通信連絡班長とともに地域の被害の状況を取りまとめ、市災害対策本部長に報告しなければならない。

人的及び住家の被害状況報告書										
災害の名称					災害発生の日時		年 月 日 時 分			
災害発生場所		大和高田市								
災害報告時限		月 日 時現在			自主防災組織名及び担当者名		○町自主防災組織			
人的被害者	死者	人			住家被害者	世帯人員	床上浸水	世帯		
	行方不明	人						人		
	負傷者	重傷	人				床下浸水	世帯		
		軽傷	人					人		
	小計	人					非住家の被害（全半壊等）棟			
被害	計			人			災害発生			
住家の被害	棟数	全壊・全焼・流失			棟			被害状況		
		半壊又は半焼			棟					
		一部破損			棟					
		床上浸水			棟					
	世帯数・人員	全壊・全焼・流失			世帯			実救助措置		
		半壊又は半焼			世帯					
		一部破損			世帯					
			人			必要策等				
			人							
			人							
			人			その他				
			人							
			人							

30 災害時における生活必需品の供給協力店

(令和8年2月1日現在)

名 称	住 所	電話番号
市民生活協同組合コープなんごう	大和高田市大字大谷 758-81	25-1120
コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー (久保清文堂 (代理店))	大和高田市大字市場 778	52-6181

3 1 生活必需物資調達予定数量

調 達 対 象 物 資	調達必要量	備考 (算出根拠等)
米	41,400kg	1人1日600g 被災者23,000人の3日分 $600\text{g} \times 23,000\text{人} \times 3 = 41,400\text{kg}$
粉 ミ ル ク	62kg	1人1日170gの3日分(0才児の被災者対象) 対象者170g \times 120人 \times 3=62kg
味 噌	2,070kg	1人1日30g 被災者23,000人の3日分 $30\text{g} \times 23,000\text{人} \times 3 = 2,070\text{kg}$
し ょ う ゆ	2,070 [㍓]	1人1日30cc 被災者23,000人の3日分 $30\text{g} \times 23,000\text{人} \times 3 = 2,070\text{㍓}$
塩	1,380kg	1人1日20g 被災者23,000人の3日分 $20\text{g} \times 23,000\text{人} \times 3 = 1,380\text{kg}$
シ ャ ツ	23,000枚	1人1枚
下 着 類	23,000組	1人1組
作 業 着	12,500着	1人1着(15才~60才の被災者対象)
毛 布	24,000枚	1人2枚(避難所備蓄分は除く)
茶碗(箸・スプーン)	23,000個	1人1個
皿	46,000枚	1人2枚
な べ、ハンゴ	10,000個	1世帯2個
や か ん	5,000個	1世帯1個
バ ケ ツ	5,000個	1世帯1個
タ オ ル	23,000本	1人1本
軍 手	12,500双	1人1双(15才~60才の被災者対象)
石 鹼	23,000個	1人1個
洗 剤	5,000箱	1世帯1箱
紙 お む つ	3,000枚	1人1日8枚の3日分(0才児の被災者対象) $8\text{枚} \times \text{対象者}120\text{人} \times 3\text{日} = 2,880\text{枚}$
ウエットティッシュ	10,000個	1世帯2個
哺 乳 瓶	120本	1人1本(0才児の被災者対象)
生 理 用 品	5,800人分	(10才~55才の被災女性)
雨 具	12,500着	1人1着(15才~60才の被災者対象)
運 動 靴	23,000足	1人1足
懐 中 電 灯	5,000個	1世帯1個
乾 電 池	20,000個	1電灯4個
マ ッ チ・ライター	5,000個	1世帯1個

3.2 車両配備状況

(令和7年8月1日現在)

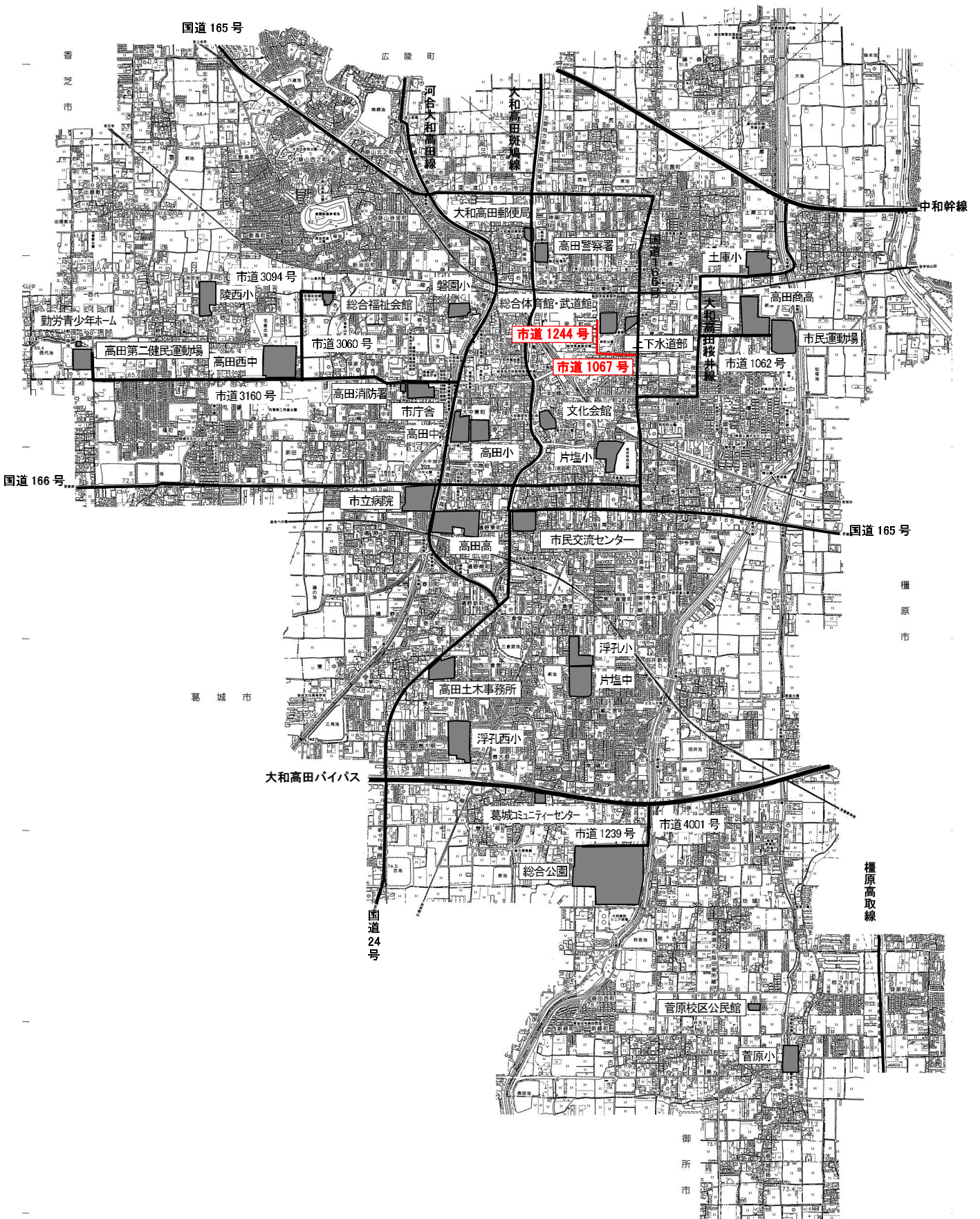
車 両 種 類	台数	所 属 別 台 数
乗 用 車	36	市役所 30 天満診療所 1 市立病院 5
貨 客 兼 用 車	27	市役所 18 保健センター 2 市民交流センター 1 中央公民館 2 体育館 1 文化会館 1 市立商業高校 2
青色パトライト車	5	市役所 4 教育支援課(図書館) 1
小型貨物車	24	市役所 7 クリーンセンター 17
普通貨物車	15	クリーンセンター 15
軽貨物車	30	市役所 24 クリーンセンター 5 市立病院 1
単 車	14	市役所 14
フォークリフト	2	クリーンセンター 2
パワーショベル	2	クリーンセンター 2
ホイローダー	4	市役所 1 クリーンセンター 3
スイパー車	1	市役所 1
散 水 車	1	市役所 1
塵芥収集車	16	クリーンセンター 16
公共応急作業車	1	市役所 1
ユニック車	1	市役所 1
消防ポンプ車	11	消防団 11

3 3 緊急輸送道路

(令和7年8月1日現在)

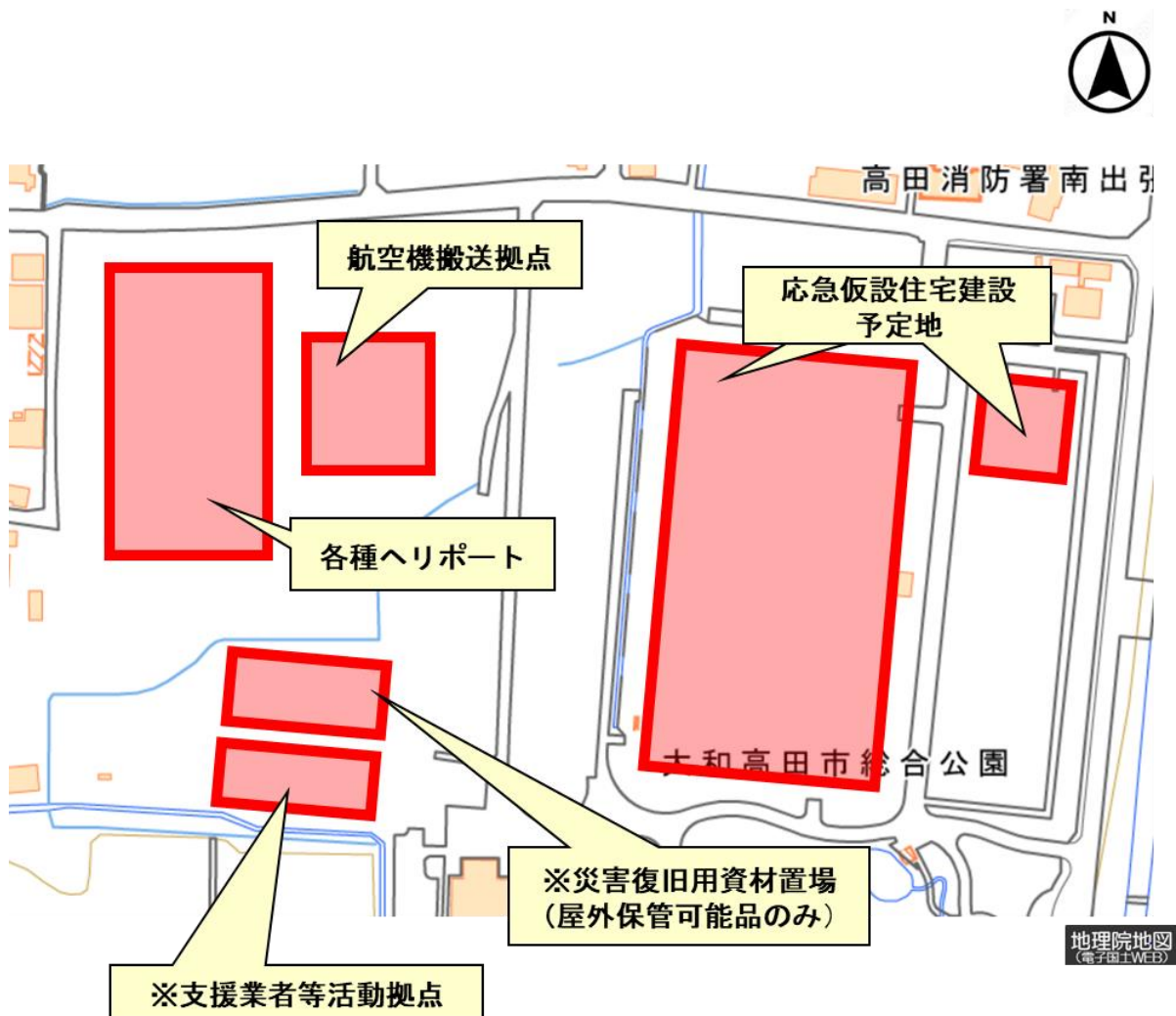
機能区分	道路種別	路線名	(機能区分)
第1次 緊急輸送道路	一般国道（指定区間）	国道24号	他府県と連絡する幹線道路等
		国道165号	
		国道165号BP （大和高田バイパス）	
	一般県道	中和幹線	
第2次 緊急輸送道路	一般国道（指定区間外）	国道166号	第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路
	主要地方道	大和高田斑鳩線	
		橿原高取線	
	一般県道	河合大和高田線	
第3次 緊急輸送道路	市道	市道1062号（県道大和高田桜井線の交差点部～市民運動場前）	第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路
		市道3160号（高田橋交差点～奈良県高田第二健民運動場前）	
		市道1239号（市道4001号の交差点部～総合公園多目的グラウンド前）	
		市道4001号（国道24号BP（大和高田バイパス）交差点部～市道1239号の交差点部）	
		市道1067号（大東町交差点～市道1244号の交差点部）	
		市道1244号（市道1067号の交差点部～総合体育館前）	
		市道3060号（市道3160号の交差点部～市道3094号の交差点部）	
		市道3094号（市道3060号の交差点部～総合福祉会館前）	

【 緊急輸送道路配置図 】



3 4 各防災拠点（総合公園）、応急仮設住宅建設予定地

(1) 総合公園内各防災拠点等配置図



- ※印 ①各拠点については、新総合体育館建設時には、拠点を再検討する。
 ②第二健民グラウンドの仮設トイレ等のインフラ整備迄、当初自衛隊進入拠点とする。

(2) 仮設住宅

(令和7年8月1日現在)

候補地名称	所在地	所有者	有効面積 (㎡)	建設可能戸数	設備等引込状況
総合公園多目的グラウンド	出325-1	市	12,300	146戸	なし

※ 災害救助法では、「1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。」と規定があり、住宅の面積に加え通路等が必要なため、約2倍の面積が必要となる。また、駐車場も必要と考えられる。よって、 $29.7 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 倍} + \text{駐車場 } 8 \text{ m} \times 3 \text{ m} \div 84 \text{ m}^2$ となり、1戸当たり84㎡で算出した。

35 市内文化財一覧表

(令和7年8月1日現在)

種別	指定	名称	所在地
建造物	国重文	不動院本堂	本郷町 不動院
	国重文	十二社神社本殿	藤森 十二社神社
	県	天満神社本殿 撰社八幡神社本殿	根成柿 天満神社
	県	日本聖公会高田基督教会堂	本郷町 日本聖公会高田基督教会
	市	高田御坊専立寺 表門、築地、太鼓楼（茶所）	内本町 専立寺
	市	安楽寺跡、題目板碑	根成柿
	市	天満神社石塔、多宝塔、層塔	根成柿 天満神社
考古資料	県	三倉堂池出土木棺	西町 大和高田市中央公民館 土庫 大和高田市郷土資料室
	県	竹内遺跡出土資料	東中 学校法人奈良学園 奈良文化高等学校
	市	池田の石棺仏	池田
歴史資料	市	常光寺名号碑	旭北町 常光寺
	市	天神社棟札・置き札及び棟木断片銘ほか	三和町 天神社
彫刻	国重文	木造弥勒仏坐像	土庫 弥勒寺
	県	木造十一面観音立像	南本町 長谷本寺
	県	木造兜跋毘沙門天立像	
	市	木造大日如来坐像	本郷町 不動院
	市	木造薬師如来坐像	南本町 長谷本寺
	市	木造十一面観音立像	藤森 十二社神社境内観音堂
	市	木造二天王立像	
絵画	市	施米の図	内本町 個人蔵
無形民俗文化財	県	金峯山寺の蓮華会	奥田 捨篠池
有形民俗文化財	市	西宮神社の四季農耕図絵馬	曾大根 西宮神社
	市	野口西代の太鼓踊り絵馬	野口 春日若宮神社
	市	野口出屋敷の太鼓踊り絵馬	野口 市杵島神社
	市	野口の太鼓踊り絵馬	野口 保食神社
	市	天神社祭礼渡御図絵馬	三和町 天神社
	市	天神社奉納扁額 (1) 伊勢両宮月参講奉納扁額	

		(2) 永代太々御神楽扁額	
	市	大中の農耕図絵馬	大中 春日神社
	市	大中の天岩戸絵馬	
	市	東中の四季農耕図絵馬	東中 杵築神社

3 6 消防団詰所一覧表

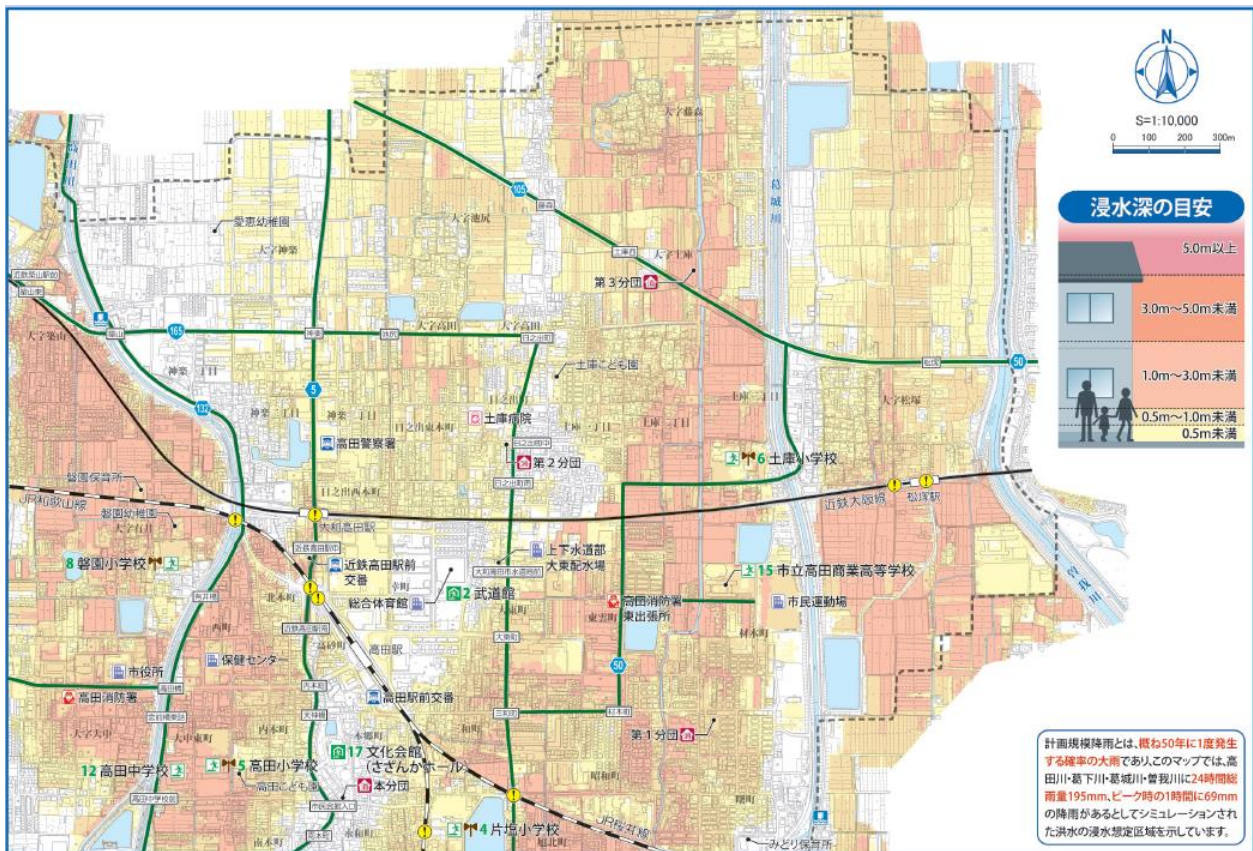
(令和7年8月1日現在)

施設名	所在地
大和高田市消防団 本分団コミュニティ消防センター	本郷町5番7号
大和高田市消防団 第1分団コミュニティ消防センター	曙町14番2号
大和高田市消防団 第2分団コミュニティ消防センター	日之出町11番22号
大和高田市消防団 第3分団コミュニティ消防センター	大字土庫165番地5
大和高田市消防団 第4分団コミュニティ消防センター	大字築山663番地3
大和高田市消防団 第5分団コミュニティ消防センター	大字磯野361番地3
大和高田市消防団 第6分団車庫兼詰所	大字曾大根783番地12
大和高田市消防団 第7分団コミュニティ消防センター	大字奥田469番地2
大和高田市消防団 第8分団車庫兼詰所	大字勝目97番地1
大和高田市消防団 第9分団車庫兼詰所	大字野口170番地2
大和高田市消防団 第10分団コミュニティ消防センター	大字市場421番地

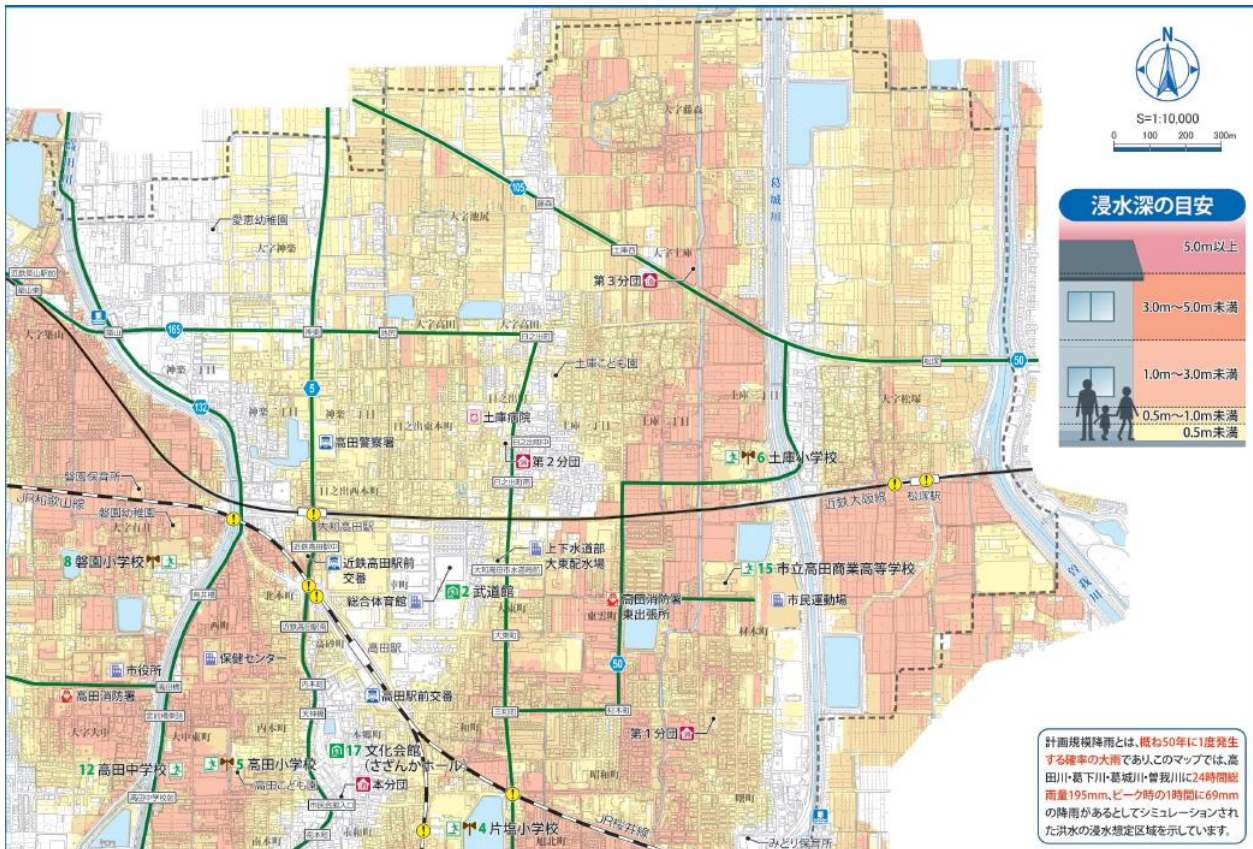
3.7 洪水ハザードマップ

(1) 計画規模降雨時

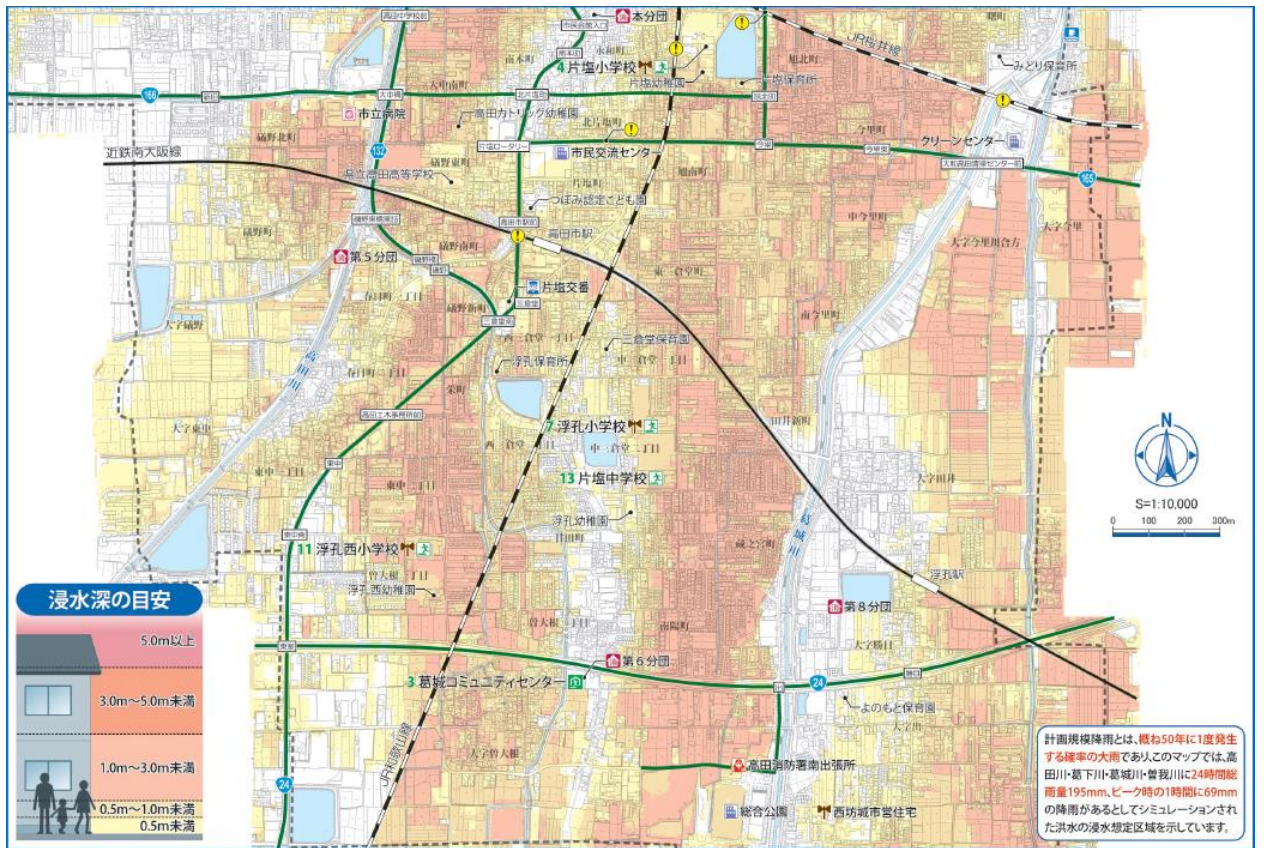
○ 市北西部



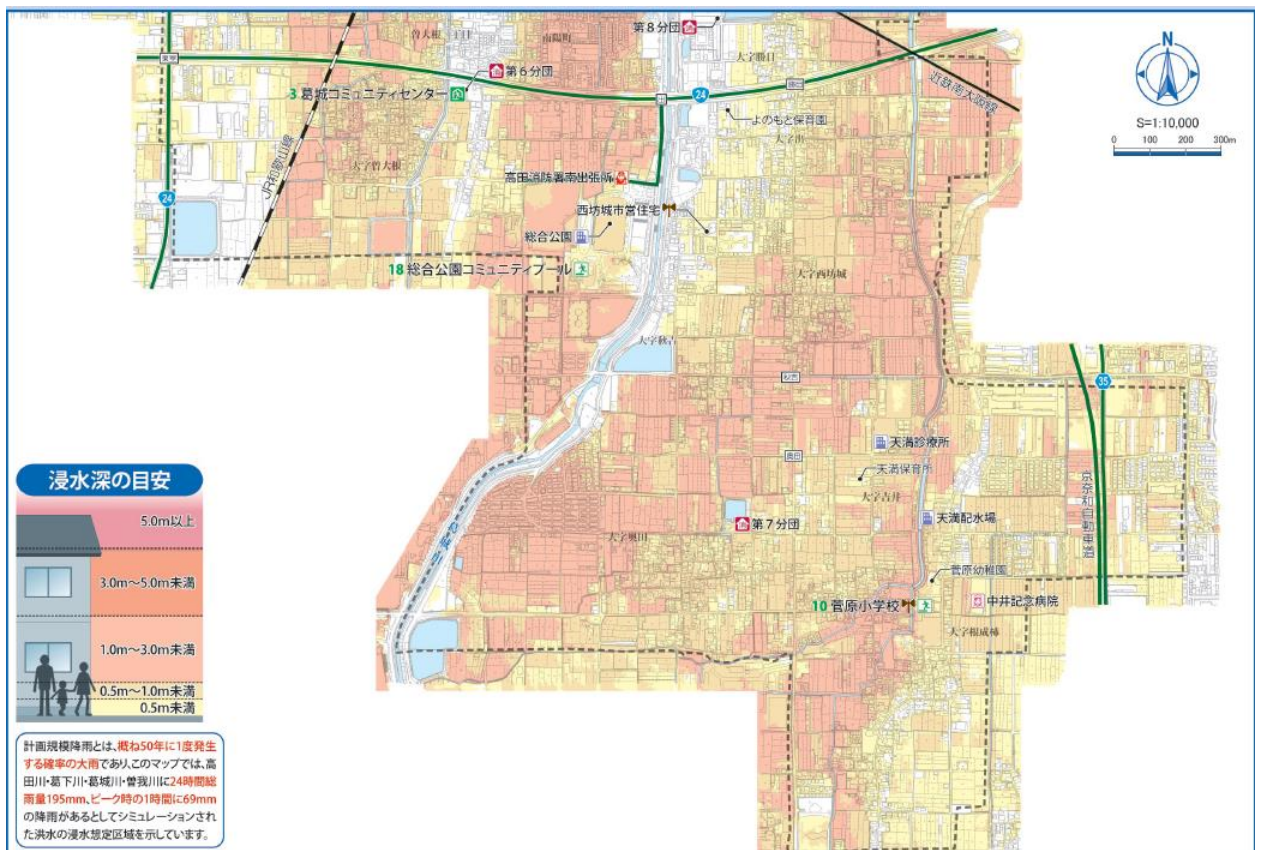
○ 市北東部



○市中央部



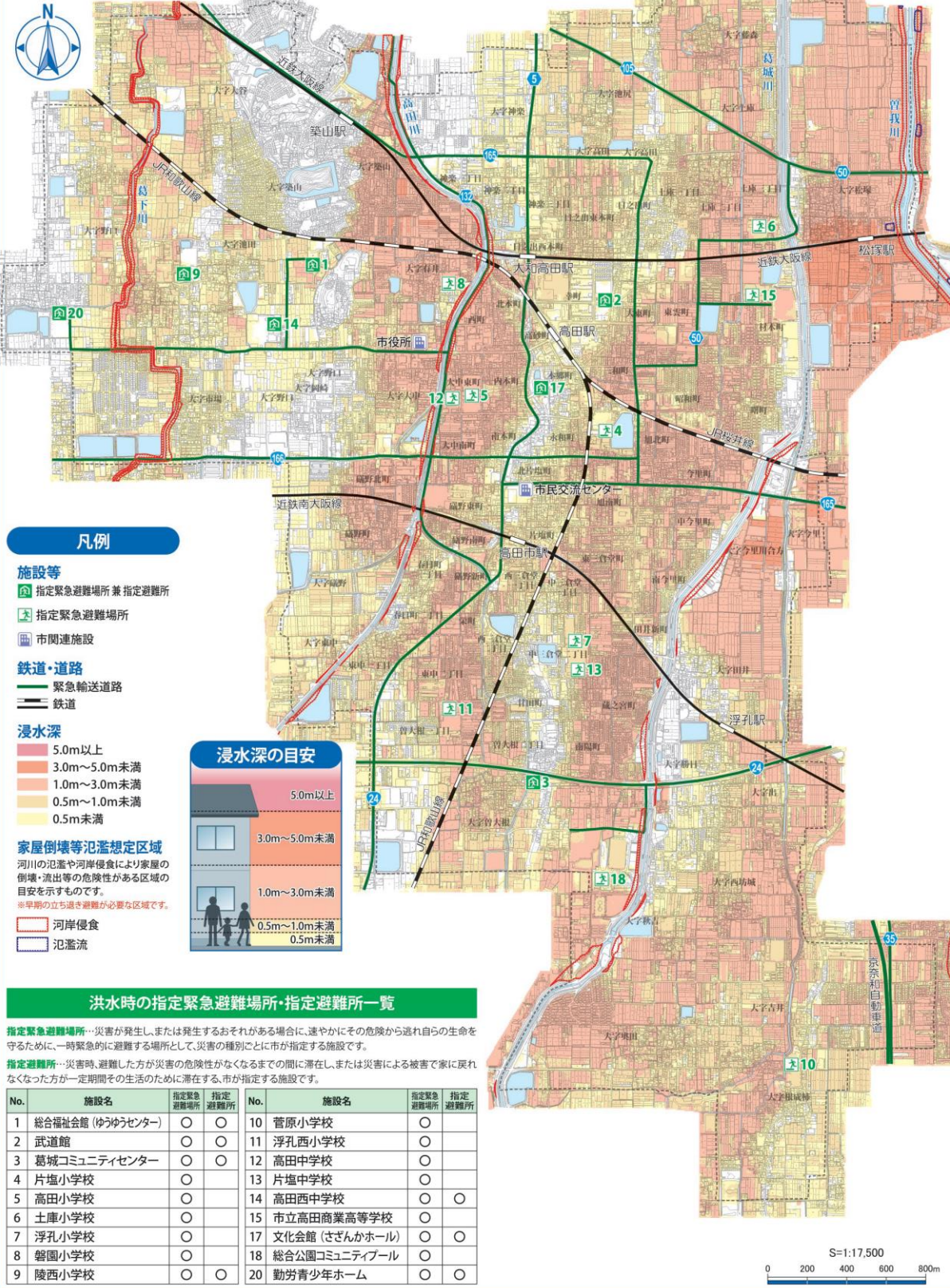
○市南部



(2) 最大規模降雨時

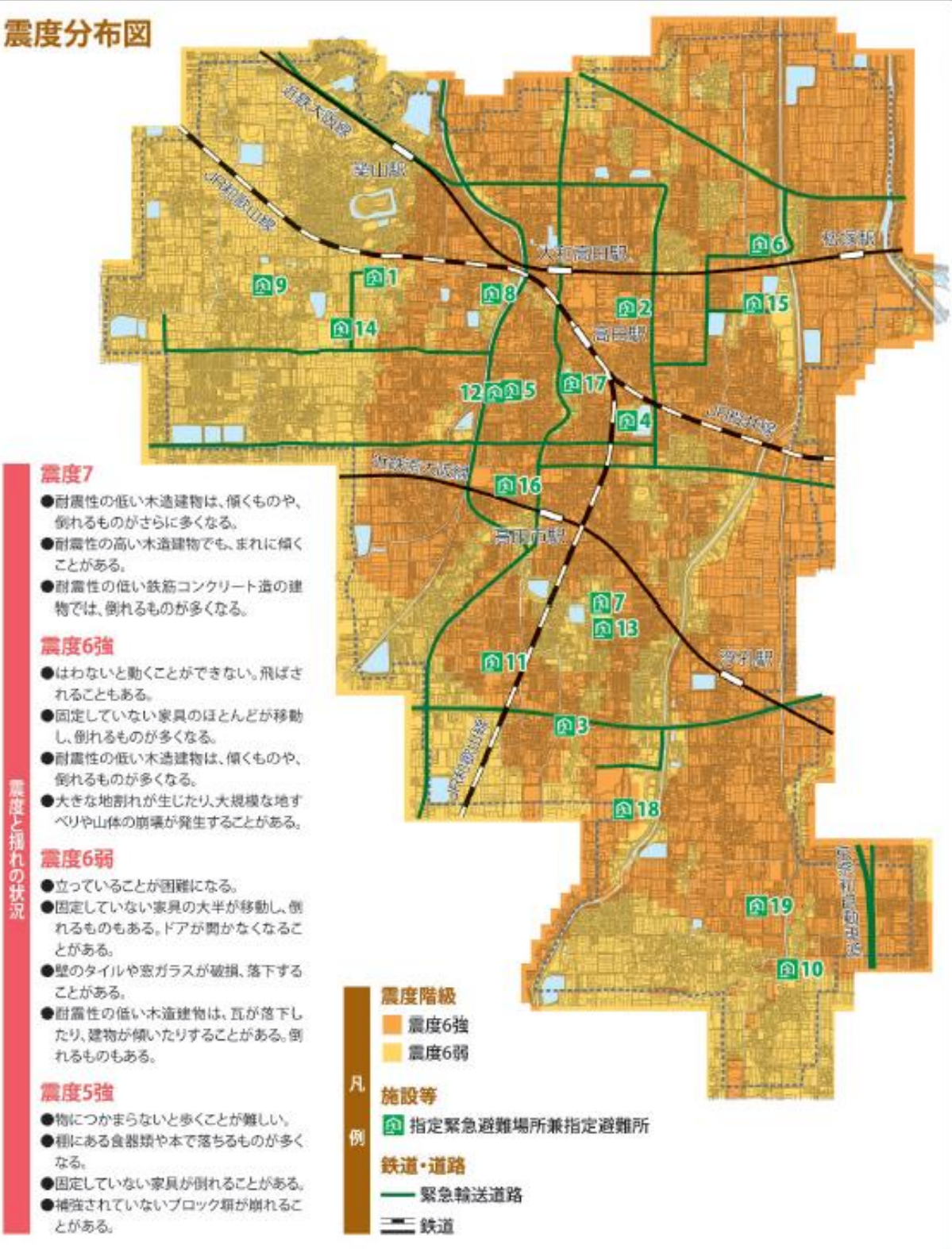
洪水ハザードマップ 想定最大規模降雨

想定最大規模降雨とは、概ね1000年に1度発生する確率で、想定し得る最大規模の大雨であり、このマップでは、大和川流域に12時間総雨量316mmの降雨があるとしてシミュレーションされた洪水の浸水想定区域を示しています。



38 地震ハザードマップ（東南海・南海地震）

震度分布図



第2章 応援協定書

1 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定

平成9年10月18日告示第109号
長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため京都府長岡京市と奈良県大和高田市が必要な物資等の相互援助を行うことを目的とする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) その他援助を要請する市（以下「被災市」という。）が指定する物資等の提供

(援助要請)

第3条 被災市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資等の品名、規格及び数量等
- (3) 必要とする場所及び当該場所への経路
- (4) 必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(施設使用の要請)

第4条 被災市は、その施設において、被災者を収容することができない場合は、施設の使用を要請することができるものとする。

(援助要請に基づく措置)

第5条 援助を行う市（以下「援助市」という。）は、被災市の要請に応じ救援に努めるものとする。

2 援助市は、通信の途絶等により被災市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市が援助の要請を行ういとまがないと認めるときは、被災市からの援助要請を待たないで、必要な援助を行うことができるものとする。

(維持管理)

第6条 援助された物資の維持管理は、被災市が行うものとする。

(経費)

第7条 援助に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から経費の繰延の要請があった場合は、援助市は、一時繰延支弁するものとする。

(連絡責任者)

第8条 両市は、協定に定める事項の適正な事務執行及び連絡調整の確実を図るため、次に掲げる者を連絡責任者と定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

- (1) 京都府長岡京市 総務部総務課長
- (2) 奈良県大和高田市 企画部企画課長

(交流)

第9条 両市は、本協定が円滑に運営できるよう、普段から市民の交流を図り、友好関係を築くものとする。

(その他)

第10条 本協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協議して定めるものとする。

上記の条項により大規模災害相互物資援助協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作成し、当事者は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2 長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

平成9年10月18日告示第111号

長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2条 長岡京市と大和高田市は、協定に基づく物資援助等が円滑に実施されるよう毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等は、次のとおりとする。

- (1) 援助を行う市（以下「援助市」という。）の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助市の負担とする。
- (2) 援助市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助を要請した市（以下「被災市」という。）の責とする。ただし、被災市への往復路における場合の損害賠償は、援助市の責とする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、援助職員の派遣に要する経費については、協議して定める。

(援助物資等の経費の範囲)

第4条 前条に規定する経費を除く物資援助に要した経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物資の購入費及び輸送費
- (2) 資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求方法)

第5条 被災市が負担する経費の請求は、援助市が市長名による請求書（関係書類添付）により、被災市に請求するものとする。

(経費の支払)

第6条 被災市は、前条で規定する経費の請求があったときは、その請求額を支払うものとする。ただし、被害の程度により支払が困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第7条 援助市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定める。

附 則

この要綱は、長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定の調印した日から施行する。

3 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定

平成9年10月18日告示第110号
都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため山梨県都留市と奈良県大和高田市が必要な物資等の相互援助を行うことを目的とする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) その他援助を要請する市（以下「被災市」という。）が指定する物資等の提供

(援助要請)

第3条 被災市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 物資等の品名、規格及び数量等
- (3) 必要とする場所及び当該場所への経路
- (4) 必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(施設使用の要請)

第4条 被災市は、その施設において、被災者を収容することができない場合は、施設の使用を要請することができるものとする。

(援助要請に基づく措置)

第5条 援助を行う市（以下「援助市」という。）は、被災市の要請に応じ救援に努めるものとする。

2 援助市は、通信の途絶等により被災市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市が援助の要請を行ういとまがないと認めるときは、被災市からの援助要請を待たないで、必要な援助を行うことができるものとする。

(維持管理)

第6条 援助された物資の維持管理は、被災市が行うものとする。

(経費)

第7条 援助に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から経費の繰延の要請があった場合は、援助市は、一時繰延支弁するものとする。

(連絡責任者)

第8条 両市は、協定に定める事項の適正な事務執行及び連絡調整の確実を図るため、次に掲げる者を連絡責任者と定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

- (1) 山梨県都留市 庶務課長

(2) 奈良県大和高田市 企画課長

(交流)

第9条 両市は、本協定が円滑に運営できるよう、普段から市民の交流を図り、友好関係を築くものとする。

(その他)

第10条 本協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協議して定めるものとする。

上記の条項により大規模災害相互物資援助協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作成し、当事者は記名押印のうえ、各1通を保有する。

4 都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

平成9年10月18日告示第112号

都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2条 都留市と大和高田市は、協定に基づく物資援助等が円滑に実施されるよう毎年1回地域防災計画と備蓄物資の品目、数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3条 協定第7条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等は、次のとおりとする。

(1) 援助を行う市（以下「援助市」という。）の職員の援助活動中における負傷、疾病又は死亡についての公務災害補償に要する経費は、援助市の負担とする。

(2) 援助市の職員が、援助活動中第三者に被害を与えた場合の損害賠償は、援助を要請した市（以下「被災市」という。）の責とする。

(3) 前2号に定めるもののほか、援助職員の派遣に要する経費については、協議して定める。

(援助物資等の経費の範囲)

第4条 前条に規定する経費を除く物資援助に要した経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 物資の購入費及び輸送費

(2) 資機材の借上料及び燃料費

(経費の請求方法)

第5条 被災市が負担する経費の請求は、援助市が市長名による請求書（関係書類添付）により、被災市に請求するものとする。

(経費の支払い)

第6条 被災市は、前条で規定する経費の請求があったときは、その請求額を支払うものとする。ただし、被害の程度により支払いが困難な場合はこの限りでない。

(援助を行う職員)

第7条 援助市の職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

2 援助市の職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

(宿舍のあっせん)

第8条 被災市は、可能な限りにおいて援助市の職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当事者で協議して定める。

附 則

この要綱は、都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定の調印した日から施行する。

5 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

平成27年2月20日

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及びあつせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第2号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

（自主応援）

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

6 応援協定一覧

(令和7年4月1日現在)

1 公共団体間の協定

公共団体間で、下表の通り相互応援協定等を締結している。今後、大規模災害に備え、遠隔地の公共団体との相互応援協定等の締結に努めるほか、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

協定名	相手方	締結日
大和高田市及び長岡京市の大規模災害相互援助協定書	京都府長岡京市	平成9年10月18日
大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	山梨県都留市	平成9年10月18日
奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書	奈良県内市町村（奈良市生駒市除く）	平成25年9月3日
災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県内全市町村	平成27年2月20日
警察署使用不可能時（災害時）における施設使用に関する協定書	奈良県高田警察署	平成29年8月30日
大規模洪水被害に伴う活動本部移転先に関する協定書	奈良県広域消防組合 高田消防署	令和2年7月10日
新型コロナウイルス感染症等の感染症流行期におけるし尿処理業務の相互支援に関する協定書	大和高田市と橿原市・五條市・御所市（協定参加市）他各環境衛生団体	令和2年6月4日
姉妹病院提携（災害時）	兵庫県赤穂市 市立病院	平成27年7月4日
姉妹病院提携（災害時）	大阪府岸和田市 市立病院	平成27年8月20日
災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定書	御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町及び香芝・王寺環境施設組合	平成14年10月11日
災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定書	奈良県下12市及び関係一部事務組合	平成18年8月28日
奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	奈良県・県内市町村・関係一部事務組合	平成24年8月1日

協定名	相手方	締結日
水道災害時時相互応援に関する要綱に基づく協定書	日本水道協会奈良県支部（奈良県下29会員：奈良市、奈良県、宇陀市、桜井市、天理市、生駒市、大和郡山市、大和高田市、香芝市、橿原市、葛城市、五條市、御所市、川西町、田原本町、三宅町、安堵町、斑鳩町、王寺町、河合町、上牧町、平群町、三郷町、広陵町、大淀町、下市町、高取町、吉野町、明日香村）	平成9年5月26日
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年8月3日
奈良県ドクターヘリの臨時場外離着陸場使用に関する協定書	奈良県広域消防組合 高田消防署長 小野 貴広	令和4年4月28日

2 各種団体・企業等との協定

各種団体・企業等と、下表の通り協定等を締結している。今後、市内外で活動している団体・企業を対象に、災害発生時の応急復旧等の対応を中心に、応援協定の締結推進に努める。

協定名	相手方	締結日
災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	市民生協同組合 ならコープ	平成12年12月1日
（災害時）大和高田市と郵便事業(株)大和高田支店との相互協力に関する協定書	郵便事業(株)大和高田支店	平成20年4月1日
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	奈良県電気工事工業組合	平成20年11月5日
災害時における応急対策の協力に関する協定書	株式会社堂本組	平成23年8月1日
災害発生時における応急復旧等対策業務に関する協定書	社団法人奈良県建設業協会高田支部	平成24年12月25日
災害時における燃料等の供給に関する協定書	奈良県石油協同組合 高田支部	平成24年12月28日
ガス災害防止対策の業務に関する協定書	大和ガス株式会社	平成25年3月11日
災害発生時における応急復旧等対策業務に関する協定書	一般社団法人奈良県中南和建設業協会	平成27年9月1日

協定名	相手方	締結日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	大和高田市防災安全協会	平成27年9月1日
大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体搬送等の協力に関する協定書	奈良県葬祭業協同組合	平成31年2月26日
災害時における畳の提供に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」 プロジェクト実行委	令和1年7月9日
大規模災害時における応急対策の施設使用に関する協定書	奈良県遊技業協同組合大和高田支部	令和1年8月1日
災害時における看板等の工作物の除去に関する協定書	奈良県広告美術塗装業協同組合	令和1年10月10日
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	奈良県LPガス協会 高田支部	令和2年8月7日
災害時における防災活動拠点の使用に関する協定書	大和ガス株式会社	令和2年11月24日
災害時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ株式会社	平成25年3月1日
大規模災害時における販売物品等の提供等に関する協定書	株式会社光洋	平成31年1月9日
災害時における給食物資等の委託契約	有限会社笹岡昆布本店	令和2年4月1日
災害時における給食物資等の委託契約	株式会社原田フーズ	令和2年4月1日
災害時プロパンガス供給	大和ガス株式会社	令和2年11月24日
災害時における緊急対応業務に関する協定	大和高田市上下水道業者協同組合	平成22年4月1日
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部（関西支部長、大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長、和歌山県支部長）	平成9年7月10日
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	平成29年11月1日
大和高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社西大和まきのは郵便局 大和高田郵便局	令和2年10月16日
大和高田市と大塚製薬株式会社との健康づくりに関する包括連携協定書（避難所の被災者含む）	大塚製薬株式会社 大阪支店	令和3年8月31日

協定名	相手方	締結日
災害時における放送に関する協定書	合同会社YAMATO 代表社員 徳井 教寛	令和3年2月19日
災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社 代表取締役 川邊 健太郎	令和4年3月14日
災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	大和高田市社会福祉協議会 会長 堀内 大造	令和4年8月1日
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人 慈光園 理事長 中井 隆男	令和5年2月24日
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	トヨタユニテッド奈良株式会社	令和5年9月28日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	令和5年10月3日
大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書について	関西電力送配電株式会社 奈良本部	令和6年4月22日
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 青垣園	令和6年6月3日
災害時における仮設トイレの提供等に関する協定書	大和清掃企業組合	令和6年9月5日
災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書	おおやまと環境整美事業協同組合	令和7年1月17日
大規模災害時における道路啓開や通信復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定書	西日本電信電話株式会社	令和7年4月1日
災害時における段ボール製防災用品の供給協力に関する協定書	株式会社タカオカ	令和7年4月14日
災害時における段ボール製防災用品の供給協力に関する協定書	株式会社高木包装	令和7年5月7日
災害発生時における応急復旧等対策業務に関する協定書	一般社団法人奈良県中南和建設業協会	令和7年5月21日

第3章 關係條例

1 大和高田市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 16 号
最終改正平成 26 年 3 月 31 日条例第 9 号

大和高田市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大和高田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大和高田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員
 - (3) 奈良県警察の警察官
 - (4) 副市長及び教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 町総代連合会長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 奈良県広域消防組合の職員
 - (9) 市の職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる者を除く。）
 - (10) 自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号及び第 11 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、2 人、1 人、6 人、1 人、15 人以内、2 人以内及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、奈良県広域消防組合の職員、自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 大和高田市防災会議の構成及び委員名簿

(令和7年8月1日現在)

区 分	機 関 名	職 名
会 長	大 和 高 田 市	大 和 高 田 市 長
1号委員	葛城労働基準監督署	葛 城 労 働 基 準 監 督 署 長
2号委員	奈良県高田土木事務所	奈 良 県 高 田 土 木 事 務 所 長
”	奈良県中和保健所	奈 良 県 中 和 保 健 所 長
3号委員	奈良県高田警察署	奈 良 県 高 田 警 察 署 長
4号委員	大 和 高 田 市	大 和 高 田 市 副 市 長
”	大和高田市教育委員会	大 和 高 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長
5号委員	大和高田市消防団	大 和 高 田 市 消 防 団 長
6号委員	町 総 代 連 合 会	町 総 代 連 合 会 会 長
7号委員	西日本電信電話(株)奈良支店	西日本電信電話(株)奈良支店 設備部 部長
”	西日本旅客鉄道株式会社高田駅	西日本旅客鉄道株式会社和歌山線区長
”	関西電力送配電(株)奈良本部	高 田 配 電 営 業 所 長
”	近畿日本鉄道(株)大和八木駅	近畿日本鉄道(株)大和八木駅長
”	大和ガス株式会社	大 和 ガ ス 株 式 会 社 社 長
”	日本郵便(株)大和高田郵便局	大 和 高 田 郵 便 局 長
8号委員	奈良県広域消防組合高田消防署	奈 良 県 広 域 消 防 組 合 高 田 消 防 署 長
9号委員	大 和 高 田 市	大 和 高 田 市 未 来 ま ち づ くり 局 理 事
”	”	大 和 高 田 市 企 画 政 策 部 長
”	”	大 和 高 田 市 総 務 部 長
”	”	大 和 高 田 市 市 民 生 活 部 長
”	”	大 和 高 田 市 地 域 振 興 部 長
”	”	大 和 高 田 市 福 祉 部 長
”	”	大 和 高 田 市 保 健 部 長
”	”	大 和 高 田 市 環 境 建 設 部 長
”	”	大 和 高 田 市 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長
”	”	大 和 高 田 市 立 病 院 事 務 局 長
”	”	大 和 高 田 市 議 会 事 務 局 長
”	”	大 和 高 田 市 立 病 院 長
10号委員	大和高田市医師会	大 和 高 田 市 医 師 会 会 長
”	高田・葛城地区薬剤師会	高 田 ・ 葛 城 地 区 薬 剤 師 会 会 長
11号委員	大和高田市民生児童委員協議会連合会	大 和 高 田 市 民 生 児 童 委 員 協 議 会 連 合 会 会 長
”	大和高田市赤十字奉仕団	大 和 高 田 市 赤 十 字 奉 仕 団 委 員 長
”	大和高田市消防団	大 和 高 田 市 消 防 団 女 性 分 団 長
”	陸上自衛隊第380施設中隊	第 3 8 0 施 設 中 隊 長
”	奈良県広域水道企業団高田事務所	事 務 所 長

3 大和高田市防災会議運営規程

大和高田市防災会議運営規程

(昭和 40 年 7 月 10 日告示第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 大和高田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに大和高田市防災会議条例（昭和 38 年条例第 16 号）に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(会議)

第 2 条 大和高田市防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

(表決)

第 3 条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第 4 条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第 5 条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。ただし、会長の職務を代理する委員については、この限りでない。
2 前項本文の場合において委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(専決)

第 6 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集することができる。
- (2) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (3) その他緊急を要する事項で会議を招集するいとまのないとき。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるほか、防災会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 40 年 7 月 10 日から施行する。

4 大和高田市災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 9 日条例第 24 号
最終改正平成 24 年 9 月 20 日条例第 21 号

大和高田市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大和高田市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5. 災害対策本部動員表

(令和7年8月1日現在)

災害対処態勢 (職員動員レベル)		設置基準			備考																																																								
		地震	風水害																																																										
			気象現象	河川水位																																																									
【災害警戒本部】態勢 (本部長は副市長)	予備動員1 / 予備動員2 / 予備動員3	1 部長 2 危機管理室職員 3 その他必要な管理職 4 学校施設管理者 (緊急避難場所の開設に応じ) 5 以下の職員	1 震度4が発生した場合 ※地震情報の発表で自動発令 ※状況により震度3で参集あり 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合	1 大雨、洪水、暴風警報等が発表された場合 ※気象警報の発表で自動発令 ※状況により注意報段階での参集あり 2 集中豪雨、前線通過、台風等により災害の発生が予測される場合	高田川磐築橋観測所において《氾濫注意水位》に達した場合 ※河川水位の確認はサイト「奈良県河川情報システム」による。	1 予備動員1 自主避難施設を開設 (1)総合福祉会館 (2)葛城コミュニティセンター (3)武道館 2 予備動員2 緊急避難場所の優先施設を追加開設 (1)陵西小学校 (2)文化会館 3 予備動員3 緊急避難場所の全施設を開設																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部局名</th> <th colspan="3">予備動員</th> </tr> <tr> <th>予備1</th> <th>予備2</th> <th>予備3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策部</td> <td rowspan="4">4名</td> <td rowspan="4">4名</td> <td rowspan="4">11名</td> </tr> <tr> <td>未来まち局</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td rowspan="2">1名</td> <td rowspan="2">1名</td> <td rowspan="2">1名</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>6名</td> <td>7名</td> <td>17名</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>危機管理室</td> <td>7名</td> <td>7名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>3名</td> <td>5名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>4名</td> <td>5名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>保健部</td> <td>5名</td> <td>7名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>環境建設部</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>4名</td> <td>5名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53名</td> <td>60名</td> <td>129名</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	予備動員			予備1	予備2	予備3	企画政策部	4名	4名	11名	未来まち局	会計課	議会事務局	監査事務局	1名	1名	1名	広報広聴課	総務部	6名	7名	17名	市民生活部	3名	3名	8名	危機管理室	7名	7名	8名	地域振興部	3名	5名	13名	福祉部	4名	5名	15名	保健部	5名	7名	15名	環境建設部	16名	16名	28名	教育部	4名	5名	13名	計	53名	60名	129名	震度5弱が発生した場合	大雨、暴風、洪水等により災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《避難判断水位》に達した場合 ※葛下川瓦口観測所も別途参考にする。	高齢者等避難の発令 ※各種情報を総合的に判断する。
		部局名		予備動員																																																									
			予備1	予備2	予備3																																																								
		企画政策部	4名	4名	11名																																																								
		未来まち局																																																											
		会計課																																																											
		議会事務局																																																											
		監査事務局	1名	1名	1名																																																								
		広報広聴課																																																											
総務部	6名	7名	17名																																																										
市民生活部	3名	3名	8名																																																										
危機管理室	7名	7名	8名																																																										
地域振興部	3名	5名	13名																																																										
福祉部	4名	5名	15名																																																										
保健部	5名	7名	15名																																																										
環境建設部	16名	16名	28名																																																										
教育部	4名	5名	13名																																																										
計	53名	60名	129名																																																										
【災害対策本部】態勢 (本部長は市長)	2号動員	係長級以上の職員	震度5強が発生した場合	相当規模の災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《氾濫危険水位》に達した場合 ※葛下川瓦口観測所も別途参考にする。	避難指示の発令 ※各種情報を総合的に判断する。																																																							
		3号動員	全職員	震度6が発生した場合	大規模な災害が発生した場合		緊急安全確保の発令 ※各種情報を総合的に判断する。																																																						

予備動員1：最小規模の災害警戒本部を編成するための動員（自主避難施設3ヶ所を開設）

予備動員2：指定緊急避難場所の優先施設を2ヶ所開設し、災害対応力を高めるための動員

予備動員3：風水害時の全ての指定緊急避難場所に職員を配置して、高齢者等避難に備えるための動員

6 大和高田市自主防災組織助成金交付要綱

平成 12 年 4 月 1 日告示第 67 号
最終改正平成 24 年 2 月 8 日告示第 10 号

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災活動の促進を図るため自主防災組織を結成し、活動している自治会に対し、予算の範囲内でその活動に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民が連帯協同して被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する組織をいう。

(自主防災組織の活動)

第 3 条 自主防災組織は、消防署、消防団等の防災関係機関と連携を保ちながら次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災知識の啓発活動
- (3) 別表に掲げる防災資機材の整備
- (4) 大和高田市が行う防災に関する施策への協力及び連携
- (5) その他必要な活動

(助成の金額)

第 4 条 助成の金額は、前条第 3 号の防災資機材の整備に要する経費の 2 分の 1 以内の金額で 20 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 防災資機材購入の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金を決定し、申請者に自主防災組織助成金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付する。この場合において、市長は、助成金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付けることができる。

2 申請者は、前項の決定通知書を受領したときは、速やかに自主防災組織助成金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、当該年度から 3 年間は再申請することができない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、自主防災組織助成金交付請求書を受理したときは、申請者に対して助成金を交付する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第6条第1項の規定により、市長が付した指示若しくは条件に違反したとき又はそれに従わなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた申請者は、翌年度の4月末日までに助成金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月8日告示第10号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

倉庫、消火器、可搬式ポンプ、揚水ポンプ、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、ろ水機、トイレ、梯子、ロープ、スコップ、つるはし、なた、ハンマー、バール、担架、リヤカー、鋸、シート、毛布、延長コード、バケツ、タオル、ヘルメット、懐中電灯、ハンドマイク、ラジオ、工具セット法被、非常食など。ただし、消火器の充填材などの消耗品は除く。
--

年 月 日

自主防災組織助成金交付申請書

大和高田市長 殿

自主防災組織名
代表者 住 所
氏 名 印
T E L

大和高田市自主防災組織助成金を受けたいので、助成金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり申請します。

1 自治会名及び世帯数

校区 町 世帯

2 結成年月日 年 月 日

3 助成金交付申請額 円
防災資機材の内訳

4 添付資料

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 防災資機材購入の領収書の写し
- (5) その他

様式第2号（第6条関係）

大和高田市指令（ ）第 号
年 月 日

自主防災組織助成金交付決定通知書

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、大和高田市自主防災組織助成金交付要綱第6条第1項の規程により通知します。

1 助成金交付額 円

※ただし、助成金交付要綱第4条の規程により助成金は20万円を限度とします。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

自主防災組織助成金交付請求書

大和高田市長 殿

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名

印

T E L

大和高田市自主防災組織助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり請求
します。

助成金請求額	円
--------	---

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

自主防災組織助成金実績報告書

大和高田市長 殿

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名

T E L

印

大和高田市防災助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 自治会名及び世帯数

校区 町 世帯

2 結成年月日 年 月 日

3 指令番号及び年月日

大和高田市指令（ ）第 号

年 月 日

4 助成金決定額 円

5 添付資料

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

7 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 21 日条例第 9 号
最終改正令和元年 12 月 17 日条例第 22 号

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前

2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(災害弔慰金の支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(災害弔慰金の支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、必要と認めるときは遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

3 延滞の場合を除く据置期間経過後の法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1.5パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるも

のとする。

(大和高田市行政手続条例の適用除外)

第 16 条 この条例の規定に基づく災害救援資金の貸付けに関する処分については、大和高田市行政手続条例（平成 10 年条例第 3 号）第 2 章、第 3 章及び第 4 章の 2 の規定は、適用しない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

8 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 61 年 9 月 19 日規則第 24 号
最終改正令和元年 7 月 12 日規則第 4 号

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、大和高田市の区域外で死亡した市民（条例第 2 条第 2 号に規定する市民をいう。以下同じ。）の遺族に対し、災害弔慰金を支給しようとするときは、当該遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書提出を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者（条例第 9 条に規定する障害者をいう。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、大和高田市の区域外で障害者となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書の提出を求めるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項(保証人を立てる場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書等の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)により、当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)により、当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)により、当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)により、当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)により、当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)により、当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納付しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を記載した氏名等変更届（様式第 16 号）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日						
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日						
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関 節 運 動 範 囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
	左									
	右									
	左									

上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局番 _____

病院又は 所在地 _____

_____ 年 月 日 診療所の 名 称 _____

診療担当者
氏 名 _____ 印

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)			
借入申込者について	フリガ			男・女		年 月 日生(歳)			
	氏名								
	フリガ					郵便	電話番号		
	現住所	(方)		〒	局番				
	本籍			勤務先の名					
	職業			称と所在地					
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
	収入合	円		支出合計	円				
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居				
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)				
	負債	(内容)		(金額) 円					
連帯保証人(保証人)	氏名			男・女		年 月 日生(歳)			
	現住所			本籍地					
	職業	月収	円	申込者と関係		家族数	人		
	資産	土地	(1)宅地 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤務先	名称所在地			
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²				電話 局 番		
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)			
資金の使途	資金の使い方総額			円	資金の内訳			合計	円
	に			円	災害援護資金で			円	
	に			円	手持資金で			円	
	に			円	その他()で			円	
	に			円					

被害者の状況	被災時の具体的状況		負傷	全治	か月		
	住居の被害	(1) 全壊	(2) 半壊				
	家財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)		
		洋服だんす					
		鏡台			障子		
		腰掛・机			ふすま		
		本箱・本棚					
		食器・戸棚			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
		げた箱					
	の被害	証明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗濯機					
電気掃除機							
ミシン							
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚まし時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたいので申込みます。							
年 月 日							
借入申込者 印							
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。							
年 月 日							
連帯保証人 印							
大和高田市長 殿							

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付け
を決定しましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号					
貸付金額		円					
据置期間		年	月	日から	年	月	日まで
償還期間		年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年賦	半年賦	月賦				
利	子						

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

大和高田市長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 半年賦 月賦

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所

氏名

印

大和高田市長 殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

大和高田市長 殿

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの 条 件	借入 金額	円	貸付番号	
	据置 期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	か月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還 方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申請のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日 まで

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市長 印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申請がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理
由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いします。

（不承認の理由）

様式第 10 号（第 14 条関係）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

大和高田市長 殿

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違 約 金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第 11 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除します。

様式第 12 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計
円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急
償還をお願いします。

様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部で 円〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借相受人又は続はその人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還の免除を申請します。					
年 月 日					
大和高田市長 殿				免除申請者	印

様式第 14 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

大和高田市市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額 元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額 利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

大和高田市市長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

様式第 16 号（第 17 条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住所	
連帯保証人	氏 名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動しましたので届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 借受人（又は同居の親族） 住所 氏名 印 連帯保証人 住所 氏名 印 </div> 大和高田市長 殿				

(参考) 第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
	死亡の状況(行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金と支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
		住所			円
	先順位者の有・無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無
備 考	支給した職員				

9 大和高田市小災害見舞金支給要綱

平成 21 年 5 月 25 日告示第 54 号

大和高田市小災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内において発生した小災害の被災者に対して災害見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小災害 暴風、豪雨、洪水、地震等による自然災害及び火災、爆発等による災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されない小規模の災害をいう。
- (2) 住家 現に居住のために使用されている建物をいう。
- (3) 被災者 市内に住所を有する者で住家が小災害を受けたときの居住者をいう。
- (4) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (5) 全壊、全焼、流失 住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修をしても再び住家として使用することが困難であると認められるもの等住家その居住のための基本的機能を喪失したものをいい、具体的には、住家の損壊し、焼失し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のものをいう。
- (6) 半壊、半焼 住家の損壊が甚だしいが、その残存部分に補修を加えることにより再び住家として使用することができると認められるもの等住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したものをいい、具体的には、住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のものをいう。
- (7) 床上浸水 前 2 号に該当しないものであって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

(災害見舞金の支給)

第 3 条 市長は、被災者の世帯主又は被災者世帯の遺族に対し、災害見舞金を支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 61 年条例第 24 号）第 4 条の規定の例による。

(災害見舞金の額)

第 4 条 災害見舞金の額は、次の表の左欄に掲げる被害区分に応じ同表の右欄に定める金額とする。

被害区分	金額	
	単身	2人以上世帯
住家の全壊、全焼、流失	15,000 円	20,000 円
住家の半壊、半焼	10,000 円	15,000 円
床上浸水	10,000 円	15,000 円

(申請の手続)

第5条 災害見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該小災害を受けた日から30日以内に災害見舞金支給申請書(別記様式)を提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(認定及び支給)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、実地調査又は警察署若しくは消防署からの報告に基づき小災害による被害及びその程度の認定を行うとともに、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に災害見舞金を支給するものとする。

(支給の制限等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1) 小災害が被災者の故意により生じたものであるとき。
- (2) 申請の内容に偽りがあるとき。

2 市長は、既に災害見舞金を支給した場合において、前項各号に掲げる事実が判明し、不正の手段により災害見舞金を受給した者があると認めたときは、当該受給者に対し、既に支給した災害見舞金の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により、災害見舞金の返還を求められた者は、直ちに当該受給した災害見舞金を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

(大和高田市小災害見舞金給付内規の廃止)

2 大和高田市小災害見舞金給付内規(平成15年4月9日市長決裁)は、廃止する。

別記様式（第5条関係）

災害見舞金支給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

次のとおり災害見舞金の支給を申請します。

災害名			
災害発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
災害発生場所	大和高田市		
災害発生原因			
被害区分	1 住家の全壊、全焼、流失 2 住家の半壊、半焼 3 床上浸水		
被災者世帯の 世帯主名等	氏名	申請者との続柄	世帯区分
		1 本人 2 ()	1 単身世帯 2 2人以上世帯
備考			

第 4 章 様式

1 被害調査報告基準

被害調査報告は、それぞれ次表に定めるところによるものとする。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者 (負傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は必要のある者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込の者。なお重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい付属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	損壊の程度が半壊にいたらないもので、補修を必要とする程度のも。ただし、窓ガラス数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

被害項目		報告基準
住家の被害	非住家の被害	<p>「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属しないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、公民館、神社、仏閣は非住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>「棟」とは、住家の被害の棟と同義である。</p>
	田畑被害	<p>流失 失没 耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。</p> <p>冠水 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。</p>
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	<p>「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</p> <p>「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	橋梁	<p>「橋梁」とは、道路を連結するために、河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	河川	<p>「河川」とは、河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	砂防	「砂防」とは砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被害項目		報告基準
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもつて運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、災害により電信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道が断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 たとえば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告するものとする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
被害金額	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

被害項目		報告基準
その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば、家畜畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえば、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具とする。

(注)

1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何等かの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
4. その他、災害発生場所、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況、その他について簡潔に記入するものとする。

2 火災等即報

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

*特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 圧 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建 物 概 要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
部分焼 ぼ や 棟	林野焼損面積	a				
り 災 世 帯 数	世帯			気象状況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防知覚方法		気象状況		
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃ガス 5.毒劇物 6.R I 等 7.その他	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症	
			中等症	
			軽傷	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出場機関		出場人数	出場資機材
	事 業 所	自衛防衛組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消 防 団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	警戒区域の設定		月 日 時 分	
	使用停止命令		月 日 時 分	
海上保安庁		人		
自 衛 隊		人		
そ の 他		人		
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3 救急・救助事故等即報

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

		報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
消防庁受信者氏名 _____		報告者名				
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害					
発生場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法				
事故等の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等	人 (人)	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
救助活動の要否						
要救護者数 (見込)		救助人員				
消防・救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

4 災害即報

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟		
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

5 被害状況即報告

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市 町 村 名			区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名			畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
			学	校	箇所			
				病	院		箇所	
			道	路	箇所			
				橋	り よ う		箇所	
			河	川	箇所			
				港	湾		箇所	
			砂	防	箇所			
				清 掃 施 設			箇所	
			が	け 崩 れ	箇所			
				鉄 道 不 通			箇所	
			被 害 船 舶 隻					
			水	道	戸			
			電	話	回線			
			電	気	戸			
			ガ	ス	戸			
			ブ ロ ッ ク 塀 等				箇所	
			り 災 世 帯 数			世帯		
			り 災 者 数			人		
			火災発生	建	物	件		
				危	険 物	件		
			そ の 他			件		
非住家	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						

区 分		被 害	災 等	都 道 府 県
公立文教施設	千円		害の 対設 策置 本状 部況 災適用 害市町 救村 助法名	市 町 村
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他公共施設	千円			
小 計	千円			
公共施設被害 市 町 村	団体			
そ の 他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	その他	千円		
被害総額	千円		119番通報件数	件
災害の概要				
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)		
	自衛隊の災害派遣	その他		

※1 被害額は省略することができる。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を越える場合は多数）と記入すること。

6 水防警報受報様式

表1 水防警報受報様式

(1) 知事の指定する河川

水防警報・水位到達情報・氾濫発生情報

整理番号 ○号

奈良県水防本部

令和 年 月 日 時 分

○○川○○観測所の水位は
○○月○○日○○時○○分現在、○○m○○cmです。

◎当該水位観測所の受け持ち区間

上流端	()から
下流端	()まで

選択対象	種類	内容
	水防警報準備	水防団待機水位を上回りました。 [水防機関は水にかかわる現象に対応できるよう準備体制に入って下さい。なお、井堰、水(樋)門扉等の管理責任者は、河川流水の疎通に支障のないよう対処して下さい。]
	水防警報出動	【警戒レベル2相当情報[洪水]】 氾濫注意水位を上回りました。 [水防機関は危険箇所に対応できる出動体制に入ってください。なお、井堰、水(樋)門扉等の管理責任者は、河川流水の疎通に支障のないよう対処して下さい。]
○	氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】 避難判断水位を上回りました。 [市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。]
	氾濫危険情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】 氾濫危険水位を上回りました。 [市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。] 【特記事項】 ○○市○○付近で氾濫のおそれが高まっています。
	氾濫発生情報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】(○○)川では、(○○)市町村(○○○)付近で 氾濫が発生しました。 [直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。] 【特記事項】 ○○橋付近で堤防の決壊が発生しています。
	氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】に引き下げ 氾濫危険水位を下回りました。 [市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。]
	水防警報出動	【警戒レベル2相当情報[洪水]】に引き下げ 避難判断水位を下回りました。
	水防警報準備	氾濫注意水位を下回りました。
	水防警報解除	水防団待機水位を下回りました。 [上記河川の水防警報を解除します。]

◎水位観測所の水位設定

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
○○	○.○○ m	○.○○ m	○.○○ m	○.○○ m

◎参考「雨量」「その他の河川の水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	https://www.river.go.jp/	https://○○○
--------	---	---------------------------------------

問い合わせ先
奈良県水防本部(河川整備課)
TEL:0742-27-8675
現地指導班(○○土木事務所)
TEL:0000-00-0000

7 水防実施状況報告書

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m		雨 量 mm						
水防実施箇所	川 左岸 地先 m		右岸						
日時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出勤人員	水防団員	消防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	そ の 他					雨 量 水 位 の			
						状 況			
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

8 自衛隊派遣要請書

大高第 号
年 月 日

奈良県知事 殿

大和高田市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請をお願いいたします。

記

1. 災害の状況及び派遣を必要とする理由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数
4. 派遣を希望する区域及び活動内容
5. その他

9 自衛隊派遣部隊の撤収要請書

大高第 号
年 月 日

奈良県知事 殿

大和高田市市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請方お願いいたします。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業内容
4. その他参考事項

10 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3 (第6関係)

		年 月 日
奈良県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

1 1 緊急通行車両確認標章

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年月日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表示の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、縦15cm、横21cmとする。

登 録（車両）番 号			
<input type="text"/>			
緊		急	
有効期限	<input type="text"/>	年	<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

1 2 義援金領収書・義援品受領書の書式

<p>領収書No.</p> <p>¥</p> <p>義援金とし上記の金額領収しました。</p> <p>年 月 日 様</p> <p>大和高田市長</p>	<p>領 収 書</p> <p>¥</p> <p>義援金として上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日 様</p> <p>大和高田市長</p>
--	---

<p>受領書No.</p> <p>義援物資として、内訳</p> <p>につき受領しました。</p> <p>年 月 日 様</p> <p>大和高田市長</p>	<p>受 領 書</p> <p>義援物資として、内訳</p> <p>につき受領しました。</p> <p>年 月 日 様</p> <p>大和高田市長</p>
--	---

13 り災証明申請書

り災証明申請書

大和高田市長 様

※太枠内を記入して下さい。

令和 年 月 日

申請者	住 所			
	現在の連絡先			Tel
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()		
り災者	住 所			
	現在の連絡先			
	ふりがな 氏名			
り災世帯 の構成員	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄
り災場所等 (アパート等の名 称、室番号も記入 して下さい)	大和高田市			
	<input type="checkbox"/> 住 家 <input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家	<input type="checkbox"/> 貸家 (所有者住所・氏名) ()	
り災世帯	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊			調査済証 整理番号
り災原因	令和 年 月 日に発生した による。			

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入して下さい

委 任 状	
令和 年 月 日	
大和高田市長 様	
上記申請者 _____ に、り災証明書の請求・受領について委任します。	
住所	
委任者	
氏名	
印	

市町村確認欄

本人 確認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 外国人登録証 <input type="checkbox"/> 納税通知書	<input type="checkbox"/> 職員による確認 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (又は、資格確認書等)		

14 被災証明書

被災証明書

大高罹証第 号

被災者	被災時の住所				電話：
	現在の連絡先				電話：
	(ふりがな) 氏名				
被災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	
		世帯主			
被災場所	建物所在地 大和高田市				
	建物の種類				
	「持家」「借家」「貸家」の別 ※借家の場合、所有者住所・氏名 ()				
被災原因	令和 年 月 日に発生した による。				
被災程度					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

大和高田市長

印

16 家屋被害状況調査票

※ リ災証明交付用の調査
(表面)

家屋被害状況調査票【木造】

申請者名 (世帯主等)			
住所		電話	
連絡先		電話	

■家屋の状況

種類	自家 ・ 借家 ・ 社宅 等	1戸建 ・ 共同住宅 ・ 長屋建 ・ 併用住宅
	共同住宅名 () 階 号 室	

- 1 家屋全体の状況 [倒壊 ・ 傾斜(有 ・ 無) ・ 撤去済]
2 損害割合認定表 修繕の有無 (有 ・ 無)

部分別	構成比		小 ← 損害の程度 → 大				説明 ※ 該当箇所を○ で囲む
			～ 1/4	1/4 ～1/2	1/2 ～3/4	3/4 ～	
屋根 (天井)	20	—	5%	10%	15%	20%	屋根瓦のゆるみのみ 5%
壁 (外壁・内 壁)	40	亀裂のみ	5%	10%	15%	20%	外壁と内壁に差が ある場合は平均値
		剥落・浮き上り	10%	20%	30%	40%	
基礎 床	20	亀裂のみ	3%	5%	8%	10%	床落ち、傾斜等の 場合は下欄を優先
		剥落・浮き上り	5%	10%	15%	20%	
柱	10	—	2%	5%	7%	10%	柱の損傷、傾斜、 ずれ
建具	10	—	2%	5%	7%	10%	建具、ガラス
合計	100	—	%				—

記事欄	調査結果 (○で囲む)	
	1	50%以上 (全壊)
	2	20%以上 50%未満 (半壊)
	3	20%未満 (一部損壊)

調査年月日	令和 年 月 日	調査員の所属		氏名	
調査方法	外観 ・ 内部	立 会 い	有	・	無

家屋被害状況調査票【非木造】

申請者名 (世帯主等)			
住 所		電 話	
連 絡 先		電 話	

■家屋の状況

種 類	自家 ・ 借家 ・ 社宅等	1戸建 ・ 共同住宅 ・ 併用住宅
	共同住宅名 () 棟 階 号室	

1 家屋全体の状況 [倒壊 ・ 傾斜 (有 ・ 無) ・ 撤去済]

2 損害割合認定表 修繕の有無 (有 ・ 無)

部 分 別	構 成 比	小 ← 損害の程度 → 大				説 明 ※ 該当箇所を○ で囲む	
		～ 1/4	1/4 ～ 1/2	1/2 ～ 3/4	3/4 ～		
内 外 装 (仕上げ)	35	亀裂のみ	6%	12%	18%	25%	亀裂と剥落がある 場合は下欄を優先
		剥 落	8%	17%	26%	35%	
建 具	15	—	3%	7%	11%	15%	建具・ガラス
基 礎	10	亀裂のみ	1%	2%	3%	5%	亀裂が深い場合は、 下欄を用いる
		剥 落	2%	5%	7%	10%	
主要構造部 (屋根・壁体・ 床・柱等)	40	亀裂のみ	3%	7%	11%	15%	内・外装の損傷部分 からチェックする
		剥 落	10%	20%	30%	40%	
合 計	100	—	%			—	

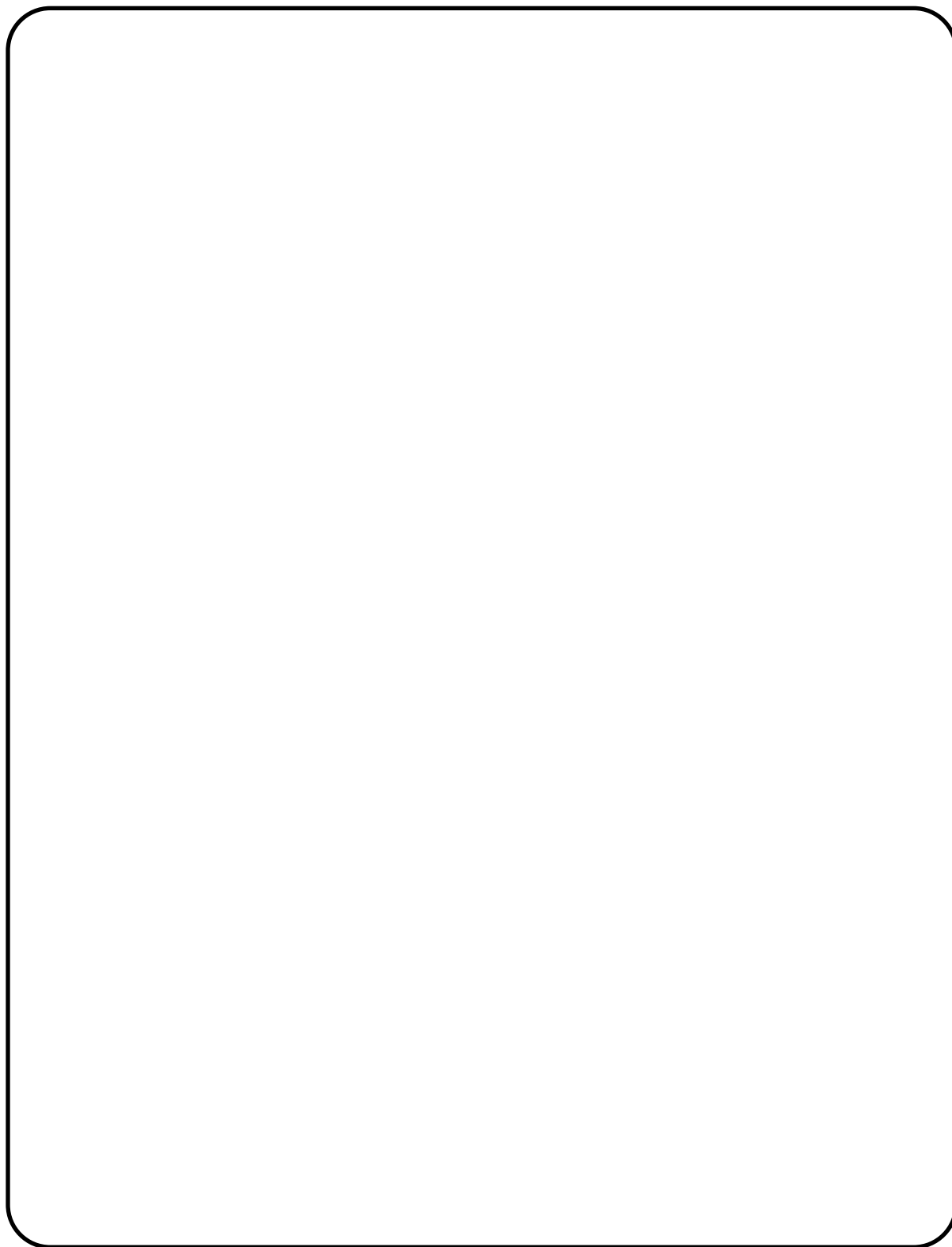
記事欄	調査結果 (○で囲む)	
	1	50%以上 (全壊)
	2	20%以上 50%未満 (半壊)
	3	20%未満 (一部損壊)

調査年月日	令和 年 月 日	調査員の所属		氏名	
調査方法	外観 ・ 内部	立 会 い	有	・	無

(裏面)

地震被害外觀目視調査

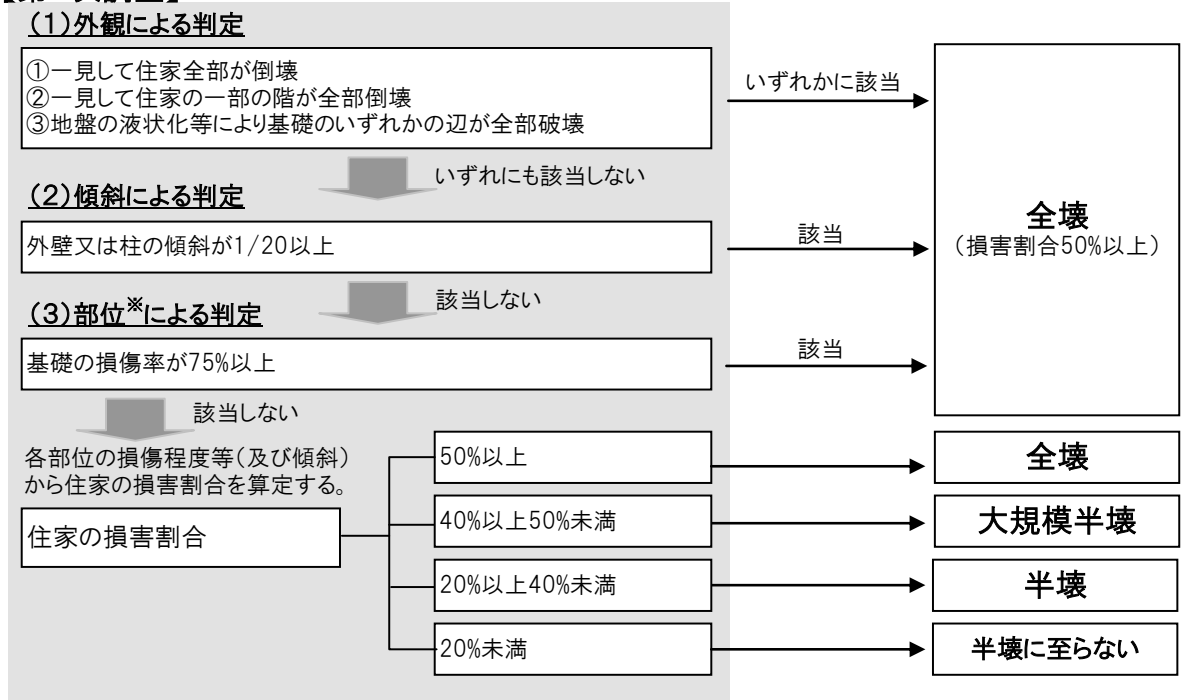
住家被害調査票（建物配置図）



17 災害に係る住家の被害調査判定の手順

<地震:木造・プレハブ>

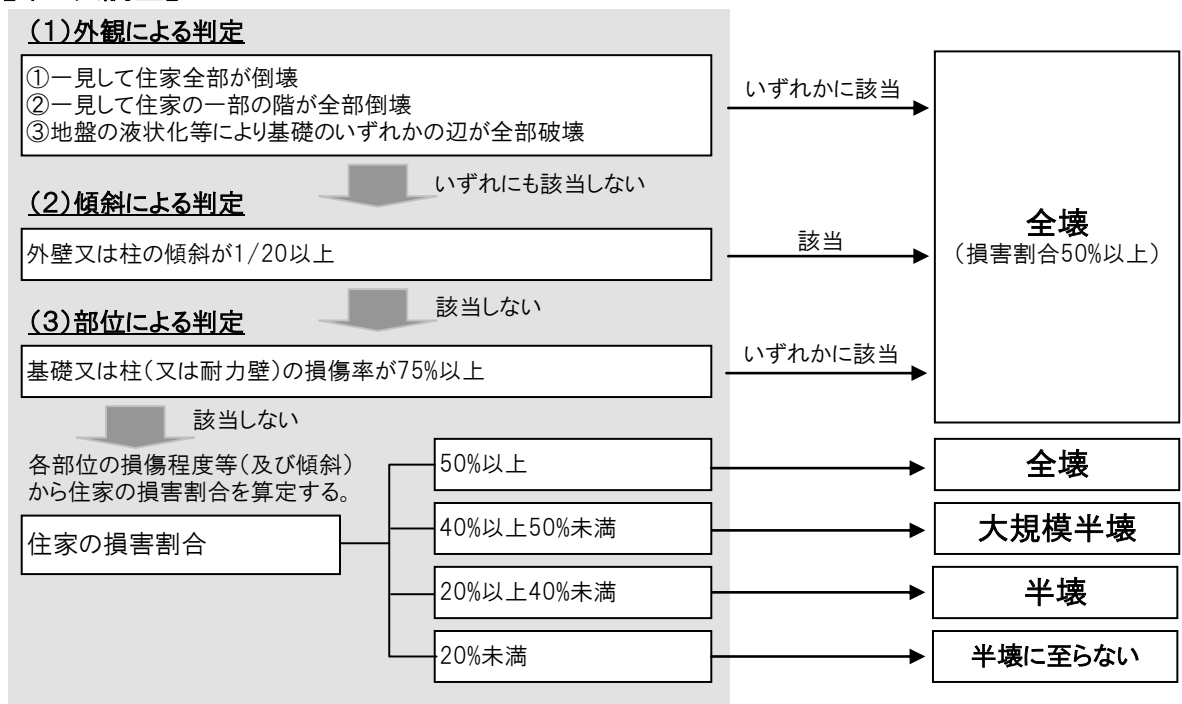
【第1次調査】



↓ 被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】



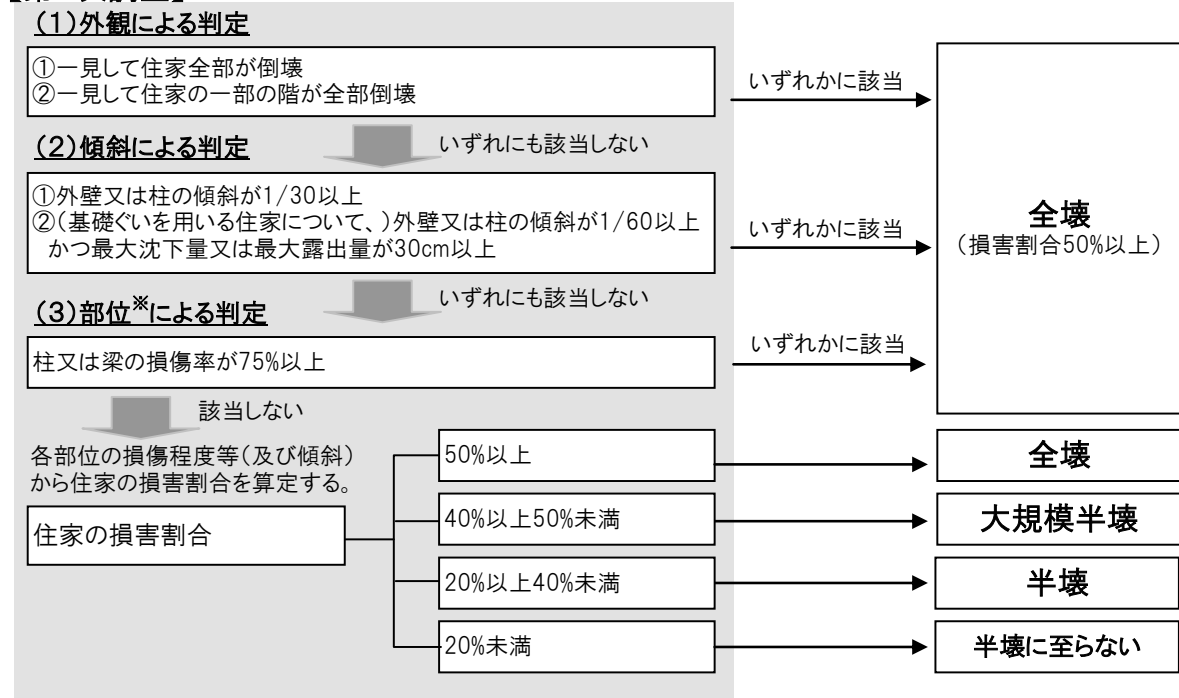
↓ 被災者から不服の申立てがあった場合

【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<地震:非木造>

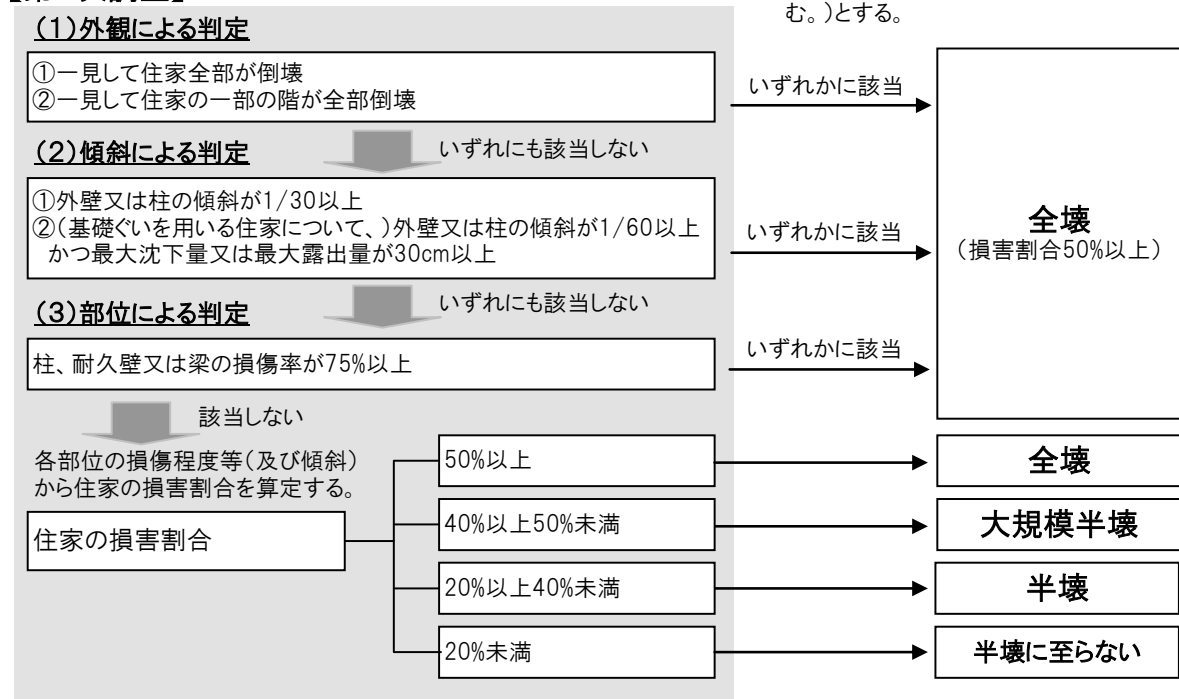
【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】

被災者から申請があった場合



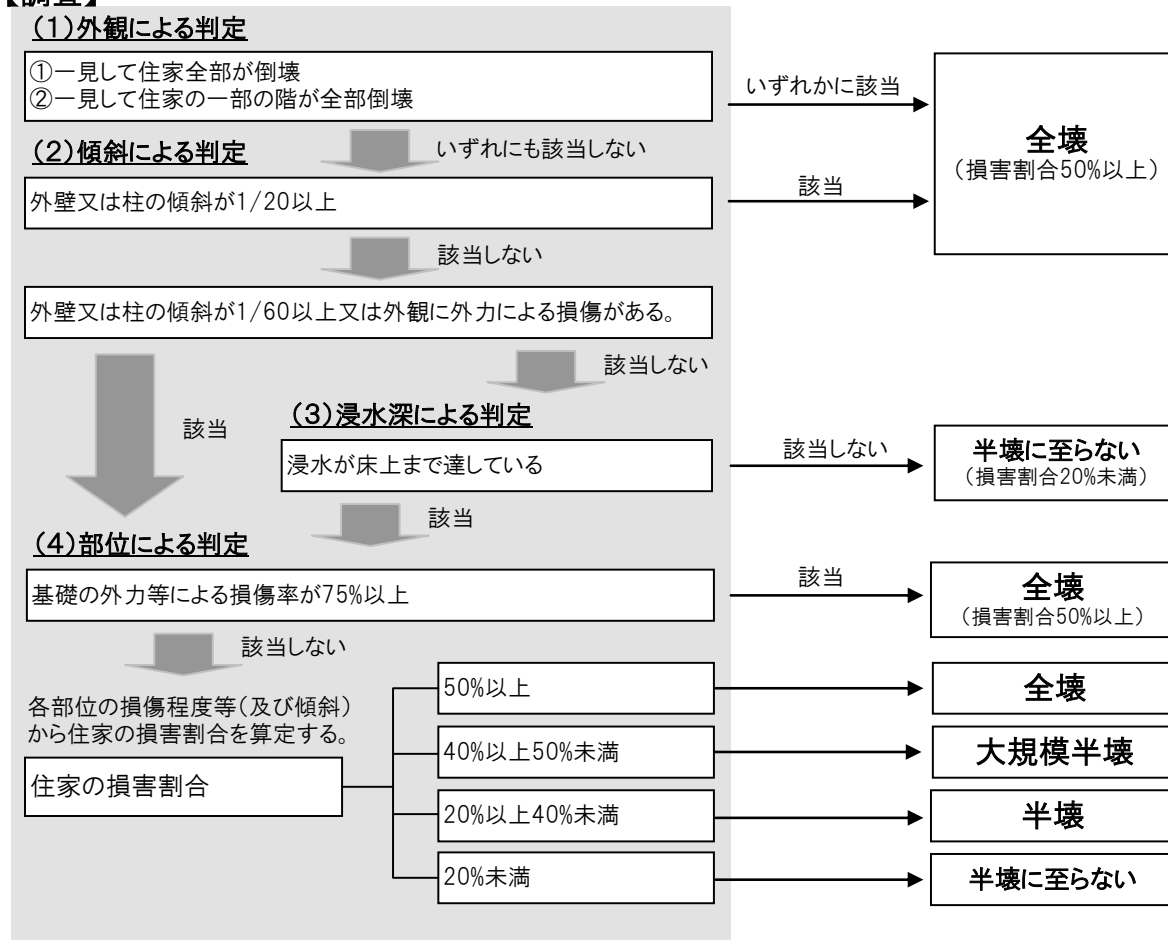
被災者から不服の申立てがあった場合

【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<水害:木造・プレハブ>

【調査】



【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

18 応急危険度判定調査表(被災建物応急危険度判定マニュアルより)

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造形式 1.在来軸組構造 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()
 6 建築物規模 1階寸法 約 $\sqrt{\quad}$ m × $\sqrt{\quad}$ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5 階

ア m

イ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

調査方法

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定(調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント(構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300~1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100~1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200~1/50	3.1/50超
④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1.20%以下	2.20%~50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔食が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

①

②

③

被害最大の階 _____ 階

④

⑤

⑥

⑦

⑧

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目

調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
- 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
- 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造 (_____) と (_____)
- 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

整理番号

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____

4 _____

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定 ② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③ 地盤破壊による建築物全体の沈下 ④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階 (被害最大の階) _____ 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さを読みかえる)		
判定(2) ⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 本 調査柱 本 (調査率 _____ %)		
	1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
判定(2) ⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 本 調査柱 本 (調査率 _____ %)		
	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上

判定(1)

①

②

③

④

柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

- 1. 調査済 (緑)
- 2. 要注意 (黄)
- 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 7-12 調査日時 1月25日 午前・ 午後 3 時 調査回数 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) 川端 太郎 (愛知県/7A-803)
岡田 一郎 (愛知県/9E-799)

整理番号
7-12

建築物概要

- 1 建築物名称 田中 二郎 1.1 建築物番号 15
 2 建築物所在地 東山田 15 2.1 住宅地図整理番号 20
 3 建築物用途 戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造形式 在来軸組構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()
 5 階数 1.平屋 2階建て 3.その他 ()
 6 建築物規模 1階寸法 約 8 m × 9 m

建築物番号
15

住宅地図整理番号
20

3 1

4 1

5 2 階

ア 8 m

イ 9 m

調査 調査方法: 外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

調査方法
1

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	<input checked="" type="radio"/> 2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	<input checked="" type="radio"/> 1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	<input checked="" type="radio"/> 2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60~1/20	<input checked="" type="radio"/> 3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	<input checked="" type="radio"/> 2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	<input checked="" type="radio"/> 1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	<input checked="" type="radio"/> 3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 2

② 1

③ 2

④ 3

⑤ 2

⑥ 1

判定
3

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	<input checked="" type="radio"/> 2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	<input checked="" type="radio"/> 2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	<input checked="" type="radio"/> 3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他(ブロック塀)	1.安全	2.要注意	<input checked="" type="radio"/> 3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	<input checked="" type="radio"/> 3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 2

② 2

③

④ 3

⑤

⑥

⑦ 3

判定
3

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定
3

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

建築物が傾斜しており倒壊の危険があります。
 ブロック塀が傾斜しており危険です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 A-123 調査日時 1月19日 午前・午後 2 時 調査回数 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) 相田一夫 (千葉県/5678)
西山一郎 (千葉県/5779)

集計欄は数字で記入
 S
 整理番号 A-123

建築物概要

- 1 建築物名称 緑ヶ丘セル 1.1 建築物番号 591-1
 2 建築物所在地 緑ヶ丘1-2-1 2.1 住宅地図整理番号 18
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 ④併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造形式 ①ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 ()
 5 階数 地上 5 階 地下 0 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 10 m×6 m

建築物番号 591-1
 住宅地図整理番号 18
 3 4
 4 1
 地上 5 階
 地下 0 階
 ア 10 m
 イ 6 m

調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 ()

調査方法 1
 1 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	<u>①</u> 1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	<u>①</u> 1.1/300以下	2.1/300~1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100~1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200~1/50	<u>③</u> 1/50超
被害最大の階 (7階)	④部材の座屈の有無	1.無し	<u>②</u> 2.局部座屈あり 3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
	⑤筋違の破断率	<u>①</u> 1.20%以下	2.20%~50% 3.50%超
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	<u>②</u> 2.一部破断あるいは亀裂 3.20%以上の破断
	⑦柱脚の破損	1.無し	<u>②</u> 2.部分的 3.著しい
⑧腐食の有無	<u>①</u> 1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆 3.孔食が各所に見られる	
危険度の判定	1.調査済み全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	<u>③</u> 3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

① 1
 ② 1
 ③ 3
 被害最大の階 1 階
 ④ 2
 ⑤ 1
 ⑥ 2
 ⑦ 2
 ⑧ 1
 判定 3

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	<u>①</u> 1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	<u>②</u> 2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	<u>②</u> 2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	<u>②</u> 2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	<u>②</u> 2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 ()	1.安全	<u>②</u> 2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み全部Aランクの場合	<u>②</u> 2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 1
 ② 2
 ③ ✓
 ④ 2
 ⑤ 2
 ⑥ 2
 ⑦ 2
 判定 2

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) ③ 危険 (赤)

総合判定 3

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

建物全体の傾斜が著しいため危険です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

記入例

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

整理番号 18R-③-10 調査日時 1月21日 午前・(午後) 3 時 調査回数 回目
 調査者氏名(都道府県/No) 白井 一夫 (神奈川県/95-1351)
上園 一郎 (神奈川県/97-1013)

RC
 整理番号
18R-③-10

建築物概要

- 1 建築物名称 桜ヶ丘ビル 1.1 建築物番号 ③-10
 2 建築物所在地 桜ヶ丘 6-5-20 2.1 住宅地図整理番号 18R
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 ③共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他()
 4 構造種別 ①鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造()と()
 5 階数 地上 5 階 地下 1 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 30 m×20 m

建築物番号
③-10
 住宅地図整理番号
18R
 3 3
 4 1
 地上 5 階
 地下 1 階
 ア 30 m
 イ 20 m

調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他()

調査方法
1
 1 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

判定	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① ①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	②あり	
判 定	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	2.不明確 3.危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	① 0.2m以下	2. 0.2m~1.0m 3. 1.0m超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	① 1/60以下	2. 1/60~1/30 3. 1/30超
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) <u>1</u> 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さを読みかえる)		
(2)	⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 <u>0</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本 (調査率 <u>65</u> %)		
	① 1%以下	2. 1%~10%	3. 10%超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 <u>2</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本 (調査率 <u>65</u> %)		
判定(2)	1. 10%以下	② 10%~20%	3. 20%超
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上

判定(1)
 ① 2
 ② 1
 ③ 1
 ④ 1
 柱の被害最大の階
1
 ⑤ 1
 ⑥ 2
 判定(2)
2
 判定
2

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	②歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	②部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 2
 ② 2
 ③ ✓
 ④ 1
 ⑤ 1
 ⑥ ✓
 判定
2

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) ② 要注意(黄) 3. 危険(赤)

総合判定
2

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

構造躯体の1階の柱が損傷を受けており要注意です。
 窓ガラス,外壁にひび割れがあり,落下危険物も要注意です。

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

19 避難者収容記録簿

入所年月日		年 月 日		居住グループ	
ふりがな 世帯主氏名	性別	男・女		家屋の 被害状況	居住の可否（可・否）
	年齢	歳			全壊・半壊・一部損壊断水・停電・
	避難確認				ガス停止・電話不通
資格・特技	所属自治会				
住所	車		車種	ナンバー	
	ペット		有（種類）・無		
電話番号	携帯番号				
緊急連絡先 ※必ず記入し てください	氏名				
	住所				
	電話番号				
家 族 構 成	氏名	続柄	性別	資格・特技等	避難確認
避難者名簿の掲示・公開※1		同意する・同意しない			
その他、特に申告する必要があること（負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要であるなど）					

※1 避難者名簿の提示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

退所状況	
退所年月日	年 月 日
退 所 後 連 絡 先	住 所
	電話番号
	備 考
入所継続家族等ありましたら、記入してください。	

20 被災者台帳

(例)

No	地区	行政区		世帯番号	世帯番号	氏名		生年月日	世帯主	性別	住所(住基)※被災前住所	居所(住基と異なる場合)	居所区分		電話番号	世帯構成
		行政区C	行政区イ			カナ氏名	氏名						イ	ロ		
	丸森	1020	本町	1111	102110001	丸森 太郎	丸森 太郎	S25.12.22	1	男	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1	080-1111-1111	複数
	丸森	1020	本町	1112	102110001	丸森 花子	丸森 花子	S29.12.20		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1	070-2222-2222	複数
	丸森	1020	本町	1155	102110001	丸森 次郎	丸森 次郎	S56.7.30		男	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111111	102110001	丸森 鳥子	丸森 鳥子	S56.6.18		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111222	102110001	丸森 杉子	丸森 杉子	H21.12.1		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数
	丸森	1020	本町	111333	102110001	丸森 百合子	丸森 百合子	H25.5.11		女	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋	丸森町金山字長根63番地1	金山	1		複数

内閣府ホームページ 防災情報のページ

被災者台帳について

「被災者台帳(例)エクセルデータ」を参照

21 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

市町村名 大和高田市

処理 月日	死体発見 の日時 及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者 との 関 係	品 名	数量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

22 埋葬・火葬台帳

埋葬・火葬台帳

市町村名 大和高田市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者 氏名		埋葬を行った者		埋葬・火葬費（円）				備考
		氏名	年齢	死亡者 との 関係	氏名	棺（付属 品を含む）	埋葬 又は 火葬料	骨箱	計	
計			人							

23 障害物除去の状況記録簿

障害物除去の状況

市町村名 大和高田市

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 (円)	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 (焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			